

# 珠江デルタの地域社会

—新会県のばあい—

西川喜久子

はじめに

一 新会県の沿革

二 地域経済

(1) 概況

(2) 沙田

(3) 菓扇業

三 宗族

(1) 概況

(2) 縣城

(3) 東北

(4) 西南

四 趙氏と莫氏の抗争

小結

珠江デルタの地域社会

## はじめに

筆者の問題関心は、咸豐年間の天地会反乱前後における珠江デルタの社会変動・地域権力と国家権力との関係の問題を解明することにあるが、そのためには、一度、一県全体を総体として捉えてみる必要がある。本稿では、広州府に属する新会県をとり上げ、県の特性、地域経済の特質を踏まえて、県内各地域の宗族・郷紳の実態を可能な限り把握した上で、右の問題を検討しようとした。しかし、地域権力と国家権力との関係を解く鍵となる郷紳の問題及び天地会反乱そのものについては、時間及び紙数の制約上、本稿では論及するに至らなかつた。続稿で考察したい。

本稿で対象としたのは、広州府に属する新会県である。以下頻出する各時期の『新会県志』について、例えば乾隆『県志』の如く略記することとする。なお、『新会県志』は整つた形のものとしては、同治『県志』が最後で、光緒三四年に『新会郷土志轉稿』（以下、光緒『郷土志』と略記）が刊行されて以後、『県志』は出ていない。また、光緒『郷土志』は「選舉表」を載せていないので、科挙合格者名については、同治『県志』に載せる、同治九年までのものしか利用できなかつた。しかし、筆者の当面の主要な問題関心は、前記の通り天地会反乱前後の時期にあるので、光緒期以後における史料の不備は、さほど大きな障害とはならない。

## 一 新会県の沿革

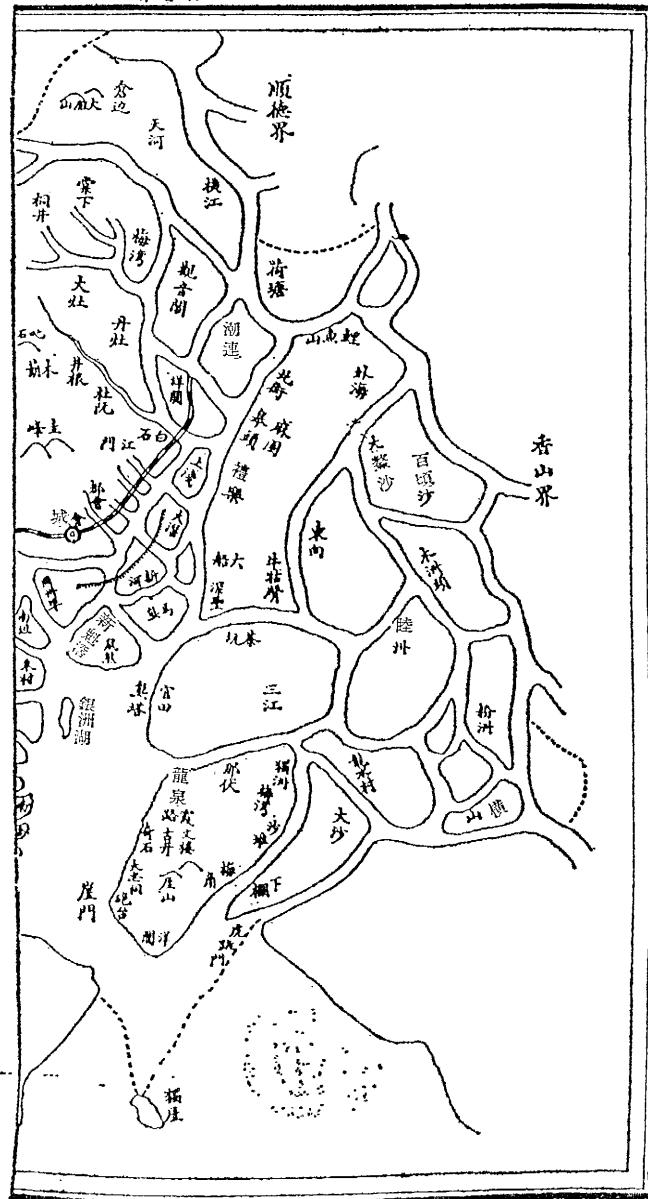
新会県は、珠江デルタの西南部に位置している。中国の研究を踏まえた片山剛氏の表現を借りれば、珠江デルタを形成する「西北江老三角洲」（上流デルタ）、「番禺冲缺三角洲」・「中山冲缺三角洲」・「新会冲缺三角洲」（下流三デルタ）のうちの最後「新会冲缺三角洲」即ち「下流デルタ」の最西部にある<sup>(1)</sup>。

新会県の設置は隋代に遡り、はじめ封州に隸したが、後、封州は允州、ついで岡州と改称した。新会県の別名を岡州と称するのは、ここに淵源がある。新会県の元來の領域は広大であったため、南宋紹興二二年（一一五三）、香山县を新設するに当つて、県東南部の乾霧・斗門及び東北部の古鎮を割き、明景泰三年（一四五二）、順徳県設置の際には、北部の白藤などの地を、さらに成化一四年（一四七八）、県西部を恩平県に、弘治一一年（一四九八）、県西南部の得行・文章二都の地を新寧県（現台山県）に、清順治六年（一六四九）、県西部の古博などの地を開平県に、雍正一〇年（一七三二）、西北部の古勞などの地を鶴山県に、それぞれ割いて領域を縮小した<sup>(2)</sup>。

このように新会県の県としての歴史は、珠江デルタ諸県の中では古い方に属するが、デルタの中でも最も下流に位置するこの地は、唐代までまだ沙洲の形成が少なく、新会県は「人烟稀少」であり、県等は「下等県」に属していた。外海・荷塘・麻園・潮連など東北部の一部を除き、全体として新会県が発展し始めた時期は、広州府下ではやや遅く、清代乾隆年間（一七三六——一七九五）以降と見られる。康熙『県志』卷四、建置志、墟市には、市が一三（うち八は県城内外にある）、墟が三三塉がつており、乾隆（六年刊）『県志』卷三、建置志、墟市でも、市が一三、墟が二九となつていて、ほとんど変化がない<sup>(3)</sup>。しかし、道光『県志』卷四、建置下、墟市になると、市が二三、墟が四六に増加している。このことは、乾隆・嘉慶期（十八世紀中期——十九世紀前期）に急速な発展があつたことを推測させるものである。

東洋文化研究所紀要 第百二十四册

図1 新会県全図『雲歩李氏宗譜』より転載



清代、新会県は、県内を、初め、東・西・南・東北の四地区に分け、それぞれ潮連司・牛肚湾司・沙村司・大瓦司の四巡檢司を置いている。<sup>(4)</sup>牛肚湾司（邊名都にあり）を除く三司は明初に衙署を建てたが清代に廃し、県城に儒居す

### 珠江デルタの地域社会

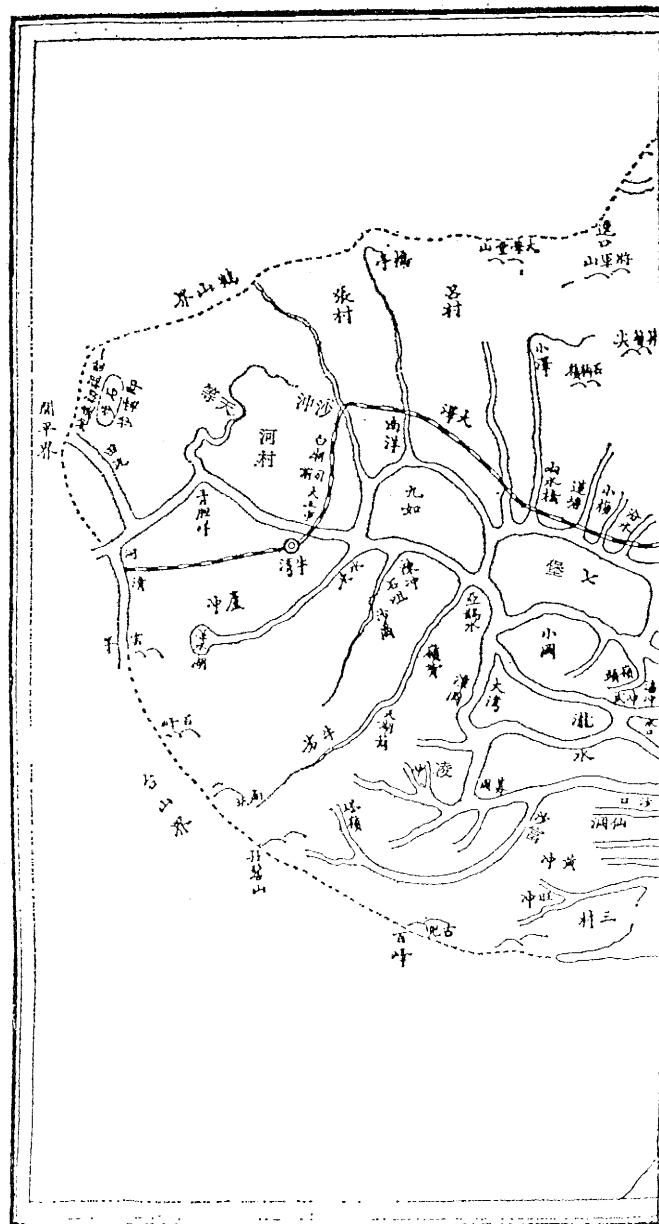


表1 新会県区画表

	巡 檢 司	都	団数	街村数	郷	光緒志 区 画	本稿関連郷・村
県城	捕 属	宣化	6	城内 91	県城		
		源清	3	城内 54			
		礼義	6	城外 35 城外 74			
(東北)	潮 連 司	帰徳	10	41	龍溪	東北	都會・江門・外海・麻園・ 礼樂・杜阮・木朗
		華萼	8	28			潮連・荷塘
		中樂	15	123			天河・簾莊・良溪・石頭・棠下
西	牛肚湾司	懷仁	2	18	崑崙	西南	沙涌 河村・石歩・談雅・天等
		新化	4	21			
		遵名	4	52			
		石碑	8	31			
		得行	1	8			
南	沙 村 司	文章	3	11	壽寧	西南	七堡・沙岡
		潮陽	5	20			三江・睦州・吉井・沙堆
		潮居	16	85			忠孝・梅岡・小岡・大沙
		瀧水	12	73			沙富・凌沖・豪山
	河 泊	(蛋戸)	2				

道光『県志』卷二、輿地、都里により作成。

邑属四巡檢、中略、至牛肚沙村二司、為粵東最要之缺、中略、查沙村地方最為遼闊、間于山海、匪類最多。とあって、とくに沙村司の管轄下にあつた県南部一帯は、治安上最も緊要の地とされていた。大瓦司は、乾隆『県志』では中樂都を管轄しているが、その後廢されたようだ、道光『県志』では、中樂都

を、沙村司は文章・潮陽・潮居・瀧水四都を管轄していたが、この二司については乾隆『県志』卷十三、附余志、贅言に、司は懷仁・新化・遵名・石碑・得行五都を、沙村司は文章・潮陽・潮居・瀧水四都を管轄していたが、この二司については乾隆『県志』卷十三、附余志、贅言に、

は帰德・華萼二都とともに潮連司の管轄となつてゐる。県城は、宣化・源清・札義の三坊に分かれ、捕属（捕序、県丞直属？）の管轄下にあつた。

ところで光緒『郷土志』卷十、地理は、上記の区画は康熙五十年以前の旧制であるとして、次の如く述べてゐる。  
同治以来、士紳以東北西南地勢縣隔、開局治事、畫分三方、界限頗嚴。故今人於本境分区但称三方、幾無知四鄉名目者。

ここでいう三方とは、県城・東北・西南の三方のことで、旧制の東が東北に、西・南が合して西南になつてゐる。同じく光緒『郷土志』によると、面積では、県城が全県の二十七分の一、東北は四分の一、西南が十分の七を占める、という。「匪類」が多く、治安上最も警戒を要するとされた牛肚湾・沙村二司管轄下の地域（西部と南部）が全県の七割を占めていた、ということは、清代における新会県の、珠江デルタ内での相対的後進性を象徴している、と言つてよい。

## 二 地域經濟

### (1) 概況

新会県の地域經濟について、康熙『県志』卷五、地理志、風俗は、  
西南多農鮮賈。依山瀕海者、以薪炭耕漁為業。民皆苦蠶偷生、無積聚而多貧。故其民樸而野、其流弊也獵悍而不

馴。東北多商鮮農。貧者則習工技勤於治生。故其民饑、其俗文而巧、其流弊也刁而善訟。

と記し、県内の西・南部の民は、炭焼、農耕、漁業によつて生計を立てており、貧者が多く、商人は少ない。当地の弊風は粗野で荒っぽいことだ。一方、東・北部は、商販が多く、農民は少ない。貧者も手に技をつけて暮しを立てるので、民は裕かでことば巧みだ。弊風は訴訟を好むことである、と両地域の特徴を対比している。乾隆『県志』、道光『県志』の各「風俗」の条は、この記述をほとんどそのまま引用しているが、光緒『郷土志』になると筆致が大きく変化している。即ち、光緒『郷土志』卷九、実業は、

縣境當西江下流、膏腴弥望、農業尤稱盛焉。物產如橙柑・蒲葵之類，皆為此土特色。挾資本以輸運於外埠者，接軫連轄，亦浹渢商國也。

と、新会県が沃土（沙田）に恵まれ、農業がとりわけ盛んであること、特産品は橙柑・蒲葵であること、また、商業の盛んな様を述べ、つづけて、

道・咸以前、負笈橫經之士・多田足穀之翁、比屋而居、每以旧德名氏互相表幟。其由商務起家者、多喜任郵好施予、城鄉有義舉、往往不崇朝而事集。此亦吾邑所謂黃金時代矣。咸豐軍興以後、四民狀況一落千丈、至於今日凋弊尤甚。其間一二魁傑、高掌遠蹠、弋大名獵厚資、遐邇涎羨、猶以美富見推。然內容萎縮、岌岌不可終日之勢。

惟生長於斯者、知其詳耳。

と記して、道光・咸豐（一八二一——一八六一）以前は、読書人・大地主が軒を並べ、それぞれ由緒ある家柄が知れわたっていた。商業によつて起家した者も、城鄉に義舉があれば、寄付を惜しまなかつた。しかるに咸豐以後はすっかり疲弊してしまつた。中に、一・二の「魁傑」がいてひどく羽振が好く、遠近の垂涎の的となつてゐるが、危つか

しいものだ、と、道・咸以前の繁栄を懷しみ、以後の凋落ぶりを嘆いているのである。一・二の「魁傑」というのはどのような人物を指しているのか定かでないが、光緒『郷土志』の刊行が光緒三四年（一九〇八）で、光緒三十年に江門が洋閥として開港されているから、新興の買弁商人か、あるいは、後に述べる、新会の葵扇と四川の薬材の販売で莫大な富を築いた馮平山や、光緒期に穀米の輸入で急激に産をなした沙涌劉氏の族人のような人物を指しているのであらうか。光緒『郷土志』は、凋落の原因を、

其原因雖甚複雜、而求過於供漸成困竭、實為最大最顯之問題。

と記し、全県の人口が、道光一九年（一八三九）に六〇万だったものが、近年は推定一〇〇万を越えており、穀米不足に陥っていること、同治初年（一八六二）には、市場で売買される米はすべて「本境土米」であったのに、光緒三四年（一九〇八）現在、「外埠米色」が六・七割に達していることが経済不振の原因である、と指摘している。

県民の生業については、同じく光緒『郷土志』卷九、生業に、

全境農民約占半数。農類以種稻為普通之業、而近城參植蒲葵・柑・蔗、西北一帶多種菸葉、東北方以藝桑為大宗。此其大較也。

と述べ、稻作農民が人口の半ばを占めるほか、県城付近では蒲葵・柑・蔗が、西北一帶では葉タバコが多く植えられ、東北方では桑栽培が主要である、と各地域の特徴を記している。また、商業については、

商務、邑城内外多業蒲葵・果皮。其設肆本境及販運外埠者、可二百家。遠出營運者、以北方中藥都一帶為多、大約占全郡民數十之三、此三分中往南洋者又居一焉。：中略：西方河村民族、以菸絲為業、經商之途、全在廣西・貴州二省。至内地市場、江門為最、邑城次之、各鄉墟又次之。（後略）

とあつて、県城内外では蒲葵と陳皮の製造・販売に従事する者が多く、県内に店舗を設けている者と遠方に販売に赴く者とを合わせて、蒲葵業と陳皮業に従事する者が二〇〇家にものぼる。遠方に赴いて営業する者は、北方の中藥都一帯が多い。西方の河村の氏族は刻みタバコを業とする者が多く、その市場は、江門・県城・県内各郷の墟市のか、広西・貴州まで及んでいた、といふ。

これを右の康熙『県志』風俗と比較してみると、康熙『県志』にはない具体的記述があり、遅くとも光緒期（一八七五——一九〇八）には、商品生産の地域的展開を見るに至っていたことが看取される。即ち、県城周辺が蒲葵・柑・蔗、西北一帯（河村を中心とする）がタバコ、東北が桑、とそれぞれ特産地として地域的特徴を強めている。このような商品生産の地域的展開が形成され始めたのはいつ頃からであろうか。

道光『県志』は、風俗の条では前記の通り、康熙『県志』の記述をそのまま引用しているが、卷二、輿地、物産の条では、蒲葵について、

葵雖通邑所產，然以城南三丫營為佳。蓋近城者心帶円正、骨格細勻、他鄉莫及。（採訪冊）

と記し、タバコについても、卷一、図説の条で、

案河村天等田宜旱烟。故種烟者十之七八、種稻者十之二三。

また、卷二、輿地、物産の条で、

煙葉……河村最多、羅家灣為上。

と記し、さらに麻布についても、

案波羅麻・青紗布俱出河村等鄉。商販貿易、毎年不下十余万疋。其青紗布、愈浣愈白、故為四方所尚、外夷亦重

之。機自各處皆織而以潮連為最云。

と記しているから、光緒『郷土志』が記す地域間分業の形成は、道光期まで遡ることができる。しかし、乾隆『県志』卷六、食貨志、物産は、「葵扇」について「督撫兩院每年採為方物而貨行于天下」、「甜橙」について「霜降前後、採為土貢」と割注を付すのみであり、「煙葉」・「桑」等に至っては、品目を列挙するのみで何の説明も付していない。東北方の桑栽培については、道光『県志』でも特に言及していないが、光緒『郷土志』卷十四、物産に、

邑中蚕業現況与順德略同。東北方天河・荷塘各鄉多業之。因其附近於順德有桑市繭市故也。  
とあり、新会県東北部の桑栽培と養蚕業が、順徳県の養蚕製糸業と連動していることから推して、その興隆は、咸豐期以後のことではあるまいか。ただし、新会県全体としては、蚕桑業の比重はそれほど大きくななく、新会県経済の最大の特色は沙田と葵扇業にあった。以下、沙田、葵扇業の順に見てゆきたい。

## (2) 沙 田

珠江デルタの先端部に位置した新会県では、唐代までは沙洲の生成が少なく、域内に広い海面を残していたが、唐代以降、沙坦の形成が急速に南方に向かつて進み、県東北部の外海・荷塘・麻園・潮連などの各郷は、最も早く肥沃な沙田地帯に変貌した。外海郷と新会県城を結ぶ線以南の沙坦も、宋代にはすでに形成されており、沙洲の先端は急速に外海の南方に向かつて伸長しつつあった。加えて宋・元時代上流地区に多くの圍堤が築かれて河床が固定されたため、泥沙が新会東部（及び番禺南部・中山北部）一帯に一層集中して堆積するようになり、「一望無際」の沙田地帯が出現した。明代二〇〇～三〇〇年の間に、珠江デルタの前縁は磨刀門付近まで進んで、元来のデルタの範囲は

倍近くに拡大した、という。

一方、県城南部から西南地区の沙坦の形成はやや遅れ、唐・五代の頃は、まだ沙田が大量に造成される段階には至つていなかつた。この時期、南部の三江・睦州などは、海中に浮かぶ島嶼であつたが、宋代になつて周辺に泥土の堆積が進み、「豪門貴客」の争奪の対象になり始め、宋・元時代には、デルタ上部の北部平原と基本的につながつた。しかし、三江・睦州以南から崖門に至る一帯は、まだ渺茫たる海域であつた。<sup>(7)</sup> 方曆『県志』卷之二、食貨略に、

象山之下、昔皆滄海、民生其間、不為波臣者幾希、今則淤為沃壤、望不可極。崖門以内、猶然浩渺、歲受西水、種荻積汚、目為浮生、鼓之以獻投、假之以科附、豪門貴客、迭相爭奪。

とあつて、象山（県城の西にある山）のあたりは、以前は海だったが、今は泥土が堆積して一面の沃土となつている。しかし、崖門の内側はまだ広々とした水面が広がつており、「豪門貴客」が水草を植えて泥土の堆積を促し、取得を競い合つてゐる、と明末の状況を記している。『農業志』<sup>(8)</sup>によれば、明代に「豪門貴客」が争奪の対象としたのは、三江・睦州よりもさらに南部の地域だった、という。

清代、新会県の沙田についてふれた史料は以下の通りである。

(1) 陳殿蘭『公覆省垣三山長論清丈沙田書』

竊維清丈之案、本為沙坦起見、而敝邑水鄉、計其稅一万頃有奇。寔係山坎田者不滿一千頃、其有潮水所到者即可統謂之沙田。如此則名為清丈沙坦、其寔與通丈田畝無以異。……中略……若欲分別康熙已清丈者為老沙、未清丈者為新沙、則孰老孰新、既無土色之別、而當日在官之魚鱗底冊、曾否全案具在、又未蒙發案核對。是老沙新沙在官已先難弁別。……中略……查敝邑除山坎外、着田九千頃、照縣志老沙已着六千頃、就令此外皆作新沙、亦不過

三千頃。

陳殿蘭は、咸豐・同治期（一八五一一七四）の県城在住の生員。後出の葵扇会館の設立にかかわり、天地会反乱に際しては、團練局局紳として活動、『岡城枕戈記』二巻を著わしている。祖父陳變元は嘉慶一六年（一八一二）の進士。右の「書」は、同治五年から七年にかけて（一八六六一一六八）、沙田丈量の議が起つた際、丈量に対するために書かれたもので、(2)の聶爾康の稟文も、これに関連して書かれている。

(2) 聶爾康『岡州再牘』（同治六年刊）

而且卑県沙田僅得南方一面、東南則首推外海、西南則先論三江。〈卷二、「稟沙田總局」〉

竊維新会沙田實非順德之比、……中略……至若新会沙田、為數已甚有限、業戶又不必盡皆殷富。……中略……伏

查卑県沙田僅止一五〇〇余頃。〈卷二、「稟各大憲」〉

聶爾康は咸豐九年——同治二年（一八五九一一六三）及び同治四年——六年（一八六五一一六七）の新会県知県。

聶爾康と『岡州公牘』・『岡州再牘』については後出。

(3) 龍廷槐『敬學軒文集』（道光二四年序）卷二、「初与邱滋奮書」

新会県除山村貧瘠外、所称殷富、首称外海、次則河塘・潮連・縣城・天河等處、多藉沙田之利、而水尾一帶田豐穀盛、號為小広西。余則貿易於外省及省・仏・江門・石龍四鎮……中略……而江門一鎮、港通外洋、百貨所集、復助以沙田之利、其力自較勝於東・香。

龍廷槐は順德県人で、乾隆五二年（一七八七）の進士。

(4) 陳炬墀『新会龍溪志略』卷下、雜志

珠江デルタの地域社会

潮田 共二百余頃、此外尚多坑田、歲計出穀二百万石。農田之利、實可自贍、不須仰給他鄉。加以產業之在本邑者、如新沙・東環・大鰲・河頭・特子・深潛・海中等沙、大都自行種植、其出穀更難以數計。当事者設法禁糶、可贍三年之食、何至饑歲之嗷嗷張口哉。

陳炬墀（号または字蓮史）は外海陳氏（後出）の族人。道光二六年（一八四六）の年を付した編者自身の序と、咸豐八年（一八五八）の、隣郷荷塘の李星輝（道光二九年舉人）・李辰輝（同治二年進士）兄弟それぞれの序を收めている。龍溪郷は、元來、帰徳・華萼・中樂三都を包括する領域を指していたようであるが（前掲表1参照）、ここでは帰徳都の外海郷を龍溪郷と称している。なお、外海郷は陳氏一族の「同族郷」であり、外海と言えば陳氏を指すに等しい。

(5) 『東海十六沙紀実』（民国元年刊）「業戸之分属」

東海沙田六千余頃、其所謂十六沙及各子沙者四千六百余頃。順徳業戸不過占十之三四、香山・南海・番禺・新会・東莞・三水・鶴山各業戸、实占十之六七。

史料(1)から、同治期（一八六二——七四）、新会県には、沙田が九〇〇〇余頃あつたこと、このうち三〇〇〇頃は、康熙年間の清丈以後、新たに増加した「新沙」であることがわかる。史料(2)に新会の沙田一五〇〇頃としているのは、余りにも数字が少なすぎる。<sup>(10)</sup>

つぎに、これら沙田の大部分は、外海郷を中心とした東南部と、三江村を中心とした西南部に偏在してお<sup>(11)</sup>り、富裕な沙田地主は、外海・荷塘・潮連・県城・天河、江門に集まっていた（史料(2)・(3)）。外海郷については、史料(4)に、「潮田二百余頃」とあるが、これは、外海郷内にある潮田のみであつて、その後に「加以産業之在本邑者、如新沙、

……其出穀更難以數計」と記されているように、外海陳氏は新会県内に大量の沙田を有していた。のみならず、更に県外にも新会県地主の所有沙田があつたことを、史料(5)によつて知りうるのである。なお、史料(2)は、順徳県と比べて、新会県の沙田は「有限」であり、業戸もすべてが殷富なのではない、と述べているが、史料(3)は、「其力自較勝於東・香」と、同じ広州府下の東莞・香山よりは勝つてゐる、と見なしている。事実、後述する如く、新会県にも巨大地主が存在したのである。

### (3) 葵扇業

沙田農業と並んで新会県の重要な産業は、葵扇業である。葵は蒲葵（びろう）のこと、葵葉で作つた葵扇は特産品であつた。葵扇業については、清末民国期に葵扇業にかかわつた経験を有する人々による、つぎの回憶録がある。

A、閔協晃「解放前新会葵業經營概況」『廣東文史資料』第二八輯、一九六六年原載、『新会文史資料選輯』、第一二輯、一九八三年に転載。

B、何卓堅「新会葵業史略」『廣東文史資料』第一五輯、一九六四年。

C、城鄉聯「建国前新会葵業廠商的組織」『新会文史資料選輯』第三〇輯、一九八八年。

以下、先づ、これらの回憶録によつて、清末民国期（一九世紀後半——二〇世紀前半）における新会葵扇業の概略を把握しておきたい。

葵樹は、五〇一六〇畝ないし一〇〇一二〇〇畝ごとに、沙田の周間に基<sup>ハ</sup>土堤を築いて囲み、その中に畦を盛り上げて植え、これを葵圃と呼んだ。道光年間（一八二一一五〇）、葵圃の面積は、全県で四七〇余頃あり（B、何卓堅

による。A、閔協冕は、光緒年間〔一八七五——一九〇八〕の数字として二五〇頃位と算定している）、大部分は県城周辺に集中していた。葵四一〇頃以上を占有する大葵主は、清末民国初期（二〇世紀初頭）の時点で十数人おり、彼らが全県の葵地の五〇%以上を独占していた。彼らが占有する葵圃・葵園（山麓などにある葵地）は、大半が県城近在にあり、土壤が肥沃であった上、大葵主は資本が豊かで施肥が十分だったから、蒲葵の値が良く、産量も高かつた。一般の葵農は、古井・梅閣・沙堆など（県城から遠い南方の）各地に散在しているものが多く、彼らが所有ないし「租用」している葵田は比較的やせていた（A、閔協冕による）。

葵業經營は、種葵・晒扇・合扇と出江の四部門に分かれていたが、種葵の内に晒扇を含むもの、晒扇と合扇を兼ねるもの、晒・合と出江を兼ねるものがあった。晒扇業者を晒扇寮、合扇業者を合扇寮、出江業者を包装寮と呼び、ほとんどが県城に集中していた（B、何卓堅による）。大葵主のほとんどは、晒扇を兼営しており、清末民国期には、全県晒扇總量の九〇%を、このような晒扇業兼営の大葵主一五家が掌握していた。この時期、県城には晒扇寮が約五〇家あったが、この一五家を除いた三〇余家の晒扇總量は一〇%にすぎなかつた。<sup>(13)</sup>

合扇寮は、民国初期には一一〇家あり、うち、晒・合兼営と合扇専業とで七〇%を占め、残り二〇%余は、合扇と出江を兼営していた。大合扇寮はすべて出江業務を兼ねており、彼らは、別の合扇寮からも扇を購入したから、販売數は、彼ら自身が加工した扇の扇数よりもさらに多い。

葵扇の販売地については、全販売量の一二一五%が本地（広東省内及び廣西の一部）で、一五一八%が香港へ、七〇%が省外各地で販売された。省外に運搬・販売する業者（の組合）を出江幫と呼んだが、出江幫の大多数は、出口と本地内での販売業務を兼営していたから、葵扇の売買は主として出江幫に握られていた。すでに道光年間（一八

三一一五〇）、出江幫は重慶・漢口・蘇州・上海に販売基地を確立していたという。光緒晚期（二〇世紀初頭）には、出江幫は六〇一七〇家に増え、中国各地（「大江南北」）に二七・八の貿易点を設立していた。

新会では、直接、間接に葵扇經營によって起家した大戸は少なくない。黃景濂（B、何卓堅は黃靈翹としている）の「九龍入川」の話は、新会葵扇業史上の成功譚である。即ち、黃景濂は、乾隆・嘉慶年間（一七三六——一八二〇）に県城に「扇庄」を設立し、葵扇と柑皮（陳皮）を四川に運んで販売し、四川の薬材を買って広東に持ち帰った。三年後、重慶に徳隆号を開設、商売をしだいに拡張して、ついに四川各地に九家の商店を開設、各店の商号すべてに隆の字をつけたので、人々は「九隆（龍）入川」と称した、というものである。しかし、黃景濂の子孫は祖業を守ることができず、咸豐年間（一八五一一六一）に九家の商号はすべて欠損をかかえて休業した（「亏蝕歇業了」という）。

このほか、許朝棟も葵扇によつて起家し、四川との間を往来、広州の川葵市場を牛耳つて致富した。清末民初（一九世紀後半——二〇世紀初）、馮平山も同様にして発財し、黃・許の一〇〇倍も蓄財した、という。（以上、A、閔協晃による）

新会葵扇業の全盛期をB、何卓堅は、乾隆から道光まで（一七三六——一八五〇）の一〇〇年余りとし、この時期、県城の商店の六割が葵扇業を經營していた、と述べている。一方、A、閔協晃は、清末から民国一二年まで（一九世紀後半——一九二三）の期間が最盛期であった、とする。確かに、葵扇業によつて莫大な蓄財をしたという馮平山（一八六〇——一九三一、香港大学馮平山図書館・新会県景堂図書館創立資金出資者）は、清末民国期の人であるし、またAの筆者閔協晃の祖父閔錫五が、光緒年間（一八七五——一九〇八）に県城で始めた閔裕安号の急速な發展ぶりを見ても、清末民初期が最盛期であった、とする閔協晃説は首肯できる。おそらく、後述するように乾隆——道光期は、

新会葵扇業の第一の興隆期であり、清末民初期は第二の發展期だったのではないか。咸豐・同治年間（一八五—一七四）の新会県知県聶爾康（後出）は、

前此寰瀛靜謐、商貨流通、葵扇所行周於天下。時唯照納關稅、並無別項花銷。以是充葵之人獲利頗厚、鄉民視為利藪、率多易農而商、並將沃壤膏腴不種稻而種葵。蓋所得倍蓰也。<sup>(14)</sup>

と記し、「前此」即ち太平天国以前は、種葵の利が種稻よりも大きかった、と言い、この後につづけて、「軍興以後」江南の半ばが「賊巢」となったため、商売は打撃を受けたが、まだ販路は多く、「邑之人仍紛紛趨之若驚」であった。しかし、蘇・杭があいついで「淪陷」して以後、「販賣葵扇之人始覺利與害俱矣」と、新会葵扇業が初めて挫折の憂き目を見たことを記している。そして、常關稅に加えてさらに釐金の重圧が増して、「新会所產葵扇、近來遠不如前」と述べてていることから推測するに、新会葵扇業の最初のピークは、道光年間（一八二一—五〇）にあつた、と見てよさそうである。<sup>(15)</sup>

A、閩協晃によれば、近六〇—七〇年来——つまり清末民初期以来——新会葵業中の大戸の絶対多数は、元來の葵業中の人ではなく、大地主が葵業を兼営したもの、官僚資本から転化しもの、金融その他の商業活動あるいは洋行の買弁から転じて葵扇売買を始めたものなどである、というから、清末民初期が新会葵扇業にとってつぎの転機だったのではあるまい。

さて、新会葵扇業の第一の興隆期とみなされる乾隆——道光期につづく咸豐・同治期の葵扇業の情況を知る手がありとして、先きに引用した聶爾康『岡州公牘』・『岡州再牘』がある（以下『公牘』・『再牘』と略記）。聶爾康（号亦峯）は、湖南省衡山県の人。咸豐三年の進士、翰林院庶吉士。咸豐九年——同治二年（一八五九——六三）初任、同

治四年——六年（一八六五——六七）再任、の二度にわたり新会県知県に任じた。『公牘』・『再牘』は、蕭爾康が新会県知県在任中に発した示諭・裁判関係文書などを集めたものである。<sup>(16)</sup> その中に、葵扇業を対象として発せられたつぎの示諭及び批が含まれている。

① 「再諭葵扇抽釐示」、② 「代賠葵扇釐金示」、③ 「永遠豁免葵扇抽釐示」、④ 「飭定葵扇章程諭」、⑤ 「擬將新会葵扇改抽買扇之人以恤葵戶諭」（以上、すべて『再牘』卷一に取む）、⑥ 「葵扇行首事舉人梁春榮等批」（『再牘』卷三）

以下これらの文書を手がかりとして、咸豐・同治期（一八五一一一七四）における新会葵扇業の実情と問題点をさぐってみたい。

先ず、①から⑥の内容を時間的に順序立てて整理すると以下の如くである。

太平天国の蘇・杭進出により軍需が逼迫し、新会県の葵扇にも釐金が課せられたため、毎年一三〇〇余両を省に解送してきた。しかし、咸豐九年（一八五九）これでは少なすぎるとして、

以新会葵扇之利周於天下、約計每年所產不下十万万柄有奇。即以每柄一文計之為數何可勝道。……中略……不知當日核議之時、何以如此短少、顯有隱匿情弊。亟應認真核實、從重加抽。

との「大憲」（巡撫か？）の札が、新会県のもとに届いた。これに対し、知県は、「葵戶」を保護するために、所有此次加抽、無庸責諸葵戶、即凡買葵之客亦不令其再加、唯著買扇之人每柄出錢一文。暫令販商墊繳、将来加息收回。並由縣發給印照為憑、填明墊錢一文准其收銀一釐為息。

と、扇を買う人から、扇一本につき錢一文をとることを、「上憲」に懇求し、認められた。ところが、釐金の徵収を命

ぜられた葵扇会館（の首事ら）は、販商にたて替えさせることはせず、「葵戸」に割り当てようとした。知県の意は、釐金の負担を膨大な数の「買扇之人」に拡散させることによつて、「葵戸」を保護し、——引いては新会葵扇業の繁栄を維持し、——一方、販商に預め釐金をたて替えさせて、売上金（「買扇之人」から取る毎柄一文の釐金を含む）の中からたて替え分を利息付きで回収させることによつて、釐金局の収入も確保しよう、という点にあつた。しかし、葵扇会館の首事梁春榮らは、勧知県のことばによれば、

適葵扇会館首事梁春榮与諸甲首等、以葵戸多係鄉愚、可以恣其侵蝕、若一抽之扇価、恐難任意欺凌、遂爾百計阻撓、必欲取之葵戸。

とある如く、「葵戸」の多くは「郷愚」であつて恣に侵蝕できるが、葵扇価格に上乗せして徴収するとなると、欺凌することが難しくなる、と見込んで、あの手この手で知県の策を妨害し、あくまで「葵戸」から取立てようとした。

ここで知県が言つている「葵戸」とは、葵葉生産農民＝葵農を、「買葵之客」は、葵葉を買い入れて扇を製造する晒扇寮・合扇寮などの製造業者を、「買扇之人」は、消費者を指すと解してよいであろう。葵扇会館首事らの企てを察知した知県は省に赴き、葵戸にかかる一切の釐金を豁免すること、及び新たに章程を定め、甲首と首事を更迭することを請い、「撫憲」＝巡撫から「飭嚴挙梁春榮等勒追侵蝕咎歎」との札を奉じたのである。こうして、勧知県の尽力で、結局「加抽」は中止されたのみならず、從來納めてきた一三〇〇余両の釐金も免除になつたのであるが、葵扇会館首事梁春榮らは、簿據を匿して出頭せず、知県に「趕緊妥議章程、公擧甲首」と命ぜられた「各葵寮等」も、知県の再三の示諭に對して「竟皆置若罔聞、總無一字稟覆」という有様であつた。そこで知県は改めて、「閩縣紳士」（その姓名と出身地・身分は表2の通り）に對して「飭定葵扇章程諭」（④）を發し、自ら作成した「葵扇章程」の原案

を付して、紳士らの意見を徵したのである。

この論は、先ず冒頭に、

論閩縣紳士李瓘輝・陳熙森・何朝昌・何琯・鍾應元・伍元亨・莫文海・閔之翰・梁國士・盧文盛・陳朝基・何逢春・何朝瑔・陳位南・黎其康等知悉。照得本邑產葵之利、雖較勝於種田、然以工本計之、所費亦甚不少、且必裝潢成扇、方能得價消售。若以葵葉而言、縱好亦無多值。小民終歲勞苦、不知汗血幾何、惟恃此數柄蒲葵、以為養贍一家之計、若不曲加体恤、小民其何以堪。……中略……惟自批耕・培護以及割壳・消售、其中情偽多端、不可無人經理。爰為設立會館、並挾首事數人、共同妥議行規、以杜詐虧之漸。其立法未始不善、自慮久遠遷行、何期日久弊生、軒致肆行侵蠥。而述べて、「產葵之利」は「種田」に勝るが、葵葉のままでは価値がなく、葵扇に加工してはじめて售ることができるのであり、「小民」の苦労は測り知れないものがある。ただ、批耕（民国『番禺縣統志』卷十二、實業志、農業に、「率以銀租田名曰批耕」とある。）・栽培から収穫・販売に至るまで多くのプロセスを経なければならず、その間に種々の不正行為が発生し易い。そこで会館を設立し、首事を選んで、共同で行規を定めて弊害を防止するのは、よいことである、と会館設立の必要性を認めた上で、しかし、長い年月の間に、会館は却つて「小民」を苦しめるものにな

表2 葵扇章程作成を命ぜられた紳士

李瓘輝	荷塘	進士 同治元年
陳熙森	外海	附生（焯之弟）
何朝昌	縣城尚書坊	附貢
何 琛	"	舉人 道光26"
鍾應元	天河大院	舉人 咸豐元"
伍元亨	南山	舉人 道光26"
莫文海	縣城南門	舉人 "
閔之翰	河村談雅	舉人 咸豐元"
梁國士	小岡	舉人 " 11"
盧文盛	潮連	舉人 道光12"
陳朝基	外海	舉人 咸豐11"
何逢春	縣城尚書坊	武進士 同治2"
何朝瑔		
陳位南	外海	舉人 咸豐11"
黎其康	縣城	附貢

つてしまつた、と断じ、つづけて次のようにいふ。

且查該会館所定章程、較各行最為嚴密、而於議罰各條、尤為苛刻異常。即如割壳之時、先要報明會館、某人買葵幾許、某様葵葉若干、會館責令捐題、每万總須數兩。若遇姻親好友、則皆隨意通融、其有鄉曲愚民、則更多方索詐、必須如數應允、方能給票割售。如無此票為憑、不准私行割壳。……中略……間或事情糾葛、不准擅自告官、必須先具投詞、聽候會館公處。……中略……即此數端而論、已為切齒痛心、況其作福作威、尤覺不勝指數、而其害最甚者、莫如按畝抽釐。

と、会館の規則が厳しく、とりわけ「郷曲愚民」に中小葵農に對して苛刻であることを指摘しているのである。即ち、葵農が葵葉を刈り取つて売る際には、先ず会館に對して葵葉どれだけを誰に売るか登録し、登録費を納めてはじめて票を給され、収穫と売却ができる。この票がないと、「私行割売」として罰せられるのである。紛糾が生じても勝手に官に訴えることは准されず、先ず会館に申し出て、その処置に従わねばならない。この点につき、A、閔協晃も、余慶堂（葵扇会館の内部組織。後述）の規定で、生扇（未加工の葵葉）を売買するものは必ず余慶堂に申告して公單を受領してはじめて刈り取ることができた、と述べ、B、何卓堅も、生扇を売買するには、必ず会館に登録して登録費を納め、会館の証明を得てはじめて割扇を許された、と述べており、C、城郷聯も、会館が「私扇」売買を制裁する特権を有していたことを認めている。

聶知県によれば、会館は種々民を規制し、苦しめているが、その最たるものは、「按畝抽釐」であるという。右の引用箇所の後にさらにつづけて記すところによれば、咸豐四年（一八五四）の天地会反乱の際、岡州公局を設立して各行に寄付を求め、局中の経費とした。葵扇会館には、「毎年青歛多貢」のこと故、毎年一〇〇〇円の寄付を求めたと

ころ、

原欲会館捐出、而該会館借此為説、妄派葵戸諸人、毎万抽取數錢、為數何止什伯。という結果になった。即ち、知県は会館の貯銀の中から寄付させようとしたのに、会館はこれを口実として、葵戸戸に割当て、葵葉一万柄につき數文を取立てた、というのである。

ここで葵扇会館について説明しなければならないが、乾隆『県志』・道光『県志』・同治『県志』・光緒『郷土志』のいずれも、葵扇会館については言及するところがない。したがつて、再び回憶録に拠つて以下の敘述をすすめることする。

回憶録B、何卓堅は、乾隆以前、生扇の売買は、葵商と葵農が直接交易していたが、売買をめぐつて紛糾が生じたため、嘉慶・道光年間（一七九六——一八五〇）に葵商たちが公議して、紛争処理のために会館を組織した。初め建物はなかつたが、道光二三年（一八四三）に会館を設立して活動の場所とし、対内的には余慶堂の名義を用いた、といふ。A、閔協晃によると、道光二八年（一八四八）に、「葵業巨子」と邑紳の陳華袞・何鳳・伍有庸・陳殿蘭らが相談して葵扇会館を建てることを決定、同年、県城内に建設した。<sup>(18)</sup> それ以前葵業会館の組織はあつたが狭小なものだつた。当時、葵業の商号はほとんど県城外の三丫營甲・西墩甲・沙堤甲と城内の城里甲に集中しており、四甲（甲は葵扇業の地区を表わす呼称）は各々若干の大戸と声望ある葵商を擁していた。会館ができると、右の四甲が各々代表三名を選出して管理機構としての余慶堂を組織、共同で葵業に関する活動を管理した。この一二名を「十二甲首」と称した。甲首のほかに、会館は、「邑中大紳」（葵業関係者に限らない）二名を招聘して「總爺」（「首事行總」とも称する）とした。「總爺」の地位は「十二甲首」の上にあり、「十二甲首」が行なおうとすることを審議し、必要な建議を

行ない、会館内部の紛糾を処理し、余慶堂を代表して官府との間をとりもつ、などのことをした、という。C、城郷聯は、乾隆年間に晒扇行廠が合扇・出江の各戸と葵扇會館余慶堂の組織をつくり、葵商と葵基業主間の売買をめぐる紛糾を処理した。会館の組織は、葵扇廠の所在地に基いて十二甲に分け、毎甲、「生意最大、資本最多」の廠商二名を甲首として選出し、三四人の甲首が会務をとりしきった、という。B、何卓堅も、十二甲に分け、甲首は毎甲、二名、としている。

以上から、葵扇會館の内部組織ないし管理機構を余慶堂と称したこと、余慶堂は、葵廠・晒扇・合扇を含む葵業經營者と葵商・販商の合同ギルド組織であったこと<sup>(19)</sup>、余慶堂の管理運営は、葵扇廠の所在地にもとづいて分けられた四一二の甲からそれぞれ甲首を選出して、これら一二一二四甲首が行ない、甲首には各地区で最も經營規模の大きい廠商が選ばれたこと、また、甲首とは別に「邑中大紳」を招聘して首事としたこと、などを知り得る。

余慶堂の成立年代については、B、何卓堅が嘉慶・道光年間（一七九六——一八五〇）とし、C、城郷聯は乾隆年間（一七三六——九五）としており、葵扇會館の建設も、B、何卓堅が道光二三年（一八四二）、A、閔協晃は道光二八年（一八四八）としており、確定するすべがないが、いずれにしろ、乾隆——道光期が新会葵扇業の興隆期にあたり、その過程で余慶堂・葵扇會館が誕生したのであらうことは確かである。

さて、聶知県は、従来の葵扇會館の章程・運営を批判して、新たな葵扇章程の草案を自ら作成し、全県紳士の代表に提示して検討を命じたが、その重点は、会館の財政と首事の選任の二点に置かれている。

財政については、会館の経費として「新首事」（後段で新しい首事を推薦せよ、と言っているから、新首事予定者のことか？）らは玻璃・三旗（葵葉の品質による区別）のみから、取引額一両あたり銀一錢（每両抽銀一錢）を抽

して経費にあてようとしている」と聞く。これはよいことだが、しかし、会館についてはこれで十分でも、「県中公事甚多、苦無公頃可憐」という状態であるから、つぎのようによると、葵扇を買うものは、会館の名士に仲介者になつてももらい、その謝礼として取引額一両につき二分徵収される（「毎両抽抜二分」）という。この三分をすべて公用にまわすこととする。そこで甲首らに、先ず、毎年産する葵葉の品質別の産出量とそれぞれの単価（を調べさせ）、玻璃・三旂の二項については、「毎万抽銀一錢」（万は葵葉一万柄のことか）として計算すると、年間いくら入るか、会館の必要経費を除くといちらるか、さらに毎両二分で計算すると、（謝礼が）年間いくら入るか、会館の必要経費を除いても、なお剩余が少くないはずだから、（以上の数字を算出させた上）この剩余金を毎年官に報告させ、あわせて局紳にも知らせ、これを県の公金にあてる事とする。<sup>(20)</sup> また、会館の支出についても、「演戯・「酒席」など各項目ごとに適正な額を定め、「首事労金」など一切の費用について、すべて成規を定め、「稟官刻石」すること、「売葵之人」は会館に販売額を報告するとき、公局にも報告すること、さらに「会館旧置産業」がいくらあるか、誰が管理しているかも列記して官に提出し、会館の前に刻石して立てる事とし、つぎに、首事の選任については、「会館首事、必須經理待人」として、数人で經理していると、久しい間に「一手把持」「視為己業」ということは、これこそ「從前首事之故轍」であるとして、この轍を踏まないよう「各葵寮等」が、会館に集まって「家道殷実、心地樸誠」の人物二四人を首事として選出し、首事に任ずる者に対するは、県が印照を発給することとする、というものが知県の草案の骨子である。

知県の狙いは、葵扇業の利益を独占してきた会館首事らの専横を排し、「葵戸」<sup>(21)</sup> 葵農と「買葵之客」<sup>(22)</sup> 葵扇製造業者を保護することに一応はあるようであるが、しかし葵扇会館のギルド統制の機構そのものを打破するのではなく、

むしろギルド統制の機構を通じて吸い上げられた利益の一部を、いわばピンハネして「公用」の不足を補おうとしているのであり、眞の狙いは、実はここにあつたのである。また「公用」化の名目のもとに、全県紳士の代表からなる形の「公局」に会館の財政を監督させることで、葵扇業関係者でもない局紳らが、葵扇業の利益分配に与る道を開いた、と言える。さらに、首事に選任された者に、県が印照を発給することを通じて一面では会館に「公的」機関としての性格を賦与し、反面、会館を知県の支配下にとり込もうとした、とも言えるのである。

### 三 宗族

#### (1) 概況

光緒『郷土志』卷七、氏族には、新会県の宗族三〇について、始遷祖・入粵経路・居住地・支派・族人數などが記されている。それによると、全県氏族の六・七割が、南宋の咸淳九年（一二七三）に、南雄州珠璣巷から遷ってきたものだという。珠璣巷からの移住について、右の光緒『郷土志』が各族譜の記事に基いて記すところは大略つきの如くである。

宋代に金の侵入を受けて中原の衣冠の族が南雄に遷居したが、南宋末、咸淳九・十年（一二七三・七四）、「胡妃（或いは蘇妃）事件」に巻き込まれたため、南雄保昌県（或いは始興県）牛田坊珠璣村の村民羅貴ら九七名（三五姓）が県に赴き、路引の発給を願い出て、県から南雄府に詳を送り、南雄府から引文が発給された。羅貴らはこの引文を帶し「立号編甲」して、眷属を連れ筏を組み南下、広州府香山県黄角大良に至って、各々その地の住民の草屋に一時

身を寄せ、それぞれ居住地を求め聚落を成した。その後、ある者は別県別郷に移住した、というものである。

『新会潮連蘆鞭盧氏族譜』（民国刊）卷二六、雜錄譜には、『恩平南堂盧氏族譜』からの転載として、この時の「赴始興縣告遷徙詞」・南雄知府の引文、「赴新會縣告案立籍繳引詞」・新會縣知縣李叢芳の批、などが収録されているが、南雄州が南雄府と改まつたのも、保昌・始興の二県が置かれたのも、明洪武元年のことであるから、南宋末の呈詞や引文に、始興県・南雄知府の県名や官名が記されるはずではなく、さらに、新會縣知縣李叢芳の批に付された注に「我祖等蒙縣批準、編定図甲里排、分居各村……」とあること、等から推測するに、この「伝説」は、明初、里甲制編成に際して、北方からの移住者たちが、移住は合法的に行なわれたものであると主張するために創作した可能性が考えられる。また上記「赴始興縣告遷徙詞」中の九七名の「団詞人」の末尾には、盧元輔・盧遠祥の名があるが、他の族譜——例えば陳紹臣編『陳氏族譜』（民国元年刊）にはないなど、九七名の姓名にもいくらか出入りがある。

なお、この後で取り上げる尚書坊何氏・南門莫氏・外海陳氏・三江趙氏など、新會縣の、南宋以前まで遡る由緒を誇る大族の中には、この「伝説」について、特に記していないものも多い。

上記光緒『鄉土志』卷七、氏族は、南宋末に珠璣巷から來たものの多くは、中樂都・華萼都（表1参照）などに居住しており、いずれも西江の激流に洗われる地帶で、宋代にはすでに沙洲が形成されてはいたが、聚落はわずかで、移住民はここを開拓したのだ、と述べている。道光『縣志』卷一、図説は、たとえば、

華萼都四面皆水、獨荷塘・潮連二鄉。……中略……（荷塘）大嶺山下則有龍田<sub>鴻</sub>、塔鎮<sub>周</sub>、胡<sub>李</sub>、深涌<sub>胡</sub>、禾倉  
岡<sub>李</sub>諸村、牛山下則有岡頭<sub>朱</sub>、学前<sub>陳</sub>、尚唐<sub>徐</sub>、西盛<sub>姓</sub>諸村、（後略）

と記し、また、右の二都以外の地域でも、

三江村山多而名少、……中略……有沙岡姓、茶園姓、洋美容姓、歩頭林姓、臨潮林姓、大崎余姓、和坑李姓、皮子区陳姓、葉姓、官田鍾湯姓、外澳李姓、謝沖李姓、新村、良則沖、又有仁和里・東頭・恒美里・齒德里諸村姓。

というように記しており、新会県宗族のほとんどが「聚族而居」＝同族村を形成している。

以下、不完全なものを含めて、筆者がたまたま披見し得たいくつかの族譜に基き、新会県の宗族の実態を検討してみたい。とり上げるのは、県城の尚書坊何氏・南門莫氏、県東北部の外海陳氏・潮連盧氏、県西南部の三江趙氏・沙涌劉氏・沙富張氏・七堡李氏である。<sup>(22)</sup>

## (2) 縣 城

### (i) 尚書坊何氏

何氏には、同治九年（一八七〇）、何英華重修『盧江何氏家譜』（版心「何氏世源」。以下『何氏家譜』と略記）五巻及び何氏二七世孫何卓堅による翻抄本『何氏家譜』（一九八六年）がある。前者については、筆者はその一部を閲覧したのみであるが、後者によって補いながら（これも同治九年版全文の完全な抄本ではない）、何氏の沿革を描くこととする。

何氏は、周の武王の弟唐叔虞の後裔韓厥を祖先とし、一七世韓安の時、秦に亡ぼされ、子孫が盧江に逃れて、韓が訛つて何となつた、と称している。五〇世策・槩・棠の兄弟三人がともに宋朝の進士となり、「三鳳」と称えられた。このうちの槩（字文韻、号北齋）を新会の始祖としている。槩の二子雍・熙兄弟は、高宗の南渡に随つて卒したの

で、その廢により雍・熙兄弟の子一〇人は全員郎官を授けられた。このうち雍の長子太郎が始めて新会の何村に遷居した。香山県小欖の『何氏九郎族譜』（民国一四年刊）にも同様のことが記されており、小欖何氏は、一〇人の郎官中の雍の第七子九郎と第八子十郎が南宋紹興年間（一一三一——六二）に南雄から小欖に移つて、各々戸族を開いた、と称している。劉志偉氏によれば、珠江三角洲の何姓の大族の多くは、この十郎中の誰か一人を本族の始祖としており、番禺沙湾の巨族何氏は、沙湾の初世祖を二郎の長子譽に附会している、という。<sup>(23)</sup>

明洪武二七年（一三九四）甲戌十月朔の年月日を付した「何氏世譜敍」は、

初至南雄、繼徙廣州、次移新會、多置產業於遵名都、以姓為村之名、創為何村宅場、乃一鄉之大宗焉。

と記し、何（河）村に居を定めた何氏は、遵名都Ⅱ西部の県境地帯に多くの土地を購入した。梶から数えて十五代目、十五世<sup>(15)</sup>上新（号泰宇、嘉靖二五年——崇禎六年、一五四六——一六三三。以下、十五世は<sup>(15)</sup>の如く略記）。が県城内南興街（後、尚書坊）に遷居、その子<sup>(16)</sup>熊祥（諡文懿、号玄谷、隆慶元年——崇禎一七年、一五六七——一六四四）が、万曆二〇年（一五九二）の進士となり、翰林院庶吉士から南京吏部尚書まで登った。致仕後、「家居二十年、混跡漁樵販市之中、從無呵殿輿檻之事、竹笠棕鞋、不知其為尚書也。一旦邑有大事、即身出主之、全無難色」（『何氏家譜』卷一）というから、晩年郷里に戻つて、郷紳としての実績も積んでいる。四人の子は、長子文起が恩貢、次子文玉が父の廢により国子監入りして刑部江西司郎中を授かり、三子文若と四子文茲はともに拔貢となつたが、この後、尚書坊何氏は、舉人以上の紳士を久しく出していない。ようやく清乾隆三〇年（一七五六）、應揚が武舉人に、同五三年、錫爵が舉人に、翌五四年に其光、五九年に彥光がそれぞれ武舉人になり、嘉慶以後は、舉人・武舉人を多數出して（表3参照）、郷紳としての勢威が高まり始める。<sup>(26)</sup>

## 士・舉人等一覽

乾 隆	嘉 慶 / 道 光	咸 豐 / 同 治
錫爵 大本, 其麻 応揚, 其光, 彦光	朝彦 / 天瑞 / 澄安, 凤, 瑞 天休 / 殿春, 思贊, 国泰 / 朝顯, 兆鵬, 肇龍	応凶, 超光, 兆葉, 如炯 / 逢春 銘安 / 元江
秀山, 鐸, 応昌, 勝梁 応日, 孫聖, 獨士, 賢佑, 聖 然, (土熹), 聖相	葆光, 廷珪, (鴻儀) / 文海, 兆瓊 / 鵬, 雲梯	瓊林 / 杰元
偉 朝陽	其賢 /	/如超
開第, 大斌, 忠, 瑞朝 天曜, 海, 星斗, 漢, 朝経, 異, 国彪, 大綸, 大昌, 朝昌 (文起) 夢齡, 数武 (懋先)	天作, 天衛 / 鈺源, 其殷, 班光, 國光, 瑞階, 瑞光, 鑑, 倍之, 濟清, 鳳鵠, 其縕, (鍾霖) 光烈, 荣 大英 / 錦章 飛鵬 / 兆楷, 彪	遇清, 朝基, 位南, 兆達, 華 袞, 元驥, 煙乾, 光平, 良傳, 黎光 壯 / 元功, 勇 / 兆揚, 良佐, 国勲, 朝清
	/文盛, 棣 /(牲, 鏡淵) /朝剛	/(炳華) (元標)
潘天扶, 潘清瀾, 潘鞠中	潘宗岳 / 梁国際, 梁国瑚 区昌蒙, 梁信芳 / 梁国瑞, 劉 士泰, 区民, 潘鼎元, 潘濟 信, 梁国班, 梁国璕, 梁国瑛, 梁国賓, 陳子麟, 区金堅 区玉, 鍾大壯 /	区德霖 陳大江, 陳朝柄, 陳漢, 区雲 漢 / 区鉅元, 陳錫章, 区鴻瑞, 陳啓彬, 区敦敏, 区因琦 陳廣慶 / /陳龍彪
蘭相	/龍安 /福安	/蓬航 /壯猷 /菊初, 万春, 兆棠
大維, 揚佩, 凱	用達 / /鳳梧	/子鵠 /鼎元
元進	達天 / 翼之(県城) /覲(県城) /殿安(県城)	(五昌) / 彪蔚, (燦奎), 家熾 / (国興)
藝班 英遷, 恵元(県城)	秀, 彭齡 / 兆槐(県城) / 福田, / 古元(県城)	/廷槐 如松 / 倫元 殿彪 / 乾元, 叢榮, 竜彪

5) 『新会南門莫氏族譜』「科目」は、全国の莫姓を収録しており、誰が新会南門莫氏であるか特定し難い。原則として「科目」で新会人となっている者のうち、「世次」でその名を確認し得た者を表に掲げた。道光以後については、『族譜』に記載がないので、『県志』で「邑城人」となっている莫氏を表に掲げた。

6) 潮連諸姓については、『新会潮連鄉志』卷四、選舉略によった。

表3 新会県各姓進

				明	順治/康熙/雍正
尚何	書坊氏	士人貢士人	士人貢士人	熊祥 士城, 士壩, 士坊	/九疇, 演 /
南莫	門氏	進舉五武武	進舉五	如爵, 如士, 大猷, 芝蓮,(踰恒, 踏則), 熙祿, 自泰, 若齡, 若球, (若簡), 若麟, 宏先, (景先, 康先)	慶元/象年, 之端/(趙), 倘/洪緒, 元擢, 以相, 英奇, 以樟, 皮勲, 爾能, 益昌, 茂藩, (上翀)/ /庸, 可及, 以桂, 吾聰/
外陳	海氏	進舉五武武	進舉五	吾德 紹裘, 試, 謂, 忧進, 榮生, 心中, 忧辭 策	/一輩/ /茂猷, 宜獻, 朝重/鵬振 /任美, (高彦, 茂爵)/謨, 煥
潮盧〔北連氏廟堂坊等他はすべて盧鞭〕		進舉五	士人貢	瑛, 讀德, [鵠, 鳳, 時用], 秉章 燦, 倚漢, [鴻]	/九招, 繼球, 百朋, 百齡, [文斗]/(真璧), 方申, (又尚, 鎮) 道欽, [文鶴, 日光, 光祖]/ 欲騰, [輝]
盧氏を除く潮連諸姓		進舉五武武	士人貢士人	区越, 李翔 宋容重, 区元普, 曾遠, 朱治, 馬茂良, 区志期, 区志遠, 陳 璣, 潘佳, 李貫, 李翰	陳璋, 馬逢祿/区孟賢, 陳玉 李錫庶
			進舉五	宋容恭, 潘階, 区孟麟	/潘桂, /区有鳳
三趙	江氏	舉武武	進舉五	夢星	/ /康華
五劉	頤涌氏	進舉五武	士人貢人	杰	/世登 / 錡/沢俊, 在俊/ 洪憲 /
沙張	富氏	舉五	士人貢人	舉家昌	/禹錫, 培, 文明, (国泰) / (絳)
七李	堡氏	進舉五武	士人貢人	森, 文相, (定國)	/竜章, 友桂, 朝英/

- 1) 各『族譜』及び道光『県志』卷六, 選舉・同治『県志』卷五, 選舉等に基いて作成。
- 2) 『族譜』に載っているが『県志』には載っていない者には( )を付した。
- 3) 五貢の年次未詳者は原則として省いた。
- 4) 族譜によっては、光緒以後の合格者も載せているものがあるが、全体の統一上、同治末で切った。

何氏は、咸豐元年（一八五〇）、「貯蓄備価」八〇〇〇両で文懿祖（文懿は<sup>(16)</sup>熊祥の諱）の旧宅を族人（熊祥の第四子の子孫）から買い取り、同治二年（一八六三）、この地に五〇〇〇余両を費して家廟を建てた。『何氏家譜』は、卷首に、「同治五年十二月奉旨清丈九子沙稅畝田形図」と「嘗項稅畝列」を載せており、「稅畝列」には計三〇片の田片の土名・稅畝が記されている。これと九子沙の「田形図」とはほぼ照応しており、稅畝の合計は約六〇頃に上っている。<sup>(27)</sup> これが何氏大宗祠の嘗產である。「田形図」は「同治五年十二月奉旨清丈」とあることにより、既に、第二章第二節沙田の項で述べた同治五年——七年（一八六六——六八）に沙田丈量の議が起つた際、官命に従つて清丈した結果に基いて作成されたものであることがわかる。陳殿蘭「公覆省垣三山長論清丈沙田書」<sup>(28)</sup>には、

計以新会著姓何氏為最、何有九子沙百頃、倘何氏奉令、諸族當不敢有異同。於是嚴催何氏繳照引丈。

とあり、新会県きつての望族何氏が九子沙の藩照を提出して清丈に応すれば、その他の諸族は敢て抗うまい、と躊躇<sup>(29)</sup>知県が、何氏を全県の沙田清丈の突破口として利用しようとした様子を述べている。当時何氏が新会県諸宗族の中で占めていた位置、影響力の大きさがうかがえる。

ところで、ここには「何有九子沙百頃」と記されているが、「嘗項稅畝列」の合計は約六〇頃であるから、残り四〇頃は、文懿祖より下位の祖の嘗產か、或いは族人中の個人地主の所有地であろう。「田形図」にある土名で「嘗項稅畝列」中に見当らないものがあるから、これが四〇頃分にあたるのであろうか。九子沙の位置については、前出『農業志』<sup>(1)</sup>に、「明初、県城以南はすでに一面に沙田が広がっており、礼樂一帯の堤田は、以前は何尚書が占有していた。……中略……九子沙（今の三江公社北部）は何尚書の末子が分得した沙田である」（九三頁）とあり、三江村の北部、礼樂鄉の南部にあつた。

この九子沙を何氏はいつ頃入手したのであらうか。『何氏家譜』卷首、「各祖山墳」の⑭東池祖（諱昂。正徳七年—一萬曆七年、一五一二—七九）の条に、

妣劉太夫人合葬于潮居二十畠三江村趙姓村内土名虎山、一名傳公坑、一名渴馬飲泉。万曆十八年十一月十六日、趙肖鶴先生主葬坐甲向庚兼卯酉之原。後文懿祖為趙先生建祠置產、將報懇銀洲湖之沙坦送之、以謝指阡之恩、世代相交永以為好。

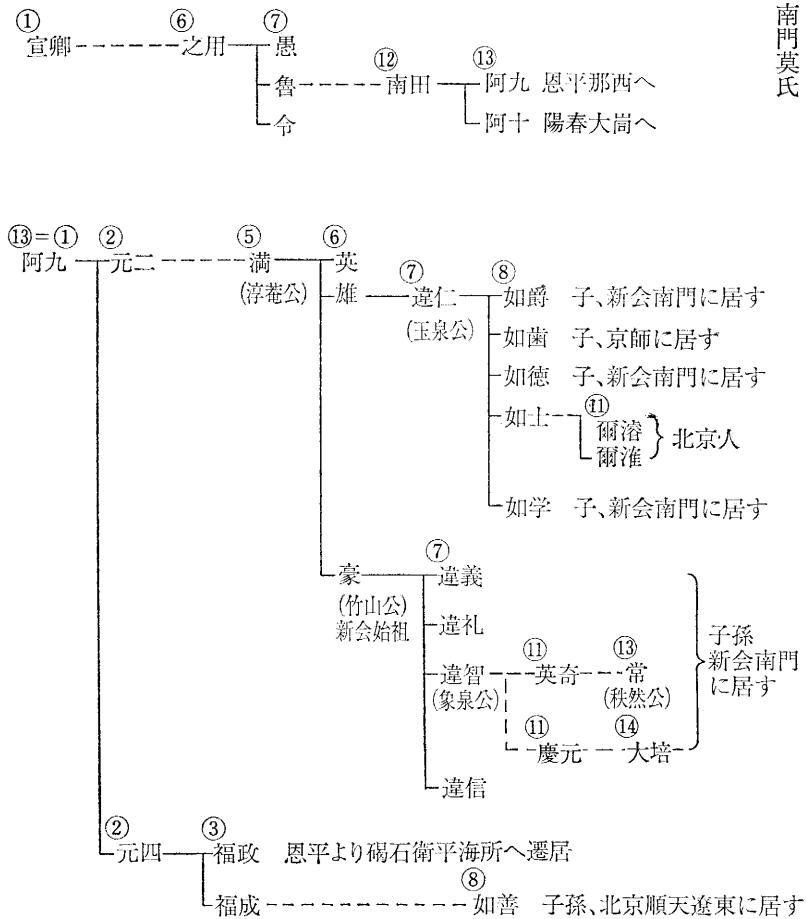
と記されている。即ち、明末の人⑯東池祖の墓は、三江趙姓村内にあり、東池祖の孫にあたる⑯文懿祖<sup>⑰</sup>熊祥が、葬祭を主つてくれた趙肖鶴のために祠を建て、自ら開墾した銀洲湖の沙坦を祠產として送り、謝意を表するとともに、子々孫々に及ぶ友好關係の基をきづいた、というのである。十三世以前の祖先はほとんど何村に葬られており、⑯何上新の代に県城に遷居していることから推して、おそらく⑯東池祖が初めて、三江村の北部、礼樂鄉の南部にあつた九子沙の開拓に着手し、その関係で、⑯東池祖は、ゆかりの地三江村内に葬られたのであろう。『農業志』<sup>〔〕</sup>によると、「県城・礼樂以南の淺海中には、明末、多くの沙坦が浮生しつつあり、そのほとんどは、乾隆年間（一七三六—一九五）になって築堤が始まつた」というから、何氏は九子沙を明末に入手し、乾隆年間に大規模な開墾事業を展開し、占有地を拡大したのではあるまいか。この点に關連して、乾隆二〇年に応揚がはじめて武舉人になつて以降、何氏はつぎつぎと武舉人を出している点に注目しておきたい。<sup>(30)</sup> 何氏の所有地（一族の支派各レベルの營產と個人地主の所有地を合わせて）は、結局どれほどあつたのか。九子沙一〇〇頃のほかに、銀洲湖にも沙坦を有していたようであり、また⑯熊祥の第三子⑰士璽（字文若、号朗水）の次子⑲東鳳（字仲彩、号陽廬、順治八年—康熙三十二年、一六五一一九三）の伝に、

又念文若祖營業簡薄、乃將自置沙堆等處之田捐出為文若祖蒸嘗、以供祭需。宗人咸義之。（何卓堅本）  
とあることから、沙堆——三江よりさらに南方、崖門の内側にあり、前述の通り、このあたりは、明末にはまだ広々とした水面が広がっており、「豪門貴客」が水草を植え、取得を競っていた、とされる地域である——にも沙田を有していたようであるが、全貌はつかみようがない。<sup>(31)</sup>

尚書坊何氏は、はじめ県西部の地に聚居して何村を形成、周辺に広い土地を開墾した。明末、おそらく⑭東池祖が県城の南面にある九子沙の開拓に着手し、⑮上新が何村から県城に移住、その子⑯熊祥が万曆年間に進士に及第して中央政界に入り、吏部尚書まで登った。以後、何氏が聚居する地区は、尚書坊と呼ばれるようになり、尚書坊何氏の新たな出発となつた。その基盤の中心は九子沙の沙田にあつたのであろう。何氏は、九子沙・遼名都の土地のほかに、沙堆・銀洲湖等にも沙田を有していたと推測される。しかし、何氏は、その後嘉慶以降再び紳士を輩出するまでの期間、いわば政界から一歩退いた形になつてゐる。嘉慶以後、何氏は再び盛り返したようで、咸豐元年（一八五〇）には家廟を建設、咸豐四年（一八五四）、天地会反乱に際して設けられた团練局をはじめ、県の主要な公事には必ず数名の尚書坊何氏が名を連ねるようになり、「新会著姓何氏為最」と目される、県内随一の望族となつた。なお、何氏は葵扇業に手をそめ始めた時期は不明であるが清末民初期には、沙田經營に止まらず、葵扇業にも進出している。前に引いた閔協冕「解放前新会葵業經營概況」は、清末民初期に何長記晒扇寮を開設していた何端が、礼樂に葵地二二頃を占有し、その他の地区的葵田を合わせると、何端の所有する葵地は計一五頃前後になると述べ、「何端是明朝吏部尚書何熊祥的後人、多少年都是不勞而食的地主」と記している。

表4 県城南門莫氏

(ii)



莫氏には、二六世孫雲漢（号六湖、後出の阿九公を一世祖とした場合、一四世孫）が編み、嘉慶一七年（一八一三）に記した「自序」を附す『柳南紀録』があり、これが民国一〇年（一九三一）、裔孫鵬舉によつて『新会南門莫氏族譜』八巻（以下、『莫氏族譜』と略記）として刊行されている。卷首に収載された、嘉靖三一年（一五五二）、阿九公の七世孫達礼の記す「家譜序」によると、莫氏の始祖は宣卿（字仲節）、嶺南封川人（明清時、肇慶府封川県）、唐大中五年（八五一）の状元で、官は台州別駕、とある。六世之用が、宋元祐六年（一〇九一）に進士となり、南雄路判を授けられ、羊城（広州）に居した。之用の次子魯が羊城から南海西樵に移り、一三世阿九と阿十がそれぞれ恩平那西と陽春大崗に遷居した。

恩平一世祖たる阿九公の五世孫⑤満（号淳菴。以下①・②の数字は阿九公を一世祖とした輩行）には、英・雄・豪の三子があり、長子⑥英（号白石主人）は一二才で苗人の反乱に遭い虜われた。反乱が官兵に平定された際、⑥英は朝廷に差し出され、「蒙恩選内侍讀書」となり、後、太監に陞り、京師の西山白石港に葬られた、といふ。第三子⑥豪（号竹山、錦衣武節將軍）が、姪⑦達仁（号玉泉、錦衣武節將軍、雲南道監察御史）とともに、正徳五年（一五一〇）、恩平から新会深涌に遷居した。「今居京師・新会則皆淳菴公之裔也」とある。深涌は、『莫氏族譜』世次の⑥豪の条では「新会源清都深涌」となつており、源清都は、表1に掲げた通り、県城内外にまたがる区域で、県城の西南地区にあたる。以上が、⑥豪の子⑦達仁が嘉靖三一年に「家譜序」において述べているところである。

以下、『莫氏族譜』の世次を辿つていくと、⑥豪とともに恩平から新会原城に遷居した⑦達仁には五子があり、長子⑧如爵と四子⑧如士がそれぞれ嘉靖二〇年（一五四二）と同二六年（一五四七）に進士に及第、如士は翰林院庶吉士となつた。八世孫では、恩平に残つた祖先の裔孫⑧如善も、嘉靖二九年（一五五〇）の進士になつており、⑧如爵

・如士・如善の三人は、順天府学郷賢祠に祀られている。如士については「子居京師」とあり、如士の曾孫①爾瀧・爾淮がそれぞれ崇禎六年（一六三三）と順治二年（一六四五）に舉人に及第しているが、『莫氏族譜』科目では「北京人」となっている（したがつて表3には載せていない）。②如善についても「裔居北京順天遼東」とあり（如善自身は「恩平人」となっている）、⑦達仁の次子⑧如齒も「子居京師」とある。このように莫氏の一部は北京に定住して北京人になつておらず、新会県南門に定住した莫氏は、⑥豪（新会始祖）の子孫および⑦達仁の子孫の一部である。（表4 参照）この南門莫氏に属する紳士は表3に掲げた通りであるが、各人について『莫氏族譜』「世次」に徴してみると、このうちの大部分が⑥豪の第三子⑦達智（号象泉）の子孫であることがわかる。⑦達智には⑧如良・如謙・如儉・如圭・如廉・如宏の六子があり、この八世で、象泉祖長房（如良房）・同二房（如謙房）・同三房（如儉房）・同七房（如廉房）・同八房（如宏房）の計五房に分かれている。（四子如圭は⑦達智の弟⑦達信を承継）。象泉祖の各房ごとにその属する紳士をまとめてみたのが表5である。表3と対照してみれば明きらかなように、南門莫氏の紳士の大半は、象泉祖長房・同七房・同八房から出でており、中でも象泉祖八房が優勢である。

南門莫氏の経済基盤に關しては、『莫氏族譜』にはほとんど手がかりがなく、わずかにつぎの記述があるにすぎない。

秋然公者新会邑城人、姓莫氏、諱常、字美叙、列国子監生。父遠天公明經博士、大父南州公以歲貢生為保昌司鐸者也。……中略……公始遷祖有遺田在古今村腴田也。而去邑城最遠、其近村人佃之、無農歟皆不肯如常輸租。以故公族人凡分得茲田者、悉鬻諸人。受者得良田、与者得昂直、計利便也。公所分得十余畝、歲所入、國課外僅余儋石、毎刈穫時、必俟茲粟薦新於寢、已事即無余羨、意良快然。<sup>(32)</sup>

表5 莫氏象泉祖各房紳士

	舉人	武進士・武舉人	五貢
象泉祖長房	⑩大猷(天啓4年) ⑪象年(康熙14年) ⑫應昌(乾隆36年) ⑯鴻儀(嘉慶15年)		⑩若簡 ⑪熙祿 ⑫烟士 ⑬孫聖 (13)嘉瑞 (13)洪緒° (13)士傑
〃二房		⑫吾聰(康熙35年)	
〃三房		⑬朝揚(乾隆17年)	⑨踰則 ⑩士薰 ⑪聖杰 ⑫応日 ⑬賢佑
〃七房	⑭秀山(乾隆21年) ⑮勝梁(乾隆39年) ⑯廷珪(嘉慶15年)		⑪英奇 ⑫茂藩° ⑬茂勲° ⑭上猶 ⑮兆慶
〃八房	⑪慶元(順治14年) ⑬之端(康熙52年) ⑭鑑(乾隆27年) ⑮葆光(嘉慶9年)	⑬偉(乾隆13年) ⑪庸(康熙11年) ⑫以桂(康熙14年) ⑯其賢(嘉慶21年)	⑩倚° ⑪爾能° ⑫以樞° ⑬元擢° ⑭以相°

1) ○を付したのは恩平籍で挙げられている者。

2) ⑬嘉瑞と⑯士傑は『族譜』『世次』では歲貢(年次不明)となっているが「科目」にも『県志』にもその名がない。

始遷祖明錦衣衛武節將軍竹山公有遺田在邑東鄉、離城頗遠、租不時輸(後略)<sup>33</sup>。秩然公即ち⑬常(康熙五二年—乾隆三六年、一七一三—一七二)は、新会の始遷祖⑥豪(竹山公)の裔孫で象泉祖七房に属する。⑥豪は、古今村に腴田を遺した。この腴田は県城から最も遠い東郷(東部の県境地帶か)にあり、収租が困難であったので、秩然公⑬常の族人での田を分与された者は、みな売ってしまった。しかし、⑬常は分与された十余畝を守り、祖廟への新嘗に供した、というのである。この記述から、明中期に新会県城に遷居した⑥豪が腴田を取得しては、分与された子孫によつて——⑬常を除き——売却されてしまつていたことが

わかる。

一方、莫氏は、後に詳述する如く、道光から咸豐にかけて二〇余年間にわたり、三江趙氏と沙田の所有権をめぐつて激しく争つており、その訴訟関係文書から、莫氏の族人莫宗立が乾隆一〇年（一七四五）から三二年（一七六六）にかけて、前後して莫懋可・何桓悅・張垣宇・莫修鐘・莫得堯・許広寛らの、土名太廟下・仙人湾・南沖口等の坦田五頃二〇余畝を買受するなどしていたことがわかる。莫宗立について『莫氏族譜』「世次」にあたつて調べてみたところ、象泉祖八房十四世に、「大培、成煥嗣子、字宗立、国学、誥授奉直大夫布政司經歷、配李氏、子三、淮・澄・宏謨」という人物を探しあてることができた。同房十四世には乾隆二七年の舉人鑑がいるから、年代も合致する。莫宗立に坦田を売与した三人の莫氏、懋可・修鐘・得堯についても調べたが、懋可について、象泉祖長房十四世に「大受、宋聖之子、字懋可、号之任、太學生、子三、文振・辰昭・勤昭」という人物が存在し、これが該当する以外、修鐘・得堯については、該当する人物を探し出せなかつた。<sup>(34)</sup>

さて、右の二つの事実は、いずれも、土地所有権の移動に関する事柄である。前者は莫氏の族田が族人に分与、売却されたことを示し、後者は、莫氏の族内有力者による族内外からの大量の土地購入の事実を示しており、ともに乾隆前半期に行なわれている。これと関連して注意を引くのは、乾隆以前、莫姓の貢生の多くが、恩平籍で五貢に挙げられており（表5）、「(莫氏)雖正德時卜居岡州、並未入籍。迨後人於乾隆年間、始以貢舉著籍新会」<sup>(35)</sup>とされている点である。即ち、莫氏は新会県城に遷居して後も新会籍には入つておらず、乾隆年間に初めて「貢舉」（府州県学の生員から貢生を選抜すること）の關係で新会籍になつたのだ、という。これらの点から推測するに、莫氏は乾隆前半頃、族内で土地喪失者と大土地所有者への階層分化が進行し、と同時に、族内有力者層は、沙田獲得と関連して新会

県における土着化ないしは政治力の強化をはかったのではあるまい。三江趙氏との抗争の処理にあたった知県聶爾康は、「且莫姓並非殷富、家資本属無多、復為三十載訟纏、久已消磨殆尽、現皆筆耕為業。」と記している。繁を避けたため、本文では省略したが、表<sup>3</sup>に見られるように明代以来途切れることなく多数の紳士を輩出してきた名門であり、咸豐以後も、局紳の中には必ず莫氏が加わってはいるものの、咸豐・同治期、財力の点では、尚書坊何氏・外海陳氏・三江趙氏等に及ばなかつたようである。尚書坊何氏は、前述の通り、明末に九子沙一〇〇頃を入手して、乾隆年間に大規模な開墾事業を展開したと推測され、また後述する如く、外海陳氏は、新会県内で最も早く肥沃な沙田地帯と化していた外海郷全域を、明初には一族で占有しており、同じ頃香山県などにも多くの沙田を擁有していたと見られ、三江趙氏のばあいは、早くも元初に、県西南部の広大な海域と点在する沙垣を占有している。これに対し、明中期によく恩平から新会県城に遷居した莫氏は、沙田地主としてはその出発が出遅れ、道光・咸豐期になつてもなおその遅れを克服するには至つていなかつたものと思われる。

## (3) 東 北

## (1) 外海陳氏

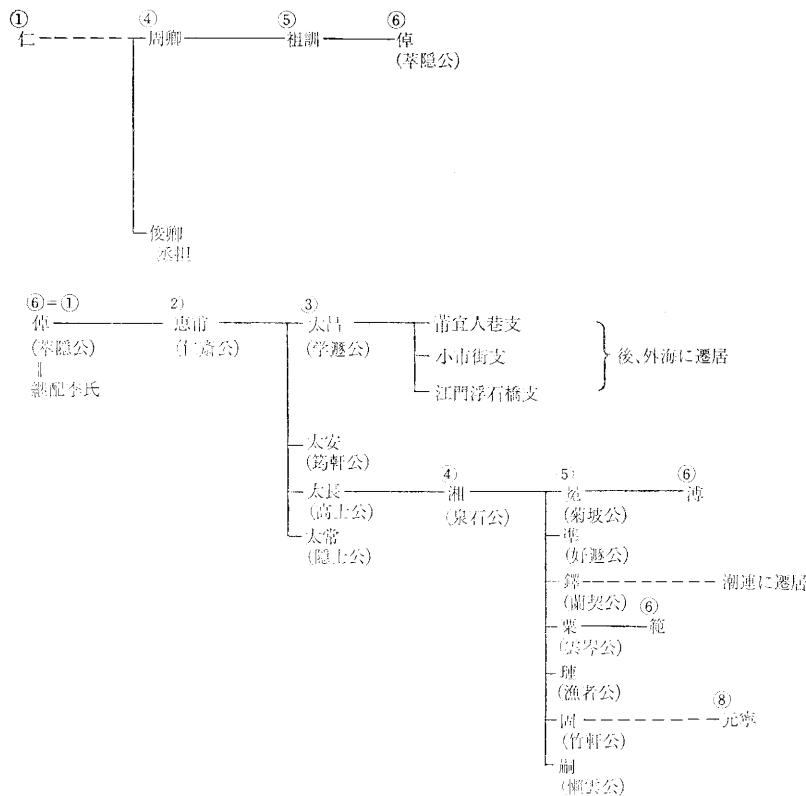
陳氏については、嘉慶年間（一七九六—一八二〇）、一八世孫雲翥により重修、民国二六年（一九三七）、二〇世孫汝釗付印の『廣東省新会県外海郷陳氏族譜稿』（以下、嘉慶『旧譜』と略記）と、民国五二年（一九六二）、二〇世孫昌余編印の『新校正陳氏族譜』（以下、民国『新譜』と略記）の二種を見ることができた。<sup>(3)</sup>嘉慶『旧譜』は、南宋及び

明代の旧譜の序、墓地をめぐる裁判文書、二世祖・四世祖の「囑書」などを取載しているが、民国『新譜』にはこの部分がない。人物伝にも異同がある。両族譜とも宗支図は十五世まで終っており、「十六世以下則各家家譜繼之」とある。

外海陳氏の原籍は浙江錢塘、ついで福建莆田県（旧属興化郡）玉湖郷に遷居。玉湖陳氏の始祖は仁（沂国公）、その六世孫倬が外海陳氏の始祖である。玉湖陳氏は、一門から二人の丞相（四世俊卿・八世文龍）と八人の太師（二世から八世まで各代一人ずつ）を出した、としている。俊卿は南宋紹興八年（一一三八）の第二名進士で吏部尚書、文龍は咸淳四年（一二六八）の状元、枢密院参知政事の官に陞った。俊卿の長兄周卿の次子祖訓の第五子が倬（号莘隱）で、元軍が興化を陥した後、陳一族を捕殺した際、倬は漳州龍溪県の深山中に避難して助かつた。宋朝が厓山で亡んだ翌年、倬は広東按撫使に抜擢され、広東番禺に家を成すことになったという。

外海陳氏の始祖①倬の継配李氏は、南宋理宗朝（一二三五——一二六四）の吏部尚書李昂英の第三子で工部侍郎李志道の女であり、②恵甫（号仁齊、元至元二二年——至正八年、一二八五——一三四八）を生んだ。李氏は、倬に嫁す時、新会外海郷にある田を奮田として持參したが、②恵甫は若い時から、母とともに、この奮田をめぐる母族李氏との争訟にあけくれた（後述）。②恵甫には四子、③太昌（字以仁、号学遜、長房）・③太安（字以義、号筠軒、次房）・③太長（字以礼、号高士、三房）・③太常（字以智、号隱士、四房）があり、四房に分かれた。その後、長房の太昌房は三支に分かれて莆宜人巷・小市街・江門浮石橋に居を定めた。次房の太安は、祖母李氏の奮田から收租するため、毎年必ず外海まで出向いていたが、『地理家』の説を聽いて、元末に、弟太長・太常を連れて外海郷陳屋巷に遷居、父と祖母李氏の遺骨を広州から遷した。後、太昌の子孫も外海に遷ってきた。その頃（元末）外海には、羅・

表6 外海陳氏



許・梁・屈などの諸族がいて、「族大且強」であり、陳族は「聚處數家」にすぎなかつたが、ほどなく「氏族日繁、科名輩出」して、羅・許ら諸姓はしだいに他所へ徙り、外海はついに陳氏一族のみとなつた<sup>(38)</sup>という。

③太長の子④湘（号泉石、元至正一九年——明永樂一四年、一三五九——一四一六）について、つきのように記されている。

四世泉石公 邑庠生。処性雅淡、又号澹子。少失怙、賴母梁氏之賢、克舉墜緒。……中略……既而公能卓立、遵承慈訓勇以為家、增置田產、而家道興焉。於是建祠堂、立學塾、設義倉、施仁恤賈、惠及鄉閭、當道稱其德冠鄉邑。<sup>(39)</sup> この④湘の「囑書」が、②惠甫の「囑書」とともに嘉慶『旧譜』に收められている。

先ず、②惠甫の「二世祖仁齋公囑書」は、「至元七年（一二七〇）丁亥十一月十一日」付になつており、②惠甫の母李氏の塗田をめぐる母族李氏との争訟の顛末を詳しく述べ、新会県知県の裁定により、李氏の塗田・李氏と惠甫がそれぞれ購入した田地屋宅・払下げを受けた県有沙坦（承到縣坦）等を陳氏の子孫が「永遠管業」することを認められた、と記している。塗田の位置については、民国『新譜』「重刻外海陳氏族譜序」に「今的新会県東北区外海郷の浣草塘地及び龍溪開にあたる」とある。<sup>(40)</sup>

④湘の「四世祖泉石公囑書」は、「永樂十四年（一四一六）丙申四月吉日」付けになつており、これには、元本に、父と祖母が相繼いで亡くなつた時、「家貧遑遑無所措手、遂于草葬、于今痛心」と、家計が窮迫していたことを述べて、次の如く記す。

田園荒蕪、与二伯共戸、貧難狼狽。十四年攢造黃冊、纔行折戸、就年充当役。

即ち、貧しくて自立できず、二人の伯父と家計を共にしていたが、洪武一四年（一三八二）、黃冊編造にあたり、や

つと戸を分かち、独立して里役に当たることになった、という。そして、「勤儉耕種數年、稍有余資」という状況になつた頃、丁度、香山大瀧都に棄荒田があると聞いて、「龍眼里高隆平土名大歩瀧一所五十頃」を買い取つたのを始めとして相ついで香山各處の田、計七二頃八二畝を購入した。これは④湘が自ら「經營備倅收買」したものであり、このほかに「祖業及母梁氏奮田」等計十二頃余があり、これは弟④江と均分し、「大歩瀧田四十頃、歲收租谷九千六百石」を割いて義倉を立てた(「敦義倉」または「蒸嘗義倉」と称する)。残りの「大歩瀧田十二頃六畝四分」等計三八頃余を七人の子で均分せよ、というのが④湘の「囑書」の要旨である。<sup>(41)</sup>

②恵甫は、母の一族李氏との土地争いに生涯をかけたが、孫④湘の家計は当初逼迫していたらしい。<sup>(42)</sup>しかし、④湘は、明初に七〇頃余の田を新たに購置し、四〇頃もの田を割いて義倉を設け、外海陳氏一族の発展の土台を築いたのである。第二章第二節沙田の項で述べた通り、新会県東北部に位置する外海は、最も早くから沙田が形成され、「所称殷富、首称外海」といわれた地帶で、清道光年間には、外海郷内だけで二〇〇頃余の潮田と多くの坑田を有していたが、このほかに、新会県内に「新沙・東環・大鰲・河頭・特子・深潛・海中等沙」<sup>(43)</sup>を有し、道光期、族人自ら「其出穀更難以數計」というほどであった。これらの沙田をいつ入手したのか定かでないが、このうちの大鰲沙に關しては、乾隆『県志』卷十三、附余志、贅言に、乾隆五年の水害に際し、

適県属大鰲沙有新生坦約百頃、外海陳姓族人願捐四千金為修外河費。

とあつて、乾隆初に陳氏が約一〇〇頃の新生沙坦のために、外河修河の費四千金を醵出したことがわかる。

陳氏一族中でも、最も巨富を誇ったのは焯之である。民国『新譜』『清代本郷人物志略』によると、焯之(字賜谷)<sup>(44)</sup>は、道光年間(一八二一一五〇)に弟熙森とともに軍費二〇万両を捐し、兄弟揃つて舉人を賜わり(奉旨兄弟欽賜

舉人一體會試）、朝議大夫を授かった。また、資金を出して二十四史を編印し<sup>(45)</sup>、さらに、北京に新会会館を建てた。

かつて北京に滯在していた時、上元節に「鬪富公讌」が催され、焯之が宴に赴いて、首席の座についた。最も富裕な者が首席につくことになっていたのである。焯之は、「わが家には、元代の鈔票三〇箱がそのまま残っている。始遷祖から我が十七世に至るまでの間、田産二十（？）頃、尺土も主を易えたことはない。各位の浮財は豊かとはいっても、我が家には及ぶまい」と言つたので、富人たちが焯之を「北京第一富人」に推した、という。外海陳氏の名声が全国に知れわたったのは焯之からである、と民国『新譜』の陳焯之伝は記している。この頃の陳氏の財力については、「外海田在大鰲沙等處不下千頃」「合三江所有不及外海陳焯之一人」と言われるほどで、陳氏は大鰲沙を中心として各地に一〇〇〇頃を下らない沙田を有しており、中でも焯之が抜群の財力を誇っていたことがわかる。

その一方、陳族内部の矛盾、各房間の反目も顕在化している。陳炬墀『新会龍溪志略』卷下、人物に、

陳範 字元規、号定息。……中略……族屬繁盛、從兄弟嫡庶爭產、搆訟不息、公為排解不聽。

陳元寧、字君道、号舸艤。五服兄弟繁盛、同出高祖者七房、嫡庶爭產搶割斃命七十人、久訟不報。  
とある。⑥範は④湘の四子⑤栗の長子、⑧元寧は④湘の六子⑤固の曾孫である。④湘は子孫の円満な繁栄を願つて「囑書」と四〇頃にも上る義田を残したが、孫の代に早くも財産争いが生じ、四代後（明末期）には、七〇名もが命を落とすという凄まじい抗争が起こっている。咸豐四年の天地会反乱でも、族中から反乱指導者が出て、その誘導により外海は反乱勢力に占領された。この点について記す史料は以下の如くである。

（賊）見外海鄉財雄会邑、垂涎思噬、遂謀攻之。然外海人衆眾多、賊靈戰不得入。富人硬壞七陳焯之……割注略……之族有陳協懷者、……中略……焯之給以金、使率鄉勇衛族。彼乃以族人樹紅旗村前、入江門陳・呂營、復撫城南称

元帥、往來睦州・大灣等處、與其族陳進華・新泉・翁輝和等專劫園館及江船穀、又欺江門營以肥己、賊中之狡黠者也。焯之取之帰郷使禦外賊、而陰与賊通。外賊使医卜乞人等懷火藥入郷放火。協懷飾傷詐敗逸去、衆賊遂入、焚屋千余間、掠金寶無算、殺人數百、婦女多被擄。前六十年遭族人陳文江戮辱、今又有協懷及武進士陳莊等為亂、哀哉。<sup>(47)</sup>

(咸豐四年)十二月戊寅、賊破外海鄉。外海乃本邑富庶名鄉。有壯勇數十、砲台數座、大砲數百、兵精糧足、本可支持。緣信用匪人、奸從內出放砲、數輪火發于鄉中、舉族大亂、人無鬪志、賊乘勢擁進、殺掠無算、焚房屋將半、  
……中略……惜哉鄉中富戶多遷入城。<sup>(48)</sup>

以上の如く、外海ではその財力にまかせ、砲台數座、大砲數百を据えつけて、大規模な防禦体制を敷き、陳焯之が陳協懷に金を与えて郷勇を組織させたが、協懷はこれに従つたと見せて、ひそかに江門の反乱リーダー陳松年・呂莘俊の傘下に投じ、反乱部隊を外海郷に引き入れたのである。この時、武進士陳莊も反乱側に立つたようである。「郷中富戸」の多くは県城に避難していた。焯之自身も県城の姻戚の家に避難していたが、「然家貲半已飄零焯之終挾富厚之力、脫平物議、反為陳尹所斬、順居省垣、更當幸任。」と、趙沅英は右引用箇所の後に続けており、家財の半ばを失つたものの、なお財力にものを言わせて焯之が協懷を手なづけたつもりで、逆に反乱軍を郷内に引入れてしまつたことに対する批判をかわし、却つて陳知縣の信任を厚くしたという。ここではもはや同族の紐帶は完全に失われている。民国『新譜』に收められた「外海雜誌発刊辭」の中にも、「郷居者戸之分視同仇敵」という語があり、族内では、各房・各家ごとに互いに仇敵視しあうまでになつてゐる様子がうかがえる。財力・科名ともに県内首位を誇つた陳氏は(表3参照)、他族に對してほとんど絶対的優位にあつた反面、内部矛盾・対立が激化しつつあつたことを物語つてゐる。なお、外海陳氏からは、光緒一九年(一八九三)、康有為と同榜の舉人で、戊戌変法に參加、失敗後日本に渡つた陳襄、孫文の同志

で辛亥革命のリーダー陳少白も出ている。右に引いた「外海雑誌発刊辭」の筆者は陳少白である。

## (ii) 潮連蘆鞭盧氏

潮連郷には、民国三五年（一九四六）に、盧子駿（号湘父）が香港で編纂・刊行した『潮連郷志』七巻、及び一九四九年以後に香港で書かれたと推定される区式鉢「新会潮連郷土小志」<sup>(49)</sup>（以下、「郷土小志」と略記）があるので、先ずこれらによつて、潮連郷の概況を見ておきたい。

潮連には、盧氏（蘆鞭・北廂・龍堂坊）、陳氏（大岡・芝山・巷頭・陳屋巷）、潘氏（坦辺・中巷）、梁氏（彭辺）、李氏（北廂）、馬氏（甘辺）、区氏（富岡・方岳里・豸尾）、宋氏（社辺）、陳氏（曉蘭里）、孫氏（大昌里）、鐘氏（中巷）、曹氏（曹巷）、何氏（海頭）、朱氏（山霞）、李氏（蘆灣、原名雷灣・社頭）の計一五——曉蘭里の陳氏は、外海陳氏の支派で、大岡などの陳氏とは別宗——の族姓が定住し、それぞれ、蘆鞭、北廂などの地区<sup>(50)</sup>ごとに聚居している。なかでも陳・盧・区・潘の四姓が「族盛人衆」であった。科挙合格者数から見ても、この情況は明代以来変わつていない（表3参照）。「新会潮連蘆鞭盧氏族譜」（後出）によれば、盧氏の始遷祖隆が南宋末に始めて蘆鞭に來た時、同地には、黃・袁・曾などの異姓が「錯居」していたが、その後盧姓の子孫が増えて、他姓はそれぞれ他處へ移住した、という。しかし、潮連郷のばあいは、外海郷が陳姓一族にほぼ独占されたのと異なり、少なくとも四姓の大族を中心として、十数姓が共存していた。潮連郷では、『潮連郷志』卷一、建置略、郷約に、

潮連郷約 在海辺洪聖殿左側、為潮連各姓公共議事之所。……中略……查康熙十年辛亥、我新会県知県王家啓、嘗講六箴行郷約

とあり、また、「郷土小志」にも、

潮連郷約 在富岡海辺洪聖殿左側、為全郷各村族公共議事之所、遇有災害發生、輒就此作緊急集議、定出救濟之方、付諸實施。

とあるように、康熙一〇年（一七七一）、知県の摺印で潮連郷に郷約が設けられ、「潮連各姓（全郷各村族）公共議事之所」として、「災害發生」時などに、「緊急集議」する場にあてられていた。ところが、天地会反乱のあと設けられた潮連公局については、「潮連郷志」卷一、輿地略 風俗に、

一郷議事之所、向有潮連公局、局無定址、借地為之。有事則召集各姓紳士會議。其後改為自治会、又改為郷公所、又改為委員會。其會員仍由各族推舉。

とあって、有事の際に各族から推挙された紳士（局紳・委員）を召集して会議を開いたこと、その後、自治会・郷公所・委員会と名称がかわったことが記されている。郷約と公局との違いは、郷約が災害發生などの緊急時に、全郷各村の族姓の代表（不特定）が必要に応じていれば臨時に寄り集まって相談する場であったのに對し、公局は、公局・自治会・委員会などの呼称からもうかがえるように、推挙・選出された特定の紳士（局紳）が、有事の際に召集されて会議をする場であった、という点にある。各宗族の共同自治から、特定の紳士層による自治への移行である。各宗族が関与していた自治権が、特定の紳士層に吸い上げられた、ということであり、選出された紳士を擁していない族の、郷内自治への発言権は、著しく弱まつたであろう。同族内部における族内自治についても、形は異なるが、同じように変化がみられる。「潮連郷志」卷七、雜錄、救荒に、

潮連各姓、在乾嘉之間、仍有社倉義倉之設、以為患預防之計。咸同以後、大率已廢、凶年饑餓、惟賴臨時都救。

とあり、乾隆・嘉慶期には、各姓共同の或いは各姓ごとの社倉・義倉が設けられていて、恒常的な“救荒”体制が維持されていたが、咸豐・同治以後廢止された、という。同族秩序が乱れ、同族の結束が崩れつたことを示しており、これは丁度、『郷約制』から『公局制』への移行と対応している。<sup>(53)</sup>

ところで、潮連郷の経済基盤も沙田である。『潮連郷志』卷一、輿地略、物産に、

吾郷種植、以稻為要品。曩為潮田、歲僅一稔。自明成化間、区參政之父鑑、始率鄉人築基開、乃得再熟。

『郷土小志』に、

全郷人口万余、大都以農耕為活、……中略……沙田土壤肥沃、歲收豐稔、而河道縱橫、交通尤便。故潮連・外海・荷塘等郷之富裕者、恒以置沙田為尚、以致百頃・上橫・大沙・迄橫山・粉洲一帶、莫不有鄉人所置之田疇。

とあって、潮連郷の富裕者は沙田購置の願望が強く、彼らは、百頃・上橫・大沙から橫山・粉洲に至るまでの一帯に沙田を所有していた。

沙田農業に次ぐ潮連郷の産業は、布麻業（綿布・麻布業）である。『潮連郷志』卷一、輿地略、物産に、

布麻事素、向為吾郷寒業一大宗。咸同之間、至光緒初、業此者衆繁有徒、直街一帶特盛、四方之採糸者、亦以時雲集。布以夏布為最著名。……中略……布麻相聯屬、而夏布尤須麻。故鄉間每種麻以供資料、而婦女亦以織麻為手工、麻籃水碗、幾於無家不有。而壳麻者有人、取紗者有人。蓋麻既織而為紗、則有採買而售諸機房者。故麻之一項、賴以為衣食者甚夥。……中略……布麻既盛、染事隨之。於是染房之設。染房數間、列於巷頭市、貿易頗大。染房兼有搗石、布有搗之使光滑者。故與染房連屬焉。自洋布輸入、而土布滯銷。於是潮連之布麻、遂一落千丈、光緒中已減色、至今而全歸消滅。

と記し、布麻業、とりわけ夏布・麻布の生産が盛んであり、これに伴つて麻栽培が広がり、婦女が家内手工業として「織麻」に従事、原料の麻を（各家庭に）売る人、紗（婦女が紡いだ麻糸）を収買して機房に売る人がおり、さらには染房もこれに付随し、染房の「貿易頗大」であった。しかし、洋布が輸入されるようになつて、潮連の布麻も「一落千丈」となり、光緒期には既に不振であつたが、民国期に入ると全滅してしまつた、という。ほかには、「我郷横灘沙、種蔗甚多、郷人就近設廠以榨糖……中略……此亦吾郷利權之一也」とあるが、民国期にもまだ機器が導入されず、「只用旧法」という状態であつた。

さて、潮連諸族の中で族譜を見ることができたのは、蘆鞭盧氏のみである。盧氏は、明弘治・正德年間（一四八八—一五二二）に初めて族譜を編んで以来、六度にわたつて統修・増修を行なつてゐるが、以下の記述は、二十一世孫子駿によつて編纂された、民国三六年（一九四七）版『新会潮連蘆鞭盧氏族譜』二六巻（以下『盧氏族譜』と略記）による。

盧氏の遠祖は肇元で、肇元には三子があつた。長子は瑞で、瑞の子が穆（字明達、号雲陽）である。次子は琨、三子は琦で、琦の長子が隆（字始昌、号龍庄）である。隆は三人の弟、謙・煥牛・恒とともに、南宋咸淳九年、堂兄穆に率いられて、南雄珠璣巷から南下、始め省城に至り、ついで番禺の鍾村（または忠村）に徙つて、ここに肇元・瑞・琦の遺骨を葬り（琨は南雄に留まつた）、穆は鍾村に居を定めた。穆には四子があり、長子は鍾村に留まり、次子には子がなく、三子は順徳羊額に遷り、四子松（号俊弼）の子明遠が鍾村からさらに潮連北廟に遷つて北廟盧氏の一世祖となつた。明遠の長子法能は、洪武一四年、華萼都四団三甲盧鱗鳳戸を開き、次子法主は石頭郷（中樂都）に遷つて石頭盧氏の一世祖となつた。法能の三子広明が潮連龍堂坊に遷つて龍堂坊盧氏の一世祖となり、華萼都四団四甲

盧麟良戸を開いた。

さて、堂兄穆に率いられて鍾村まで南下した隆ら兄弟は、さらに安住の地を求めて、謙は三水に、煥午は東莞茶園に、恒は順徳衆涌へと散り、隆は潮連蘆鞭に居を定めた。これが潮連蘆鞭盧氏の始遷祖である。『盧氏族譜』卷二四、家伝譜、始祖龍庄公に、

我龍庄公遂遷居於新会県龍溪郷華萼都潮連甲第三図、因名盧邊村。即今潮連郷蘆鞭堡也。  
とある。以上の、肇元を遠祖とする盧氏のうち、『盧氏族譜』が包括する範囲は、蘆鞭盧氏の始遷祖隆の子孫のみで、同じ潮連郷内に定住していても、北廂盧氏・龍堂坊盧氏ら堂兄弟の子孫は含まれていない。新会出身の洋行広利行経嘗者盧觀恒・文錦父子は、石頭盧氏の子孫である。

蘆鞭始遷祖①隆の子孫は、表7に示した通り、さらに各地に散つていった。『盧氏族譜』卷首、序記の中の「宣統元年增修蘆鞭盧氏族譜始末記」に、「我姓分居、地以廣西為最遠。而人則以香山為最多」（外居之調査）とあり、「中華民国三十六年増修蘆鞭盧氏族譜序」には、「然我族精華所聚、多在澳門」（募捐之助力）とある。

以下、『盧氏族譜』卷三四、家伝譜の中から、目に止まつた人物を紹介することによつて、盧氏一族の沿革の一端をかいま見ることとしたい。

⑫勝（接梅公） ⑫勝は万曆初（一六世紀末）、従兄⑫程（曲江公）とともに、瀘水（肇慶府）に商いに行つた。瀘水県が羅定州と改まり、東安・西寧の両県が分置されると、州城に卜居、西寧県に籍を定め、盧相戸を立てた。⑫程の伝には、「与從弟接梅公經商於瀘水。……中略……公億中多才」とある。⑫勝の子孫は蕃衍し、⑯中良のときに数千人が羅定西寧に移居、「幾遍佈於西寧」という。⑫勝・⑫程らは商業活動のために他県に移住、商売が成功して根

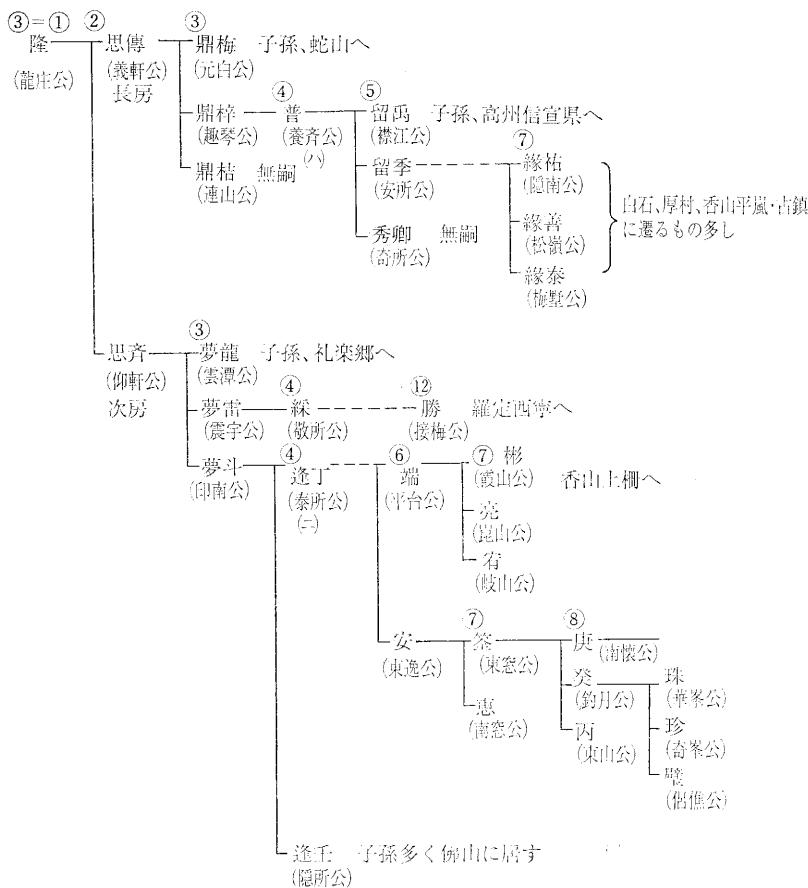
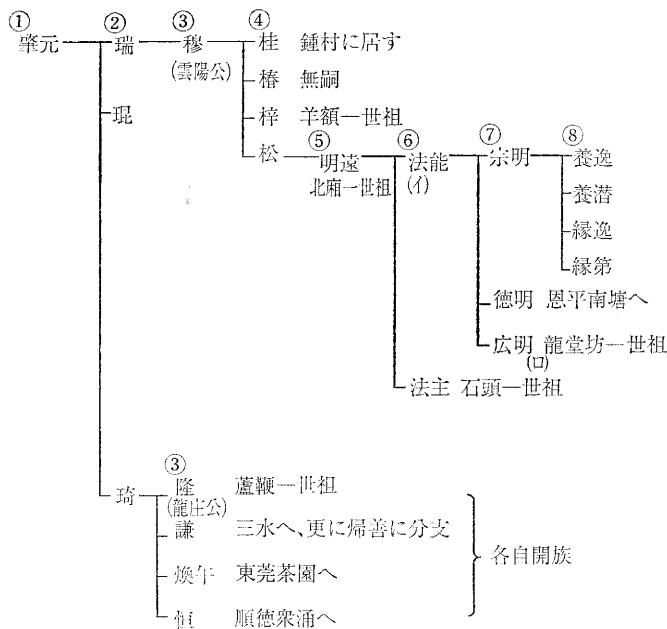


表7 潮連蘆鞭盧氏



(イ) 華夢都四図三里盧麟鳳戸を開く

(四) タタタ 四甲盧麟良戸 タ

（八） 三國四甲盧庵麟戸

(二) 七甲盧日昇戸

蘆鞭人口の大部分は、盧日昇戸に属する

広西南平及び肇慶府城、香山上柵・貝山仔・南大涌

等に遷居したもの「人数尤夥」

を下ろし、子孫がその地で繁栄した例である。この支派は西寧県に戸籍を開いているが、宗族組織上からは、蘆鞭盧氏の次房（以下<sup>19</sup>兆河を除き、すべて次房の支派である）の支派敬所房に含まれている。

<sup>13</sup>世宝（繼昌公） 明洪武年間（一三六八—一九八）に、⑦彬（字芳松、一字大振、霞山公）が潮連から香山県谷都洪村の龍塘坊に遷居、ついで上柵鄉に遷った。<sup>13</sup>世宝が上柵からさに円山鄉に移り、数代を経ずして「支裔光大」となり、清康熙四一年（一七〇二）、香山の始遷祖霞山公を祀る「盧氏大宗祠」を建て、嘗業を積み、乾隆年間（一七三六—一九五）に族譜を編んだ。この支派から蘆鞭盧氏の譜系上唯一人の進士<sup>19</sup>文起（上柵譜では十三世）が出ている。乾隆六年（一七四一）、<sup>19</sup>文起撰の「香山上柵盧氏族譜原序」（『盧氏族譜』卷二五上、芸文）によれば、文起自身は、乾隆三年（一七三八）、舉人に合格して潮連の始祖（の位牌）に挙詔した際、世譜を披覽して始めて「大振祖原属七世、始遷香山龍塘」の事実を知ったという。この支派は、平台房（霞山派）に属する。この支派も他県に移住、その地に根を下ろして「盧氏大宗祠」まで建設し、独立した宗族組織を形成しているが、科舉合格者を出したことを契機として、いわば“母族”との結合を回復した例である。

<sup>14</sup>克敬（寅宇公）・<sup>15</sup>從慧（縱菴公） <sup>14</sup>克敬の伝に、

公少習拳業、稍長棄儒冠、從事商界。家不中寶、然具億中才、居奇貨、輒獲重利。後以販珠致巨富、財雄一鄉。同時猶子縱菴公以業銅鐵起家。明末稅重、富家爭以田屬之。滄桑後、遂擁資數十万、時人俱艷称之。

とあり。  
<sup>15</sup>從慧の伝に、

生而孤露、時以小販自給。稍長講求治生、業銅鐵於仏山、善計然術、馳致小康。明時天下田賦、自万歷末、合九邊餉、祇三百八十万。至崇禎初、……中略……歲約加旧賦二千万有奇、凡此皆取諸民田。故雖富家巨室、田連阡陌、

至是罄諸租人、猶不足以償賦稅。因此不願名田、咸以脫稅為幸、輒賤值售之。公時小有蓄積、戚里競以田屬公。初猶略給代佃、居無何、催科益急、則匆匆委棄、不復索值。公以所蓄幾罄、恐負重累、恒閉戶不納、比啓闕、而契券纍纍、疊積於門隙中矣。既而清朝定鼎、凡前明苛斂、悉蠲免。公由此暴富、以質雄於一方。

克敬は商才に恵まれて莫大な利益を上げ、後、「販珠」により巨富を得て「財雄一鄉」となった。<sup>14</sup> 克敬の姪<sup>15</sup> 従慧は小販から始め、ついで仏山で銅鉄業を営み、小康を得た。折しも明末、遼餉・勦餉・練餉などの名目でつぎつぎと田賦が加重され、富家巨室がこれに耐え切れず、土地を手離した。従慧はこれをただ同然で入手、清朝に代替わりすると明朝の重税がすべて蠲免され、一朝にして巨大地主に成り上ったというのである。<sup>14</sup> 克敬の曾伯祖に明嘉靖二三年（一五四三）の舉人<sup>16</sup> 譲徳（恒菴公）、<sup>15</sup> 従慧の裔孫に、道光二三年（一八三二）の舉人で、咸豐四年の天地会反乱に際し開設された東北團練局局紳に選任された<sup>17</sup> 文盛（熙初公）がいる。この支派は、東逸房（倨樵派）に属する。<sup>54</sup>

廷章（繼恪公）「公少承世業、家僅小康」というから、若い頃は中小地主だったのであるうか。当時（一九世紀初）まだ航路が開けておらず、商売で遠方まで行くのは困難であったが、廷章は単独で高州まで通商に行き、自置商船來往於南洋者凡數十艘、於高州各方設典肆者凡七区、其余別種商業、不勝僂指。

というほど手広く商売を営むまでになつた。この支派は平台房（岐山派）に属する。

天同（坦怡公）・土懷（茂蓮公）二人は異母兄弟で、ともに「服賣於江門、操布麻業」とあるから、潮連特産の麻布を扱う仲買商で、「積質累万、至今子孫猶蒙其蔭」というほど蓄財した。咸豐四年、呂萃俊らが江門を「劫掠」した際、土懷の店も襲われたが、預かっていた銀をきちんと預け主に返し、信義を守つた、という逸話を伝えてい

る。この支派は東逸房（俗樵派）に属する。

⑯兆河（澹然公）兆河のばあいも、曾祖<sup>16</sup>洪愉（樂三公）が陽江県（肇慶府）に商売に行き布麻の販売で利益を上げ（「服賈陽江業布麻頗獲利」）、以来、⑯洪愉の子弟は「恒以陽江為世業」とある。⑯兆河自身も、「仍執布麻業於陽江」「自置田產頗多、每秋穫、必親詣田所」とあるから、⑯兆河は、曾祖の代以来、陽江に商売の拠点を置き、布麻の販売に従事すると同時に大地主でもあった。兆河の五子<sup>20</sup>驥（達渠公）は、南海九江の朱次琦の門下に、驥の次子<sup>21</sup>子駿（号湘父、本族譜の編者）は、康有為の門下に入っている。この支派は長房中の梅墅房に属する。

⑰華紹（焯之公）早くに両親を失くし、生計は苦しかったが、成人するとマカオに行き、

業錢銀找換、稍有蓄積、設宝行錢号、既而以善營商業、財雄一方。

とあるように、両替商を営んで大いに蓄財した。また、自ら貧しさ故に学問できなかつたのを思い、光緒二二年（一八九六）、郷里潮連に「公善堂義學」数カ所を設けて貧しい子弟を教育した。しかし、華紹が亡くなると義學は廃止されたという。一七人の子のうち、次子<sup>21</sup>宗璜は光緒二七年（一九〇一）の舉人（解元）、三子<sup>22</sup>宗續と六子<sup>23</sup>誦芬がともに光緒二八年（一九〇二）の舉人となり、また四子<sup>24</sup>興原と八子<sup>25</sup>光忠を英國に留学させている。孫の<sup>26</sup>榮錫はマカオの華人代表となり、民国三六年、本族譜の編纂・刊行に巨費を寄附している。<sup>20</sup>華紹はマカオに赴いて一代で財を成し、郷里に義學を建てるなど教育に投資を惜まず、一方、一七人の子のうちから三人の舉人と二人の外国留学者を出しており、時代の趨勢にも敏感である。華紹は成功した華僑の典型といつてよい。この支派は東逸房（奇峰派）に属する。

以上見てきた通り、潮連蘆鞭盧氏は、商業・金融活動によつて財を築いた人物を多く出しており、清末までほとん

ど専ら沙田に寄食していたと見られる外海陳氏や三江趙氏（次節でとり上げる）とはこの点で異なる。これは、潮連郷に十数姓が共存共榮していくための必要な方途だったのであろう。沙田をめぐる力づくの闘いの故事は、『盧氏族譜』からはうかがえない。清代同治年間まで、潮連郷からは盧氏を含めて、武進士一名、武舉人三名<sup>(56)</sup>（表3参照）しか出ていない。この点も、外海郷が乾隆年間以降、多数の武進士・武舉人を輩出したのと際立った対照をなしている。

#### (4) 西 南

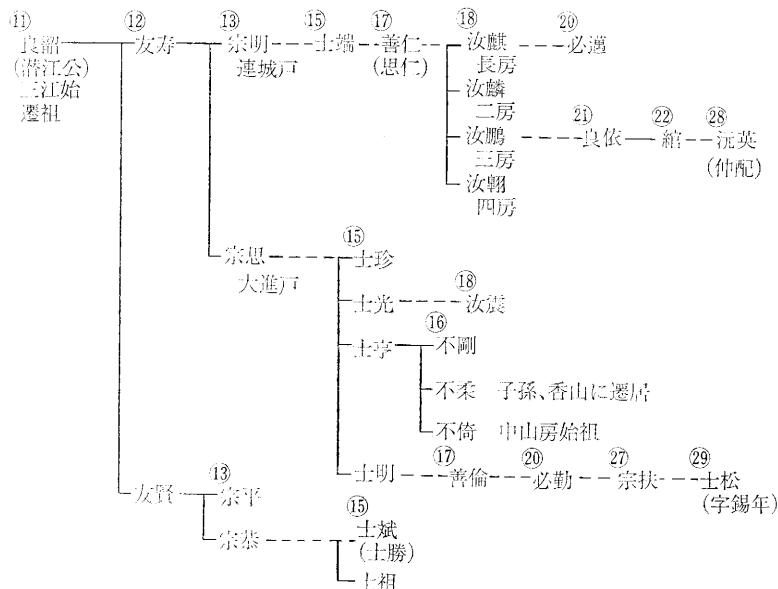
##### (i) 三江趙氏

三江趙氏は、始遷祖良韶が元至順元年（一三三〇）に族譜を編んで以来、明嘉靖年間（一五二二—一六六）、清順治一四年（一六五七）、咸豐九年（一八五九）、光緒九年（一八八三）と重修を行なつたようであるが、現在、整つた形で見られるのは、二九世孫士松（字錫年）が、民国一四年（一九二五）—三七年（一九三五—一九三七）に編纂した『趙氏族譜』四卷である<sup>(57)</sup>。

『趙氏族譜』によると、三江趙氏は、宋朝第三代真宗の弟商王の裔孫と称している。即ち、宋商王十一世孫良韶（号潛江）の父必迎公が、南宋咸淳一〇年（一二七四）に、福建から廣東に入った。良韶は四才で孤児となり、六才で母に従つて皮子（三江の北側）に隠れて元の禍を避け、七才で三江に遷居して、三江趙氏の始遷祖となつた。

始遷祖⑪良韶は、父必迎公が官に申告していた海中の沙洲が熟地に成つたのを引きついで、田坦・村莊五八頃余を増置し、家屋を建て、濠をめぐらして村をつくつた。『農業志』には、「三江趙氏は、子孫のために基業を定めんとし

表8 三江趙氏



て、木鵠を海に流し、木鵠が奇石（古井公社銀洲湖沿岸）、北村（沙堆西）、上沙、大横、汾洲（西安公社）等のところに止まつたので、ここに九本の石柱を立てて標識とする、という方法で広大な丘陵・海中の島・新生沙坦を占有した。趙氏の別の一派は、元初に皮子に隠居し、間もなく三江に遷つて、附近の新生田坦及び村庄五八頃七〇畝を占有した。宋末には、陸州にも霞露の趙氏・潛頭（江門）の林氏がここに来て隠居した。皮子・三江・陸州一帯の海面は、この頃しだいに沙洲が浮上しつつあつたが、まだ開発が進んでおらず、海中に大小の小島が点在する辺境の地であった」と記している。趙氏は元初に、当時まだ未開発で、渺々たる海面に大小の島が点在する、県西南部の広大な区域を占有したのである。『農業叢志』で「趙氏の別の一派」とされていのが、この三江趙氏である。

(1) 良韶<sup>(59)</sup>の長子(2) 友寿には二子があり、長子(3) 宗明(号試菴)の伝(卷二)に、

(洪武)十四年、開籍潮居都三団七甲曰連城戸、充広海衛戌、端莊誠一、樂善喜施。承祖父稅田十一頃余、……中略……坐在官沖土名大沖口。

とあり、次子⑬宗思(号厓菴)の伝(卷二)には、

公勤儉端莊、不求閑達、承祖父產業十一頃。至大明洪武元年戊申復姓趙氏、与兄宗明同開籍潮居一団九甲。後十四年、兄復割戸開籍三団七甲。……中略……公乃大進房始祖也。

とあって、洪武元年(一三六八)に、兄弟で潮居一団九甲に籍を開き(大進戸)、一四年に兄が戸を分かって三団七甲に連城戸を開いた<sup>(60)</sup>、ということになっている。⑪良韶の次子⑫友賢については、

公承祖業四十七頃、善於蓄積。……中略……至大明洪武元年戊申復姓趙氏。(卷二)

とあり、⑫友賢は祖業四七頃を相続したことになっているが、兄⑫友寿の伝には、祖業についての記述がなく、前記の通り⑫友寿の二子⑬宗明と⑬宗思がそれぞれ「祖父稅田」一一頃余を相続した旨が記されている。⑫友賢の三子⑬宗平について、つぎの如く記されている。

(洪武)二十年、被北到甲林応聰・周堅祐告派虛稅二十二頃、二十四年追冊取承帰戸、並益分祖業共稅四十五頃、  
公無子累、弟宗恭抵補。(卷二)

明、洪武二〇年(一三八七)、北到甲の林・周両姓に、⑬宗平は二二頃を隠匿していると訴えられ、二四年、追加の黄冊に登記されたが、実はこれは虛稅であり、(宗平が)相続した祖業とこの虛稅をあわせて、四五頃を弟⑬宗恭が引きついだ、と解される。③宗恭は、三人の姉妹に官沖等の田一二頃を、兄の二人の娘に五頃余をそれぞれ蚕田として持たせた上、兄の虛稅を引き受けっていたが、姉妹やめいの婚家と蚕田をめぐつて争い、ついには毒殺されるという悲

惨な最後を遂げている。<sup>(61)</sup> 趙氏の沙田をめぐる奇烈な争いはその後もつぎつぎと起っている。

先ず、連城房<sup>13</sup>宗明の子孫士端派<sup>20</sup>必邁は、「弱冠後、以田坦事拖累、十月十九日拘押病死」（必邁は万曆——崇禎年間の人。生歿年記載なし）とあり、同派<sup>22</sup>良依は、嘉靖——崇禎の頃、省城の「勢宦」黎邦炎と土名大沙等の田坦一〇余頃を争っているが、結局、その田坦は義倉にくり込まれた。この良依の次子<sup>22</sup>友傑（庠名綱、別字君綏、庠生）が奴僕の変で散佚した族譜を順治年間に再修しており、その裔孫<sup>22</sup>沅英（諱仲配、庠生）も咸豐譜を重修している。この<sup>22</sup>沅英は後述するように、南門莫氏との沙田をめぐる抗争でも「実力行使部隊長」格で中心的な役割を果たしており、また、天地会反乱の際にも活躍し、「趙沅英手稿」を残している。<sup>22</sup>沅英の三子<sup>22</sup>士派は舉人になつてゐる。大進房<sup>13</sup>宗思の子孫士光派<sup>18</sup>汝震は、明正徳一〇年（一五一五）、兄弟とともに「士名大四洲三合洲田坦」を買つたが、後、阮・伍二姓と（この沙田をめぐって）争い、「死於廣州府囹圄」とある。同房士明派<sup>17</sup>善倫（成化一六年——嘉靖九年、一四八〇——一五三〇）は、「増置產業」とあり、<sup>22</sup>必勤は、万曆から康熙の間に高姓との沙田をめぐる訴訟に勝ち、「自此而高之强悍尽戢、不敢復逞」とあるが、しかし、その裔孫<sup>22</sup>宗扶について、光緒一八年（一八九二）十月、「收割之期、將互換田帰割、突被高姓強隣恃衆抗割砲斃」と記されており、高姓との抗争は止まなかつたようである。『岡州公牘』「新会県叢譜裏」にも、

埠縣糧賦、以西南一方為最多。西南方中、以三江一村為最富。三江村内、以趙姓一族為最強、聚族而居、数千余衆。其老成醇謹者、雖不乏人、而矯健者流、類多兇孽。恃強霸佔、逞衆橫行、以故控案累繫、群罵健兒。即以現在控案而論、則有莫騰驤控趙永富賄串混割一案、侯宜用控趙亞一搶割斃命一案、（後略）

と記し、他姓が趙姓を告訴している「控案」計一五件を列挙しており、（表9参照）そのほとんどが「搶割田禾」「強

表9 趙姓が告訴されている案件

原 告	被 告	控 訴 內 容
莫 謐	趙 永 富	賄串混割
侯 宣	趙 重 一	搶割斃命
梁 頽	趙 親 恩	強占沙坦
鍾 朝	趙 林 氏 芳	搶割田禾
//	趙 容 輓	壘搶霸佔
陳 嘉	趙 忠 航	強占沙田
陳 日	趙 沅 信	強占田坦
何 光	趙 重 英	隱匿溢坦 100 余頃
趙 士	趙 彪 等	駕艇攔劫
蔣 健	趙 亞 灶	搜劫銀物
高 能	趙 亞 灶	強劫銀物
//	趙 漢 操	行劫廖賢吉渡船
//	趙 亞 沽	偷竊趙裕常田禾
歐 陽	趙 達 球	恃強毆毀
羣 富	趙 振 球	糾毆擄禁
燦 燦		

占沙田」「駕艇擄劫」「強劫銀物」など暴力を伴う強奪行為を想像させる内容である。

趙氏は元初の始遷祖以来、専ら沙田經營に力を注いできたようで、商業に従事して成功した人物は、列伝を読む限り、清末まで皆無に近い。他所への移住も少なく、科舉合格者も、道光期まで富裕な大族としては少ない（表3 参照）。㉙ 沈英が「族綱頗嚴肅」<sup>〔62〕</sup>と誇るだけあって、天地会反乱の際も、三江には大きな動揺は起っていない。譚祖恩『新会靖愛識略』に、

者惟西南方諸鄉耳。西南方以三江鄉趙姓、凌沖鄉譚姓為最強。

とある通り、大小の諸郷がみな天地会になびいて、その「旗令」を受け入れた中で、三江は、族内から呼応者をほどんど出していないのである。

三江衿耆趙君賢·趙沅英等，俱能曉以大義，使閩族肅然。

以上の諸点から浮かび上つてくるのは、官権力の空白地帯に——三江村は沙村司に属し、「査沙村地方最為遼闊、間于山海、匪類最多」とされている地域である——“宋朝の末裔”を誇り、元初以来五百年余にわたり盤踞してきました「土豪」のイメージである。文・武ともに科挙合格者が少ないのは、官権力と関わりを持つことなく、強固な宗族組織

珠江デルタの地域社会

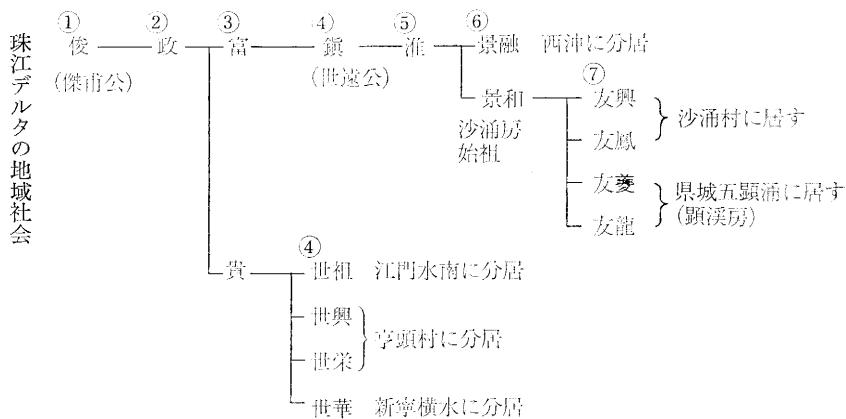
制に基いて独自に郷族を統治しようとした指向の表われであろう。したがって沙田の獲得・維持も、族内紳士の政治力に頼ることなく、専ら自前の宗族武装に依拠した直接的な実力行使・強奪行為によつて実現してきた。そのため、「以故控案蠱嚙、群焉側目」とあるように、各姓から集中砲火を浴びていたのである。各時期の『県志』列伝に挙げられている人物をみても、三江趙氏の族人は、明代の人趙思仁（本名善仁、陳白沙門人）唯一人であり、趙氏が「宋朝の末裔」を誇りながら、県内望族から疎外されていたことをうかがわせるものである。しかし趙氏も、道光二六年県城内尚書坊に建立された西南書院に、始遷祖⑪良韶以下の祖先の神位を入祀しており、また、道光——同治期に入ると舉人一名、武進士三名、武舉人三名を出しているほか、前述の通り沅英の三子⑫士派が舉人（合格年度は未詳。光緒期であろう）になつてていることなどからみて、道光期以降、ようやく「望族」の仲間入り、県内政治への参画を志向し始めたよう見える。

## (ii) 沙涌劉氏

沙涌（沖）<sup>〔63〕</sup>は、県西部、鶴山県との県境近くにあり、光緒『郷土志』卷六、戸口、河村男女口調査数に、「沙涌劉姓四千四百」とある。劉氏は、康熙一七年（一六七八）と乾隆五〇年（一七八五）に族譜を編纂しているようであるが、現在、宣統二年（一九一〇）刊、光貽堂統輯『沙冲劉貽燕堂族譜』二卷（以下、『劉氏族譜』と略記）を見ることができるのみである。

『劉氏族譜』によると、沙涌劉氏の一世祖俊（傑甫公）は浙江人で、南宋咸淳八年、保昌郡珠璣巷に逃れ、省城を経て、一〇年、新会亨頭村に至った。

表10 沙涌劉氏



①俊の子②政には、③富と③貴の二子があり、次子③貴の長子④世祖は江門水南に、次子④世興と三子④世榮は亨頭村に留まり、四子④世華は新寧横水に分居した。②政の長子③富の曾孫⑥景融は西沖に、⑥景和（諱均）は沙涌に分居、⑥景和が明洪武二四年（一三九二）遵名都二岡一甲に劉起元戸を開き<sup>64</sup>、沙涌房の始祖となつた。

沙涌房始祖⑥景和の祖祠を貽燕堂という。⑥景和の長子⑦友興（号松峯）と次子⑦友鳳（号竹庄）は沙涌村に定住し、三子⑦友夔と四子⑦友龍は県城五顯涌に移住、族譜に、「二祖就居邑城五顯冲、系次別載顯溪房譜」とあって、沙涌房から離れて別に支派を立てたようであり、貽燕堂譜・『劉氏族譜』には含まれていない。『県志』選挙表を見ると、県城五顯涌から劉姓の科挙合格者が何人か出ており（表3参照）、これが多分、顯溪房劉氏であろう。一方、沙涌劉氏の方は、清末に至るまで科挙合格者は皆無である。

沙涌劉氏の繁栄は、一九世紀中葉、⑦友鳳の裔孫にあたる⑯学炯・学煥・学輝兄弟から始まった。先ず⑯学炯（号焯軒）の伝に、按公孝友性成、起家勤儉、経商所至、以廉介誠樸、見重時賢、故營業日形発達。嗣居積既裕、郷里義務知無不為。如建祠修墓為置

嘗田、積穀備荒時贍宗族。其肇塗大考、他如修橋平路、贈藥施棺、凡屬公益以次<sup>(65)</sup>通舉。とあり、⑯学輝（号日泉）については、

我劉氏世居新会河村沙涌鄉、聚族數千人、率土著務遠勤動作苦、比戶鮮中人產。家君起寒微、幼號長耕、已乃涉重洋歷美洲、隨先伯焯軒翁承風齋雪、挾策操奇二十餘年間、家業日<sup>(66)</sup>起。

封翁自美洲歸、財用稍充、深念養人之本、首在五穀、儕兄若功買省港及新會之江門、悉以穀米為業、販運於安南諸外國、以濟父母邦之急、裕民生日用之原。<sup>(67)</sup>……中略……今天子通商惠工、日以振興商務為要圖、各省府州縣城鎮商會林立、江門圍埠公舉封翁為商務分會總理。

とある。沙涌劉氏は、明初に始遷祖景和が沙涌村に定住して以来、大率、農耕に從事し、富裕者は少なかつた。<sup>(68)</sup>⑯学炯ら兄弟も「寒微」から身を起こして商売を始め、「挾策操奇」すること二〇余年、この間アメリカに渡り小金を貯めるや、⑯学炯・学輝・学輝（号蘭春）三兄弟は、省城・香港・新会江門とベトナム等の外国との間を往々來して、穀米の輸入・販売に従事、末弟学輝は、主としてベトナムで活動した。光緒『郷土志』によれば、光緒末、香港を通じて入る安南・ビルマ米は、毎年銀二五萬元に上り、県内で販売される米は、同治初年には、まだ全て「本郷土米」であつたが、「今則外埠米色占十之六七矣」とあるから、劉氏はこの時流に乗つて成功したのであろう。光緒末から宣統初にかけて、郷族のための公益事業に出資するほか、宗祠・族譜を重修し、県城に劉氏家廟、江門の穀欄に劉家庄、省城に沙溪書室、沙涌村に三帝廟・竹仔廟・奎星樓・奎閣などを創建あるいは重修し、さらに沙涌に「興和市」を創設するなど、短時間に躍進すべき郷族としての「格上げ」を実現し、学輝の次子幼維鑑（名祖慶）が光緒一九年（一八九三）、学輝の長子幼維槐（名金華）が光緒二九年（一九〇三）、沙涌劉氏始まって以来、初の舉人に合格して

もいる。

劉氏は、中小宗族が、清末、清朝の商工業振興策を背景として急浮上した一例といえようか。

### (ii) 沙富張氏

沙富張氏には、光緒七年（一八八一）刊『清河族譜』五巻があり、嘉靖一九年（一五四〇）、康熙元年（一六六二）の「譜序」を収めているから、最初の修譜は、明嘉靖年間に行われたようである。

『清河族譜』によると、沙富張氏の遠祖は、曲江の張九齡で、その裔孫騫が南雄から古岡州（新会県城）韓屋橋に徙居、新会の始祖となつたとしている。①騫の三子②榮・華・昌のうち、②榮の子孫は主として新会県内の豪山・沙富・塘河・棠下・江門北街・水南・白沙・礼樂・石頭及び番禺市橋、順德黃連などに分居、②華の子孫は開平陸屋橋（張橋）に、②昌の子孫は開平永樂里に遷居した。

沙富の始祖は、②榮の裔孫⑪廉で、南宋咸淳八年（一二七二）、曾祖⑪富の囑書を受けた後、豪山から初めて沙富に遷った。「大宋咸淳八年」の年を付した⑪富の「遺言」が『清河族譜』卷一、遺言に収められている。その内容は以下の通りである。

私は祖父より産業計租穀一二〇〇〇余石を承け、ほかに妻の容氏の畠田五〇〇余石がある。不幸にして⑫清・誠及び⑬徳・仁・寿はみな既に亡く、残っているのは⑭廉と⑯翀のみである。廉は成人したが翀はまだ幼い。しかも祖父伝來の産業は、外県外里に分散しているから、明白に記録しておかないと、禍根を残すことになる。故に従叔と相談して、ここに囑約を立てるものである、として、産業の所在地・租額等を列記し、（表12参照）、これだけの租穀（一

一二〇〇余石<sup>(72)</sup>があれば、凍餒の憂はないが、よく守り通せるか否か心配である。<sup>(14)</sup>廉はこの嘱約を収めて、<sup>(14)</sup>紳らが成人するのを待ち、彼と共によく管理せよ、というものである。

『清河族譜』は、この新会張氏<sup>(14)</sup>廉（字仲礼）を始祖（<sup>(1)</sup>廉）とする沙富張氏の族譜である（以下、<sup>(1)</sup>・<sup>(2)</sup>の数字は、沙富張氏の輩行を示す）。沙富張氏の生業に関しては、祖先のこれら遺言以外、族譜にはふれるところがない。「以財而論、吾族自礼祖（廉、字仲礼）以下、不聞以巨富伝。丁多尅財之説然耶否耶」と記しているから、「巨富」は出ていないようである。

『清河族譜』卷一、は「歴代舉貢廩增」を載せており、ここに挙がっている人物は、すべて<sup>(1)</sup>廉の子孫、即ち沙富房に属する人物で

表11 沙 富 張 氏

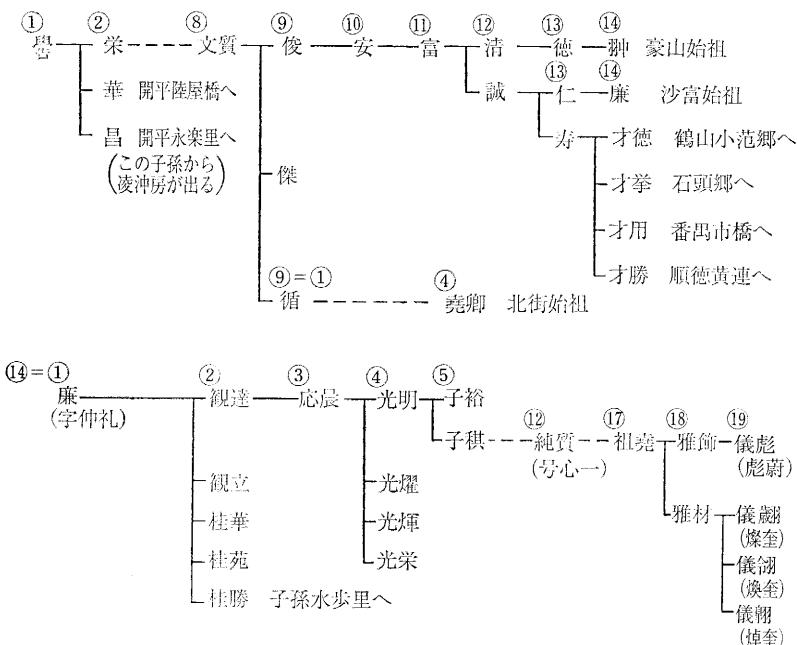


表12 張氏祖業

所 在 地		租額(石)
外 県	東莞県 增城県	175.0 125.0
本 県	香山・南海・新興3県	2126.0
本 里 (瀧水都)	懷仁・中樂・德行・遵名・平康・文章・潮居・潮陽8里(都) 土名堆頭高祖墳前共9号 " 榕樹坑張婆廟6号 " 沙富 本郷(沙富)前後左右田地88段 魚塘81口 魚塘2口	4847.7 37.5 75.5 675.0 4194.5

あるが、これを『県志』選舉表と対照してみると、『県志』に沙富籍であることが明記されているのは、⑯達天・⑯元進・⑯五昌・⑯彪蔚・⑯家昌の五名のみで、表13に示した如く、⑯覲・⑯翼之・⑯殿安は、『県志』では邑城籍になつており、(つまり沙富から県城に遷居した) ⑯燐奎は、『県志』には載つていない。しかし、『清河族譜』によると、⑯燐奎とその弟⑯焯奎(進士)・⑯煥奎(増貢生)の三兄弟の祖父⑯祖堯(号則之、乾隆四一年——道光二年、一七七六——一八四二)について、

賈於広西蒲廟墟、平日能喫虧、忍氣不与人争、自奉甚儉。而于修橋填路、及排難解紛之事、輒踴躍為之。以此為時所重。

とあり、三兄弟ともそれぞれ、「広西太平府庠生」・「太平府学優廩生」・「太平府養利州增貢生」と付記されていることから、広西籍で応試・及第したようである。<sup>(76)</sup> また、三兄弟の父⑯雅材(号子梁)については、「咸豐同治間、襄弁團務有功、當道擬保職銜、再三辭去」とあるが、新会県の團練局関係の文献に、張雅材の名は出てこないから、広西太平府でのことであろうか。咸豐・同治期に新会県の「邑紳」としてしばしば登場する張姓には、張靈源・張青柏、の二人がいる。靈源(道光二四年舉人)は県城在住の凌沖房(①譽の季子②昌の子孫、表11参照)族人、青柏については、同

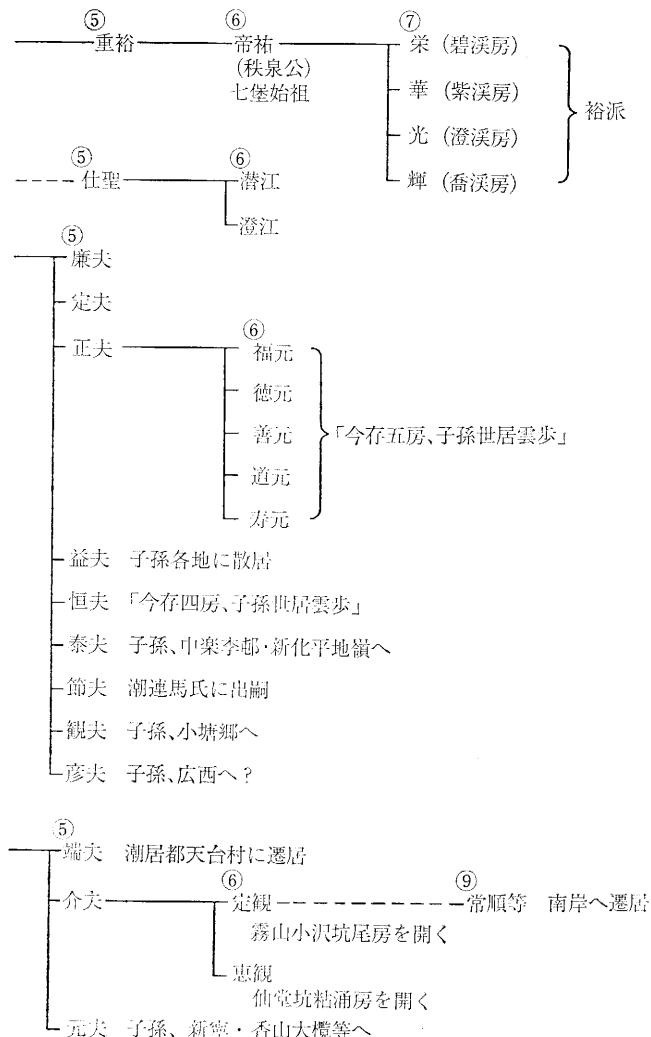
表13 沙富張氏進士・舉人等

世次	名	合格年度	道光『県志』記載	そ の 他
<b>進 士</b>				
19	焯奎	光緒6		諱儀翹，廣西太平府學優廩生。
<b>舉 人</b>				
7	拳	成化16	塘 河	
15	達天	嘉慶15	瀧水沙富	
16	元進	乾隆6	"	
17	五昌	咸豐6		同治『県志』では「舉人」の項には五昌の名は見えず、「欽賜欽賞附」に咸豐6年欽賜舉人，瀧水沙富とあり
18	翼之	道光24	邑 城	才貢覲の子
19	彪蔚	同治9		諱儀彪 同治『県志』に瀧水沙富とあり。
"	燦奎	" 6		諱儀翹，廣西太平府庠生。同治『県志』になし
20	家熾	" 13?		『族譜』には「同治乙亥」とあるが、乙亥は光緒元年、廣西太平府庠生
<b>五 貢</b>				
11	家昌	天啓4	瀧水沙富	副貢
12	禹錫	康熙55	封川学	才貢 同治『県志』選舉五貢補遺では 「瀧水沙富，封川籍」
"	経培	雍正13	な し	才貢 " 「瀧水沙富，瓊州府籍」
13	培	康熙12	東安学	拔貢 " 「瀧水沙富，東安籍」
"	文明	"	高州府学	拔貢
"	高簡	"	な し	才貢
15	国泰	康熙間	な し	才貢 " 「瀧水沙富，靈山籍」
17	覲	道光12	邑 城	才貢
19	煥泰			諱儀翹，廣西太平府養利州增貢生
21	福詒			崇善縣附貢生
<b>武舉人</b>				
17	殿安	道光19	邑 城	
19	國興	同治6		香山武生

治『県志』卷六、列伝、人物に、「字秀垣、号蔭堂。沙富郷人、遷居邑城濠橋門外」という人物が見え、『清河族譜』にあたってみると、宗支図の十六世に秀垣の名があり、その割注に、「秀垣公名青柏、咸豐甲寅之亂、解団後、局紳多藉端肥囊、惟公掌理度支清正著名、群情欲欽服、以功保監翎州同」とある。右同治『県志』によれば、青柏は、若い時当舗に儲われ、主人の信頼を得て大金を預けられ、京師に上って一〇年間、金融を操作して利息一〇余万を獲た。主人はそのうちの一割を青柏に与え、青柏は「納貲註遷巡檢」とある。六〇才で帰省し、咸豐四年に鳳城に岡州公局が開設されると、青柏は会計を主つた。同年開設された西南團練局には、沙富からは<sup>77</sup>張殿安（道光一九年武舉人）が加わっている。天地会反乱に際しては、『清河族譜』卷一、甲寅之乱に、「惟我瀧水一帶、有驚無患、可謂幸矣」とあり、陳殿蘭『岡城枕戈記』卷二にも「沙富・凌沖為沙屬大鄉、其子弟素称勇健、且受紳士約束、集而用之得三千人、可無堅陣」と記されているように、沙村司管轄下の瀧水都に属する沙富・凌沖は、紳士が能く子弟を統制していたため、反乱の影響をほとんど受けなかつた。

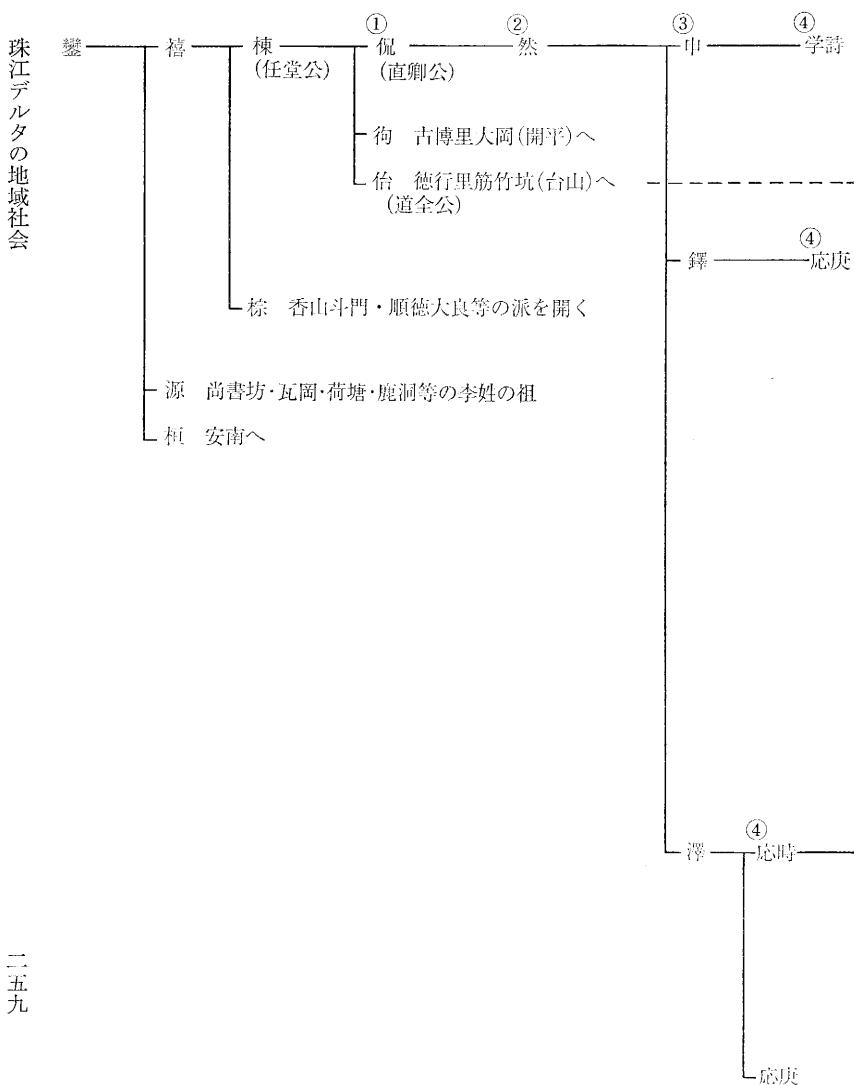
沙富張氏は、族の規模や族内有力者の富裕度、科挙体制の中での格づけ等の点からいえば、中程度の宗族といえようか。光緒『鄉土志』卷七、氏族によれば、張氏のうち、②榮の子孫は、沙富に分居するもの約三〇〇〇丁・塘河約一〇〇〇丁・豪山約七〇〇〇丁・江門北街約三〇〇〇丁<sup>78</sup>、②華の子孫は、開平張橋郷に分居するもの約六〇〇〇丁、②昌の子孫は開平沙岡郷に分居するもの約五〇〇〇〇丁・新会下凌沖約二五〇〇丁で、新会県城の張姓はこの凌沖房から出ており、総計新会に定住する張族の族丁は一万余であるという。張氏の主要部分は開平県で繁栄したようである。

(iv) 七堡李氏



七堡李氏は鑾を始祖とする雲步李氏の一派で、雲步李氏については民国一六年（一九二七）、二三世孫楊芳らの序を附した『雲步李氏宗譜』不分卷（完成は民国二三年。以下『李氏宗譜』と略記）がある。これによると、李氏の

表14 雲步李氏



始遷祖は棟（号任堂）で、棟が南宋初に、江西吉水（江西吉安府）から南雄に移り、盜賊の難を避けるため、三人の子、侃・徇・怡に命じて母とともに広州へ南遷させ、長子侃（号直卿）が新会石碑都雲歩里に居を定めた、という。次子徇は古博里の大岡（後、開平県属）へ、三子怡（号道全）は、徳行里の筋竹坑（後、台山県属）へ遷居した。石碑都には雲歩の地名は見当らないが、族譜中の「新会真輿図」の説明に、「按岡内石歩即古雲歩」とあることにより、石歩を古くは雲歩と呼んでいたことがわかる。雲歩II石歩李氏の一世祖①侃の五世孫⑤重裕の子⑥帝祐（号秩泉）が、元末に、母に随つて潮陽都高第里に遷居、「実業」を以て家を興した。

この⑥帝祐が「七堡開族之始祖」である。「雲歩李氏宗譜」に収める族人の範囲は、それに先立つ③申・鐸・沢の子孫すべてであり（表14参照）、列伝譜等では、各人について五世を基準に、裕派、正派、益派などと十三の派に分けて注記し、それぞれ⑤重裕の子孫、⑤正夫の子孫、⑤益夫の子孫であることを明示している。<sup>(79)</sup> このうちの⑤重裕の子⑥帝祐の子孫II裕派が特に優勢で、「族居譜」によると、裕派は七堡の二四里に、さらにいくつかの支派に分かれ聚居しており、七堡李氏は県内の望族の一つとなっている。裕派以外では、正派と恒派の子孫が雲歩II石歩にとどまつたのを除き、「按十二夫遷居立業者頗多、皆自七・八世以後事也」<sup>(80)</sup> とあるように、七・八世（明中期）以降、子孫が増え限られた土地では暮らせなくなつたためか、各地に分散、「立業」した。<sup>(81)</sup>

石歩にとどまつた正派と恒派の子孫も増加、清末光緒期には、一八〇〇〇人に上つている。<sup>(82)</sup> この二派に属する人物の列伝を辿つてみると、正派⑫元の伝に「官商好礼、晉增置腴田一百頃」とあり、恒派⑬仁の伝にも「賦性激烈、奏免本戸虚税五頃有奇、永除後累、族人德之」とある。「虚税」だけで五頃ということは、裏をかえせば、相当額の「実税」を有していた、ということであろう。この時期に、正派から⑪経（成化二年、一四七七）、恒派から⑪昇（成

化元年、一四五六年）がそれぞれ舉人になつてゐる。しかし、その後は、清末に至るまで、舉人は出でていない。ただ、正派<sup>24</sup>廷光の伝に、「賦性嚴正、能整肅族綱、歷任河村局董、里中有糾紛情事、得公排解、無不折服」とあつて、<sup>25</sup>廷光は河村局の局董として重きをなしていたことがうかがえる。河村局については、「岡州公牘」に「論河村公局紳士」・「論河村大沢各局紳士」などが収められていることから、河村局が設置されていたことを知り得るが、河村を代表する紳士として「岡州公牘」にしばしば登場するのは、河村談雅出身の閻之翰（咸豐元年舉人。前出「飭定葵扇章程論」にもその名がある）であり、石歩李氏の族人は、県レベルの公事では目立つた活躍はしていない。

一方、裕派<sup>26</sup>七堡李氏は、「七堡李族……中略……初出四房、遞分十八枝七十二派、現丁男約九千余」<sup>27</sup>とあり、光緒期には、女子を含めると二万人近くが聚居していた。この裕派が隆盛に向かつたのは、乾隆期、十九世以降である。「列伝譜」から、裕派で目につく人物を拾い上げていくと、<sup>28</sup>

⑩ 廷斌（字鰲立、号五峯）

少讀書、長棄儒就賈、與弟龍立麟立合營海面漁業。自西河口至崖門古兜等處、向與蛋戶販運出售、歷年相安。不料蛋戶忽被地痞強買勒抽、鰲公以海面係蛋戶謀生之路，竟被霸占海權、殊乖公理。但此時蛋戶亦未承海面灘照、鰲公兄弟等商定自出資本，將西河口一帶海面浮流出蛋戶名字，在省藩司報承灘稅，遂蒙批准發回灘照、永歸蛋戶子孫管業。地痞仍與鰲公涉訟多年、鰲公卒護勝訴、將地痞拘究、自後始得安業。後該蛋戶將灘照按與鰲公兄弟等、掲出資本以為採捕費用、如無歸欵、任由自納灘稅、永遠批租抵息。此報承灘稅、得有海面權利者、皆由鰲公等胆識兼優、及龍公又善於經營漁業所致。

⑪ 廷斌は、弟<sup>19</sup>龍立・麟立とともに海産物の販売業を営んでいた。従来、「西河口から崖門古兜に至る」一帯の海産

物の販売は、「蛋戸」と共同して行なつてきた。ところが、おそらく乾隆期<sup>(86)</sup>、「地痞」が「蛋戸」の海面権を奪おうとした。このとき「蛋戸」は、まだ海面の「灘照」を取得していなかつたので、廷斌兄弟が資金を出して、西河口一帯の水上で暮している「蛋戸」の名で、藩司に「灘税」の請負いを申請して許可され、「灘照」を発給されて、「蛋戸」の子孫が管業することとなつた。「地痞」との訴訟抗争はなお続いたが、廷斌がついに勝訴した。その後、「該蛋戸」は「灘照」を抵当にして廷斌兄弟から資本を借りて漁業資金とし、もし返済できないときは、「灘照」は廷斌兄弟のものになる、ということにした。こうして廷斌兄弟は、結局「灘税」納入者となり、海面権・漁業権を取得したのである。

②朝輝（字炳德、号煜南）

少貧苦、以勤儉起家、善居積、不十余年致金累鉅万、性篤厚嗜義、嘗營茶絲業於澳門、（後略）

②朝輝は貧困から身を起こし、十余年にして鉅万の富を蓄えた。マカオで茶絲業を営んでいたことがある、というから絲茶貿易にたづさわっていたのである。「公雖商於外、然事繼母黃至孝、歲每帰省視」ともあるから、外地に遷居したわけではなく、七堡に足場を残している。朝輝伝には、この後に、同治一〇年（一八七一）のこととして、官兵が令を奉じて七堡郷に犯人逮捕にやつて来たのを「郷人」が殴つて重傷を負わせ、犯人を奪い返す、という事件が起こり、七堡を掃討せよとの議があつた際、②朝輝らが対策を講じて事なきを得た、という話が記されている。

②上元（字象漢、号捷三、道光二四年武舉人） ②上元は、天地会反乱の際の県城守備と、崖門砲台の督修に功があつたとして、知県が崖門千総を委任しようとしたが、「公淡於仕進、不允就任、仍以漁業世其家」とあり、②上元も漁業を営んでいたことがわかる。なお、『李氏宗譜』は、天地会反乱そのものについては、特にふれておらず、武

舉人である<sup>21</sup>占元が県城の守備にあたっていたくらいであるから郷里七堡はさほど大きな影響は受けなかつたのである。

②廷襄（字世縉、号弼翁、別号官雲）

令徳翁季子也。公之先累世業商、至令徳公初業儒、繼乃棄儒就賈、挈公往順徳大良城、營一煙茶檳薑店、艱難支搘、頗有贏利。

③廷襄の祖先は代々商業を営んでおり、廷襄も父に連れられて順徳県城に行き、「煙茶檳薑」・タバコ・茶・檳榔・こんにゃく芋などを商つて頗る利益が上つた、という。子の<sup>22</sup>鵬章は、祖父の令徳公が果たせなかつた志を継いで、光緒一五年（一八八九）、举人に合格し、『李氏宗譜』の譜序を撰している。孫の<sup>23</sup>抗希についても、「孫抗希亦著名報界、此次修譜捐助全部印刷費」と、新聞界での活躍と本宗譜編纂への資金面での貢献を記している。

④煦祥（字英象、号春山）<sup>(88)</sup>⑤煦祥は、父に随つて北米サンフランシスコで商業を営み、書画鑑賞の素養を活かして、駐米公使陳荔秋（光緒元年任命、同四年着任、同七年離任）の知遇を得、中華会館を創建し、北米華僑の重鎮として活動した。後、帰国、ついで雲南・貴州・広西方面へ商売に行き、大いに儲けると、「善院」や「掩骼会」などの義挙を提唱して（利益の一部を還元し）、商売を諸弟に委ねて帰郷した。<sup>(87)</sup>帰郷後は、郷里の慈善事業に貢献した、という。

以上の如く、七堡李氏は、一九世孫、ほぼ乾隆期以降、主として漁業と商業によつて財を成し、隆盛にむかつたことが明らかであり、科举においても、乾隆一九年に<sup>19</sup>夢班が七堡李氏始まつて以来、初の進士に合格、続いて<sup>19</sup>英選（号若珠）・<sup>19</sup>惠元がそれぞれ乾隆二四年と四八年に举人に合格している。

## 四 趙氏と莫氏の抗争

沙坦の所有をめぐるこの抗争の直接の当事者は、南門莫氏と三江趙氏であるが、莫氏側には、当時の新会県の「邑中巨族」であった外海の陳焯之・県城の譚盛偉・天河の鍾応元らがつき、趙氏側は、余氏（後述）と三水県職員李燮元を使い、構訟二〇余年、その間に知県八・九人が代わり、「巨衿・大族・端士・正人・山長・局紳・文員・武弁」から「舉・貢・生・監」に至るまでことごとく渦中にまき込む大事件となつた。既に引用した聶爾康『岡州公牘』・『岡州再牘』<sup>(89)</sup>には、この件に関する計一〇件の稟・示・勘語等の文書が収められている。各文書の見出しはつぎの通りである。『聶亦峯先生為宰公牘』<sup>(90)</sup>に収録のものは、収録に際して附された見出を（）内に記した。e・f・g・iの四文書は収録されていない。

- a 趙莫兩姓案稟（查明趙莫兩姓田坦一案稟）、b 履勘趙莫兩姓田坦一案示（見出同じ）、c 趙莫兩姓勘語（趙莫兩姓田坦案勘語）、d 同知銜署廣東広州府新会県知県聶謹稟大人閣下（勘訊趙莫兩姓田坦案通稟）、e 新会県知県聶稟、f 広州府知府李謹稟、g 署廣州府事補用知府李謹稟、h 新会県聶謹稟（呈送趙莫兩姓沙坦全案清摺稟）、i 請寬限趙莫一案解省稟、j 断結趙莫二姓案讞語（見出同じ）
- このうち、文書hは、聶知県が趙氏側の言い分の矛盾を衝き、六四カ条にわたって完膚なきまでに論破した長文の稟文である。これら一〇点の文書に基き、前後関係を整理してコメントを附しつゝ、以下に事件の経過・背景を述べる。なお、各文書は内容上重複が多いと同時に、相互にくい違う部分もある。以下の記述の中で（a）（b、c）な

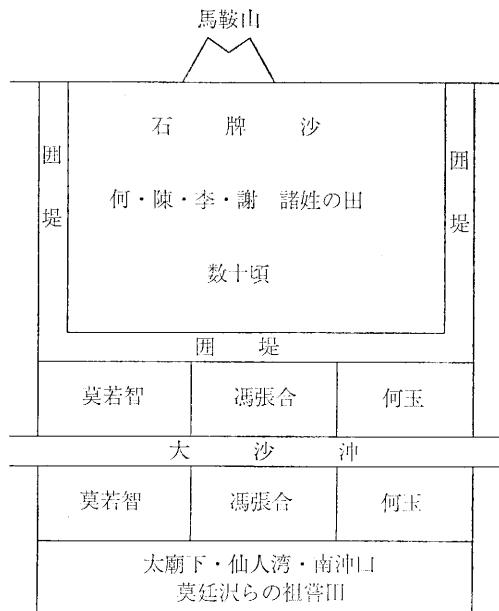
どあるのは、文書aからの引用であること、もしくはその項の記述が、主として文書a或いは文書b、cに拠ったものであることを示している。

先ず、問題の沙坦の位置であるが、臺知県が上級庁に送った報告書では、「添付した」と述べてある絵図が、『岡州公牘』には付されていないので、報告書の文面から書き出すしかない。「此坦枕近三江」・「田与伊村（三江）相近」（h—十三条・三八条。原文は各条に番号を付していない。筆者が便宜上番号を付したものである。以下、h—32の如く記す。）とあり、また、「拋趙茂頭呈称、蟻等向李變元等土名大沙馬鞍山石牌沙尾田傭工」（h—27）「而此三田之中、復隔一河、河寬八九丈、名曰大沙。舟楫常通、迥非溝洫之比。居是地者、皆名之曰大沙沖」（c）という記述がある。大沙は、道光『県志』では潮居二四図所属の村名中にその名があり（表1）、絵図を見ると、三江村の南に大沙の地名が見えるから、絵図に馬鞍山の地名は見当らないものの、問題の沙坦は、おそらくこの大沙であるうと思われる。この沙坦の業主と、各業主の田の位置を、文書C中の記述<sup>(91)</sup>等に基いて描いたのが、図2である。

(1) 莫芝雲らの祖莫宗立が、乾隆一〇年（一七四五）から三一年（一七六六）にかけて、前後して、莫懋可・何植悦・張垣宇・湯次季・区兆昌・呂積業・林茂滋・莫修鋒・莫得堯・許廣寛ら計一〇名から、土名太廟下・仙人湾・南沖口等の坦田五頃二〇余畝を買受しており、印契一〇紙も遺されている。また乾隆二八年（一七五三）、仙人湾・太廟下の坦稅四一畝を「報承」<sup>(92)</sup>し、印照を給せられて、同二〇年に納稅手続をおえた（給有印照、於二十年陞科輪糧）。（f）

(2) 一方、道光八年（一八二八）、余玉成・余發成・余上就が、馬鞍山石牌沙を報承、それをうけて当時の署知県

図2 大沙各田位置関係



張德馨（直隸遵化州人、拳人、道光八年署）が、沙坦は大小三塙から成り、税二頃九畝余である、と勘明（現地調査して明らかにする）、陞科・給照した（課税台帳に登記し、印照を給した）。このとき、即ち道光八年に給された照には、張知県が陞科を詳請した原稿によると、

靠東一塙、南至何玉官田塙、靠西一塙、南至莫若智塙、靠北一塙、南至馮張合老塙。（h—1）

と、四至が明記してあつた。ところが実は、この塙はどこにも存在していなかつたのだ、と後日、聶知県は指摘している。（d、h—1）

（三）道光一四年、余玉成は余廷卓に、莫氏の田内の坦草を盜割させた。このため莫氏は、余廷卓を捉えて「捕衙」に送った。余玉成の側も、「自分の佃が田畝で仕事をしようとして、莫若智に阻まれた」「莫若智が自分の田を占拠している」と訴え出た。（h—3・5、d等）

（四）道光二〇年、余玉成は「道光八年に報承・陞科した石牌涌尾二頃九〇余畝の佃戸が余中立から陳昭に、本年換わつたところ、どこの沙棍か知らないが、新佃を欺いて坦の東にある石牌尾涌を塞いでしまつた。附近の土豪が占拠しようとしているのだ」と具呈し、護割（収穫を武力で自衛すること）を願い出て准された。これに対して、莫廷沢

(監生)・羅成輝(大沙沙目<sup>(93)</sup>)等が「沙棍余玉成らが田禾を搶割(掠奪的に刈取ること)した」と具控した。(h-5)

(五)道光二三年九月一八日、余玉成が、自分の坦照を三水県職員李變元に「按与」(質入れ。cでは「典与李姓」とある。)したこと、及び、莫廷沢らが搶割していること、を訴え出た。同日、李變元からも、「自分は道光一〇年に余玉成の石牌坦一頃八〇畝を預かり(接受)、藩照を受取つたが、道光一六年一二月、盜匪にこの藩照を盗まれた。この件については、南海県にすでに届け出でてあるが、印照を補給(再発給)してほしい」との申し出があり、盗まれた藩照の写しと坦図が添付してあつた。李變元はまた、「莫姓が占拠しているために余姓が欠租している」とも述べている。後日、聶知県は、この点を取り上げて、李變元は、ただ、余玉成の欠租を控追すれば足りるのに、盗まれた藩照の写しと坦図まで添えて、己れの業でもない坦の藩照の補給に熱心なのは何故か、藩照の写しを提出できたのは、盜まれることを予想して、前もって写しておいたのか、と不自然さをつき、実は、この時、原照にあつた南の字を北に書き換えて“写し”と称して提出したのだ、とこの事件の核心を指摘、聶知県は、さらにつぎのように推理する。

おそらく、余氏、実は趙氏は、初め、北にある馬鞍山下石牌沙尾の田坦を狙つて「影射霸佔之計」を立てたが、そこには隙地がないので計画を変えざるを得なくなり、たまたまその南に莫廷沢らの祖嘗田があるのを見て、ここに狙いをつけたのであろう。しかし、原照には四至が明記してありごまかせないので、長年そのままにしておいた。そして、道光二〇年以後、莫氏の祖嘗田の禾稻を搶割していた——既成事実を作ろうとした——のだが、道光二三年になつて、余氏の背後で糸をひいていた趙氏が、「恃有移天換日手段、包打官司」を專業とする「積慣沙棍」である三水県職員李變元を、「特以重賄聘來」し、彼の入れ智恵で、先ず余玉成が李變元に藩照を按与し、その藩照が盗まれたことにして補給を願い出、その際に、原照では南と書いてあつたのを北に書き換える、というやり方で、莫氏の祖嘗田

をのつとる計画が実行に移されたのだ、つまり、余氏が藩照を李氏に授与し、これが盜まれた、というのは、道光二三年に捏造された作り話である。そのためにいろいろ矛盾が出てきたが、彼らはそれに気づかなかつたのだ、と。（c、d、h、等）

（iv）道光二十五一二七年の間に、陳壽頤知県（江西玉山人、進士、道光二五年任）が莫廷沢らを帶同して、問題の坦の土名・四至を現地調査し、莫氏の契・照と符合することを確認して、莫氏に管業を許し、控案を抹消した。

（v）しかし、趙氏・余氏側は、陳壽頤知県の裁定に服さず、道光二九年、後任の邱才穎知県（福建光澤人、舉人、道光二七年任）が事件を引きつき、知県自ら勘丈の結果、両姓の坦はともに報承の額の半分しかない、として、双方に、以後接生の坦（に鑿照）を補給することを准した上で、翌三〇年、邱知県は田を余氏に断帰し、李鑾元に鑿照を補給するよう上級に詳請した。余氏と李氏は、この鑿照を受取るその日に田を趙氏に売与し、趙氏はこの日すぐさま投税過耕して（納税と名義書換の手続をして）明らかな証拠とした。こうして莫氏の田は始めて趙氏の業となつたのである。（c、d）

（vi）莫氏はこれに承服できず、「邱知県はわが祖の太廟下などの熟坦を余姓に断帰した」と、省に赴いて翻控<sup>(95)</sup>していたが、邱の後任胡湘（湖南人、監生、道光二九年代理）を経て、陳応鵬（山東濰県人、進士、成豐二年任）が後任知県として着任すると、莫氏は、「趙姓有照有契、有卷有判、鉄案不磨、尚復誰能翻異」という情況の中で、ついにこの田を、県城の紫水義学に捐帰することを願い出たのである。陳応鵬知県はこれを批准したが、趙氏は具結せず（受諾の誓約書をいれることを拒んで）、「族大人衆」を持んで依然として搶割をつけた。（c）しかし、莫氏及び紫水義学の紳士たち、そして贛知県も、田が義学に捐帰されたからには、莫氏はもはやこの抗争の当事者ではなく、義学対

趙氏の抗争に転化した、というたてまえをとり、以後の事態もそのように展開した。

(4) 以後、毎年、収穫期が来る度に「邑紳」が県に押割（官權力による強制刈取り）を稟請し（紳士陳焯之等、以豪族踞搶等情、聯請移飭押割前來」（a））、知県が諭を發して營兵に押割を命じていたが、咸豐七年（一八五七）、ついに趙琯平ら五名が砲撃されて死亡する、という事件が起きた。その時の様子を

（趙姓）胆於昏夜統其族衆數百余人、秉炬持鐮、轟然搶割。又復声之以炮械、助之以喊呼、火光燭天、人影動地、行同寇盜、勢極兇橫。弁卒驚聞、疑為盜賊、開炮轟擊、勢所必然、五命八傷。（d）

と描いている。趙氏はこの殺傷事件を上級各憲に訴え出た。

(4) 咸豐九年九月、聶爾康知県が着任した。着任早々、譚知県は、趙氏の訴えを受けた「憲台」から、この案について速やかに調べて報告せよ、また、殺傷事件の犯人・証人を拘引して府に送れ、との批を受け、両造の租田の稟單・印契・糧串及び歴代知県の勘断・義學に捐歸した際の關係文書等、全案卷のすべてに目を通した後、七日間を費して実地踏査の上、両造を召喚して審問した。（a、h—1）一〇件に上る膨大な文書は広州府知府李福泰の稟文二件（f、g）を除き、すべて、これらの調査の結果と譚知県の判断を記した上級庁への報告書である。

前任の陳応聘知県が、莫氏の要請を認めて田を義學に捐入したことについて、趙氏は、「（莫芝雲等）忽復申同義學婪紳陳焯之等、籲請新任譚縣主飭差押割」・「不料婪紳鍾應元等、遞藉義學出頭、扛訟播弄」（a）「閩邑紳士受賄扛幫」（h—46）などと、上級に訴えたが、これに対しても譚知県は、莫芝雲を「品學兼優、實為閩邑秀才之冠」と称え、搶割や殺人とは縁がない人物である、と判じ、また、陳焯之らについても、「其所以首列候選道陳焯之・候補府譚盛偉・部曹鍾應元者、蓋以三紳皆係邑中巨族、素為人望所歸」と述べ、区区たる賄で動くようなことはない、と記して

いる。(h—46) 莫芝雲(生員)は、咸豐七年に誣告されて、莫如春(生員)・莫歩雲らとともに広州府に護送、(南海県署の礼房に)押候されていたが、<sup>(47)</sup> 咸豐二年、鄉試の年に、「局紳舉人陳殿桂・何璗・陳殿蘭」らが連名で、応試のための保狀を願い出、これを受けて聶知縣も上級各府に對して、「衆紳」と知縣自身が保証するので保狀を准されたい、と稟請している。(e)

見てきた通り、知縣と主要郷紳が結束して趙氏と対決している形だが、趙氏の側も、總督・巡撫・按察使・学政・廣州知府のすべてに赴いて翻控し、(h—59) 結局、「既衆紳妥為調停、而兩造亦願休息。姑念田本貢從余姓、案亦斷自邱公、契卻是真」、つまり、衆紳の妥当な調停もあり、また、両者とも休息を願つてることもあり、もともと趙氏は田を余氏から買ったのであるし、邱知縣がこの坦を余姓に断帰して墨照を補給し、趙姓は余氏からこの坦を買受けて、確かに印契もある以上、趙姓の管業を認めるしかない、ということになつて一件落着した。(j) 五名の人命が失われたことについては、武官が「下手人」として差し出した巡丁の馮・梁二人が獄中で病死したことで償われた、としている。(h—45・48・j)

以上が聶知縣の報告書に基いて描き出した抗争の概略であるが、当事者である莫氏、趙氏とともに『族譜』にはこの件にふれた記述が全くない。抗争に登場する人物についても、『莫氏族譜』の「世次」(宗支図)は嘉慶期(十七、八世孫)まで、『趙氏族譜』の「譜牒」(同上)も、大進房士明派を除き清初(二三世孫)までしか載せていないため、宗支図にあたつて確認する手だても限られている。この点を前提とした上で、つぎに登場人物及び抗争の背景について検討を加えてみたい。

先ず、問題の沙坦は莫宗立が乾隆年間に購入したものであり、莫宗立は、既述の通り、莫氏一族中でも最も優勢な房Ⅱ象泉祖八房の族人（十四世孫）である。趙氏との抗争で最初に前面に立った廷沢（監生）と廷蕙（監生）は兄弟で、この莫宗立の孫（十六世孫）にあたる。兄廷沢は道光『県志』に六円<sup>(98)</sup>を捐銀しており、係争の沙田を紫水義学に捐帰したのは弟の廷蕙である。兄廷沢は道光二九年に病死し（h—38）、弟廷蕙も「年逾八十」（h—61）と老齢であったため、その子芝雲（eでは生員、d・fでは附貢生）が控案を引きついだが、咸豐七年、趙氏に殺傷事件の犯人として訴えられ、如春（附生、廷蕙の姪）・歩雲（武生、廷蕙の姪、砲撃の下手人とされている）とともに収監される羽目となつた。<sup>(99)</sup>

一方、趙氏側の登場人物で、『趙氏族譜』の譜系上確認できるのは、沅英唯一人である。前述の如く沅英は咸豐譜を編纂しており、『趙氏族譜』卷二、修譜人名録に、

清岸生 沅英仲配連城房君綏公之長子季驥、季驥公之元孫宗頼、宗頼公之長子仲配、字言英、別號宇、庠名沅英、寿七十三歳、生四子、長子士派廩生、次子士泮庠生、三子士派三十六名舉人、四子白丁。（連城房以下白丁までは割注）

とあることから、沅英が連城房の族人であること、子の士派が举人になつていることを知りうるのである。趙氏は十世で連城戸（房）と大進戸（房）に分支しており、同治元年現在、連城房は族人数一〇〇〇余人、大進房は四〇〇〇人を数えているから、連城房は、大進房に比べると弱房ということになるが、覇知県によれば、「卑県糧賦、以西南一方為最多、西南方中、以三江一村為最富、三江村内、以趙姓一族為最強」（h—57）とされる県内屈指の富裕な大族中の相対的な弱房であり、沅英自身、溢坦一〇〇余頃を隠匿している、と訴えられている（表9参照）ほどの大

地主である。沅英はまた「統衆持械之生員趙沅英等」(a)とあり、この抗争では実力行使の部隊長格で活躍している。

趙氏の「別働隊」として働いた余氏（余玉成・余發成・余上就等）については、『県志』選舉表・列傳などによるところ、県城、河塘、大樹下、忠孝などに余氏が定住していたようであるが、どの余氏か特定し難い。「余璿即余璇溥、余璇溥即余玉成」(h-29)、「據莫廷汎呈控余玉成即余璇溥一節」(h-30)とあることから、余玉成は余璇溥即ち余璿ということのようである。忠孝村（潮居図）から順治年間に進士余玉成が出ているが、しかし子孫がその祖先の実名を使つたとは考え難い。

莫氏が沙田を捐帰した紫水義學は、嘉慶一九年に候遷道蘆觀恆（洋行広利行経営者）の子文舉らが、父の遺囑に従つて県城内に創建し、公產として田二頃二〇畝を寄附したもので、この田の管理は、県内の紳士が公舉した首事に委ねられていた。<sup>(脚)</sup>なお、莫氏が紫水義學に捐帰したのは、「自願將此一頃余畝捐歸紫水義學收租」(h-58)とあるから、趙氏側が所有権を主張していた二頃九〇余畝の一部だったようである。趙氏が「義學姦紳」と称している陳焯之は、外海陳氏の族人で、既述の如く県内隨一の財力を誇っていた人物である。同じく「禁紳鍾応元」とある鍾応元は天河（中樂都）の人で、咸豐元年の舉人（刑部七品小京官）である。鍾応元の父廷芳について、同治『県志』卷六、列伝に、「少穎異、以養親故棄儒業。然耻作傭賈、乃學種樹、中歲致貲巨万」とあり、「植樹」が何の樹か定かでないが、天河郷は第二章第一節で述べた如く、順徳県に隣接した養蚕地帯であるから、桑樹であろうか。鍾廷芳は、嘉慶から道光初にかけて、桑の栽培と販売で産をなしたものと推測される。彼はまた、天河上圍の築堤でも知られており、その子が応元である。天河の鍾氏は、応元が舉人に合格するまで、一人の舉人も出ていない新興郷紳である。ほ

かに聶知県の報告書中みえる「候補府譚盛偉」は、県城在住の例貢生で、陳殿蘭『岡城枕戈記』に「邑城富戸首称譚黃」とある譚姓の族人と推定される。収監されている莫芝雲らの応試のための保釀を願い出た「局紳舉人陳殿桂・何瑄・陳殿蘭」はいずれも県城在住で、何瑄は道光二六年の举人、尚書坊何氏の族人、陳殿桂と陳殿蘭は、名の一字を共有していることから同族と推定され、殿桂は道光二〇年の举人で、紫水義学主講、殿蘭は嘉慶一六年の進士陳發元の孫で生員<sup>(1)</sup>、前出「公覆省垣三山長論清丈沙田書」及び天地会反乱鎮压の記録『岡城枕戈記』を残している。

さて聶知県がこの趙莫抗争の解決——それも莫氏側に立つての解決に、これほど多大のエネルギーを傾注したのは何故であろうか。また、沙田地帯では極くありふれた沙田をめぐる両姓の抗争が、ついには一県挙げての大事件に發展したということは、何を意味するのだろうか。

莫氏は県城に定住し、明代以来途切れることなく紳士を輩出してきた名門ではあつたが、乾隆以前はまだ子弟を恩平籍で応試させていたことからうかがえるように、土着性が弱く、沙田地主としても出遅れ、趙氏と五角に争うには力不足だったのであろう。そこで莫氏は、紫水義學——県内有力郷紳に援護を求め、ここに莫氏・有力郷紳が趙氏と対決する形となつた。一方の趙氏は、清朝末端権力の支配が及びにくく僻地にあって、元初以来五百余年間、強固な宗族結合と宗族武装・実力行使によつて広大な沙田を獲得・經營してきた「土豪」である。聶知県には、このような県内の僻地に割拠して「抗官由來已久」(h-54) 且つ「恃強霸佔、逞衆横行」(h-57) して各姓から指弾される趙氏の勢力を挫じくと同時に、この抗争をテコとして、県内最高の声望を有する尚書坊何氏、最も富裕と称される外海陳氏と県城の譚氏、新興勢力である天河の鍾氏等、県内の有力郷紳を知県のまわりに引き寄せ、知県権力を支える足場をかためる狙いがあつたようと思われる。しかし、趙氏側も總督・巡撫以下廣州知府に至るまで、各上級府に

赴いて翻控し、「衆紳」の調停もあつて、最終的には勝利を占めたのである。趙氏はこの時期（咸豐期）、族内に武進士（龍安、道光二年）、武舉人（福安、道光八年・壯猷、咸豐一一年、同治四年武進士に合格）を擁していた可能性はあるものの、進士・举人は擁していないにもかかわらず、總督・巡撫まで赴いて翻控し得たのは、前任の邱知県が、問題の沙坦を余氏に断帰して墨照を給し、趙氏はこの沙坦を合法的に余氏から買受けて印契もある、という「鉄証」に助けられたのではあるうが、あわせて財富の威力が發揮されたであることは想像に難くない。趙氏はこの事件の進行とほぼ同時期に、前述の如く「土豪」からの脱皮をはかり始めたようである。

## 小 結

聶知県が最初に新会県に赴任したのは、咸豐九年九月、天地会反乱がほぼ収束した四年後であり、天地会反乱の醸成・爆発・収束と平行してこの抗争が進展した形になっている。これが偶然の一致でないとすれば、抗争が全県をまき込む大事件へと展開した社会的背景と天地会反乱を惹起したそれとの間には同質性があるということであり、換言ば、両者は、宗族秩序・地域社会・地方権力の再編成過程の、二つの局面を表現しているといえよう。はじめに述べたように、天地会反乱と郷紳の問題については、続稿でとり上げたい。

（未 完）

1 片山剛『珠江デルタ桑園田の構造と治水機構——清代乾隆年間～民國期——』『東洋文化研究所紀要』第百二十一冊、平成五年三月。

2 乾隆『県志』卷一、輿地志、沿革。

3 墟が減っているのは、雍正一〇年に、鶴山県設置の際、古勞墟などを含む西北部の地を割いたためである。

4 巡檢司については『清国行政法』第一卷下、第二編行政組織、第四章地方官庁、第一節第二款「清朝制度ノ概要」に、司ハ一見行政区劃タルカ如シト雖モ然ラス。蓋シ巡檢ノ掌ル所ハ主トシテ盜匪ノ緝捕彈压ニ在リ。即チ警察權ノ行使ヲ主トシ、間司法權ノ一部ニ及フ。従ヒテ司ハ警察署ノ管轄区域ニ類スルモノニシテ、之ヲ認メテ一般行政区劃ト為スコトヲ得サルナリ。(第一卷下、一九頁)

とあるのを参照。

5 光緒『鄉土志』卷十四、物産には、また、

菸草種於河村・杜阮・棠下・天河各處、稻田中年中或一於二稬、或於稻瓜各一造。蓋種菸在十月以後、採菸在三月以前、菸与稬不同時、故可週歲而輪種之。……江門有工廠數家、製為絲綵、為邑中出口貨之最大宗。

とある。西北部の河村を除き、杜阮・棠下・天河はいずれも東北部にある。

6 同じく光緒『鄉土志』卷十四、物産に「絲繭出於天河・荷塘各鄉、江門織絲廠有二家、共約女七百人。」とあり、江門にも織絲工場があった。

7 以上の敍述は、佛山地区革命委員会『珠江三角洲農業志』編写組『珠江三角洲農業志(初稿)』(一)『珠江三角洲形成發育和開發史』、一九七六年、によつた。以下、『農業志』と略記。

8 前記注<sup>7</sup> 参照。

9 「公覆省垣三山長論清丈沙田書」は、新会県地方史志編纂委員会顧問陳占標氏が自ら筆写された写本を、氏の御好意で複写していただいた。その後、広東省中山図書館所蔵の稿本と対照したところ、陳氏の筆写本では「以下缺」となつてゐる末尾の部分に、なお六行ほど結びの文が続いていることがわかつた。なお、中山図書館稿本には、筆者陳殿蘭の名が記されておら

ず、その代わり、最後に「同治七年八月二十七日記」と年月日が入っている。本文の語句にも若干異同がある。この「書」の筆者が陳殿蘭であることは、陳占標氏の筆写本によつて知り得た。記して感謝の意を表したい。この史料は、「公覆省垣三山長論清丈沙田書」と「書論清丈沙田書後」の二つの部分から成つており、官の清丈の要求に対し沙田地主と紳士たちがどのように対応したかを知る上で好個の史料である。

- 10 光緒『鄉土志』卷九、實業にも、「全邑田畝冊九千四百六十頃有奇」とあり、史料(1)の正確さを裏づけている。  
11 民國期（一九一二一一四九）の珠江デルタにおける沙田の分布概況を、区式鉢「新会潮連鄉土小志」（『廣東文獻』四卷一期、一九七四年）はつぎのように簡潔に記している。

吾粵沙田、惟珠江三角洲有之。珠江出海口有四門、乃虎門・橫門・磨刀門・崖門是也。虎門在東莞・番禺兩縣境、乃著名之万頃沙所在處。橫門在中山縣東南。磨刀門則在中山縣之西南及新會縣東南、為中・新兩縣之分界水、東岸之古鎮・黃梁等都——即鑿石・斗門、以迄金斗灣、為中山境、西岸之百頃沙・大鰲沙・竹州頭・銀潭等處為新會境。崖門在恩平銀洲湖之南、一名虎跳門。四門之沿海地帶、均有沖積而成之沙田出現。沙田土壤肥沃、歲收豐稔、而河道縱橫、交通尤便。故潮連・外海・荷塘等鄉之富裕者、恒以置沙田為尚、以致百頃・上橫・大沙・迄橫山・粉洲一帶、莫不有鄉人所置之田疇。

- 12 蕉園の租佃關係に関して、譚爾康『岡州再續』卷三、『何彥恒批』に、つぎのような事例が見られる。

何彥恒の叔父の何朝剛が、道光三年に、（何氏の營業である）蕉園を「承批」して蕉樹を植えた。毎年租銀一四〇両を納めるべきであるのに、咸豐八年に、伯父何嘉源が清算した時、欠租二八〇〇余両に上つていた。よつて何彥恒が「將基推回本祖、由三房公同批佃、遞年租銀、除糧祭外、其餘三房分取」との訴えを知県に呈したのに対し、知県の批は、該基有底面之分、基底係屬營業、每年租銀一百四十両、自當三房均分。至甚逋租貴、則朝剛自行增種、係伊名下一人之物、無論何嘉源有無承頂、亦與該生無干、並與祖營無涉。と述べている。

また、同書卷四、「李心衡呈控梁宗炳背批加租陷欠図眷等情一案<sup>証語</sup>」では、李心衡の祖が、乾隆一九年に、「十戸西北沖高地六畝七分」を「承批」して葵樹を植え、毎年、租銀一〇両零三錢八分を「十戸」に納めてきた。ところが、道光二三年から、李心衡は毎年租銀七両しか納めなくなつた。咸豐二年になって、(十戸を代表する?)梁宗炳が積欠を取立てようとしたが、李心衡は從わざず、逆に梁宗炳を「背批加租」として訴えたのである。梁宗炳は葵基を回収しようとして老葵數千柄を刈り取つてしまつたが、実は、李心衡は、この葵基を記委の黎健臣に「転批」していたのである。これに対し、粵知県が下した判決は、「梁宗炳於收回葵基時、亦曾割去黎健臣老葵數千柄、亦有不合」として、李心衡は譲納分の租銀一二六両五錢を「十戸」に納め、そのうち二六両五錢を黎健臣に委徳として支払い、一〇〇両を「十戸」に償還すること、李心衡は從来通り承耕し、毎年上期に租銀一〇両零三錢八分を納めること、「如不欠租即不換佃」というものであつた。さらに同書卷三、「張用思批」にも、「……將長聞葵基底退回李姓……」という一句があり、葵基には基底<sup>ノ</sup>所有權と基面<sup>ノ</sup>使用權が成立しており、基面使用權は、佃戸が租銀を納入している限り、基底所有權者<sup>ノ</sup>葵主が恣意的にこれを奪うことは難しかつたようである。

13 余樵子「解放前新会老葵行業概況」『新會文史資料選輯』第二〇輯、によれば、このほかに、「老葵行業」があつたといふ。  
老葵行業は、晒扇寮から「重頭白扇」即ち、製扇の原料としては使えない葵葉を買い取つて「搭寮」(小屋)・「棚葵」(葵タバコを広げて天日干しする棚)・「水貝」(農民の雨具)・「南尾」(船艇のかこい)などに加工、販売した。老葵行業を經營する商号と工人の多くは、県城西邊上街・下街に代々定住しており、余・伍・李三姓の人人が最も多かつた。筆者余樵子の先祖も、西墩上街で、咸豐年間に余協利商号を開き、起家した、といふ。

14 爨爾康『岡州再牘』卷一、「擬將新会葵扇改抽買扇之人以恤葵戶諭」

15 この転機の訪れは、光緒三〇年(一九〇四)に江門が「外埠」として開港され、それまですべて陸路で(南雄州梅嶺を越えて江西に出るルートで)運ばれていた葵扇の大部分が江門に運ばれ、「餉館」に托して「報關」(通関手続き)を行なつた後、江門北街の輪船に積み込んで香港に出口、さらに香港で開業している「接載館」(貨物運送請負公司)が、輪船による上海ま

での運送業務を代行、その後、個別に鎮江・漢口などの各地に販運されるようになったこと（A、関協晃による）、即ち輸送システムの変化とも関係があるものと思われる。

16 「岡州公牘」不分巻・「岡州再牘」四巻を閲読することができたのは、香港大学の譚棣華（前広東省社会科学院研究員）氏の示教と御協力によるものである。記して感謝申し上げたい。なお、聶爾康は、新会県知県に任ずる前後に、広東省内の高州府石城県（民国後濂江県）知県、南雄州知州、高州府知府を歴任しており、それぞれ「濂江公牘」、「梅關公牘」、「高涼公牘」を残している。これら「公牘」の中から主要なものを抜粹、編纂した『聶亦峯先生為宰公牘』が、民国三三年に、孫の聶其杰によって刊行されている。葵扇関係では④「飭定葵扇章程論」が『為宰公牘』に収められている。

17 「買扇之人」については「蓋此扇人人皆用、每人不過一持、即令其多費一文、似亦不甚喫苦」「取之買扇之人、不獨取之廣東買扇之人、而取之天下買扇之人」とある。

18 葵扇会館は、新会県が日本軍に占領された際、すべて破壊されたという。

19 C、城鄉聯によると、余慶堂は三個の基層組織、即ち晒扇行の聯義堂・合扇行の同仁堂・出江行の廣順堂から成っており、このうち晒扇行が最大で、合扇行がこれに次いだ、という。

20 原文はつぎの通り。

現聞新首事等僅於玻璃・三旛二等、每両抽銀壹錢、以為館中諸費、具見寒心任事、甚屬可嘉、第就會館而言、壹錢已足敷用。然縣中公事甚多、苦無公項可恃。每遇急需要款、率皆仰塵興嗟。與其竭蹶張皇、曷若預為籌備。且聞凡買扇者、俱須会館有名之人、以為中人、每両抽取二分、以為酬謝。今即將此作中之二分、統歸公用、在出者不覺為難、而聚之可成巨款。慮着該甲首等先將每年所產葵葉、某項可產若干方、每方可充若干銀、即以玻璃・三旛二款、每方抽銀一錢計之、年中可得若干方、其可收得若干銀、會館歲用又需若干、尚可盈餘若干、再將每両二分計算、年中可得若干。除却會館所需、所剩當更不少、將此所剩之項、逐年據寒稟官、一面報知局紳。

ここで言う首事は、各回憶録が述べている首事とは異なりむしろ甲首にあたるようであり、甲首と首事の別が明確でない。

22 中村哲夫 「ある華僑の宗譜」『シンボジウム 華南 華僑・華人の故郷』 慶應義塾大学地域研究センター 一九九二年十

二月は、「梁氏宗譜（新会）不分卷」を用いて、新会県の小橋・桐井（ともに大瓦司所屬）に遷居・開族した梁氏をじり上げ、華僑史研究の視点から分析を加えている。あわせて参照されたい。

23 劉志偉 「祖先譜系的重構及其意義——珠江三角洲一個宗族的個案分析——」『中国社会經濟史研究』、一九九二年第四期。

24 何卓堅本は「移新会牛肚灣、以姓立村、因名何村、遂定居」と記す。何村は、康熙『県志』の「嵩村」名中にも、乾隆『県志』の「鄉里」名中に、道光『県志』の「村庄」名中にも見当らないが、各『県志』の「墟市」名中に河村墟（石碑都）がある。なお、何村と河村は混用されているが、何村から、途中で河村に変ったようである。遵名都と石碑都は隣接した都で、いずれも西部の県境地帯にあり、清代には牛肚湾司に属した。

25 康熙『県志』卷七、選舉志、では、まだ「河村里人」となっている。

26 尚書坊何氏については、入手した族譜が不完全であるため、『県志』選舉表に基き、出身地が「尚書坊」と明記されている者のみを表に掲げた。出身地が「県城」となっている何氏も含めると、舉人では何縡（嘉慶二五年）、武進士では何岳鍾（同一年）、武舉人では何官萃（康熙二四年）・何鸞鵠（雍正二〇年）・何大進（乾隆三五年）・何兆陞（咸豐元年）がいるが、これらを含めたとしても、嘉慶以後の優勢は変わらない。

27 「新置土名開列」に挙っている三カ所（約二三〇畝）は「田形図」には見当らない。

28 注9、参照。

29 倫海浜 「清末民国年代新会行政区域の変遷」『新会文史資料選輯』第三輯、では、第八区に三江・九子沙が含まれている。また、広東省国土厅・唐東省地名委員会合編『廣東省縣圖集』広東省地図出版社、一九九〇年、中の新会県の地図にも、九子沙・九子沙開の地名が載っている。

30 順德県桂洲堡の胡氏も、乾隆期に膨大な沙田を取得しているが、同時期に、胡氏はまた武進士・武舉人を多数輩出している。拙稿「順徳團練總局の成立」『東洋文化研究所紀要』第一〇五冊、昭和六十三年一月、三三八——三四〇頁、参照。

31 葉顯恩・譚棣華「論珠江三角洲的族田」『明清廣東社會經濟形態研究』、廣東人民出版社、一九八五年、に、新会県の族田の例として、a、何文懿公堂のほかに、b、何世德堂、c、何炳如公堂が紹介されている。aは民国末年の状況を記した新会県檔案館所蔵何文懿公堂資料に基いており、族田の土名・畝数だけでなく、地租額・包佃情況まで含まれている。族田の土名・畝数については、『何氏家譜』の「嘗項稅畝列」記載のものとほぼ同じである。b、c、とaとの関係は未詳。道光『県志』卷末の「重修新会県志捐簽經費芳名」には、「何文懿舊捐銀三〇兩」があるが、b、c、の尊名は見当らないから、尚書坊何氏の、何文懿祖より下位の祖の祠堂組織であろうか。cについては、「道光年間に新会城に致和酒米店を開設、咸豐年間にまた、江門に、和盛銀庄を開設して、その利潤で族田一九〇畝を購入、民国二九・三〇年に三一六畝を増した」と紹介されている。

32 嘉慶五年（一八〇〇）、譚彝（新会人、乾隆五四年進士）の記す「秩然莫先生行述」『莫氏族譜』卷一、行狀。

33 嘉慶一七年（一八一二）、黎德符（新会人、嘉慶六年進士）の記す「秩然莫公墓誌銘」『莫氏族譜』卷二、誌銘。

34 『莫氏族譜』の原本は、(4)雲漢による『柳南紀錄』と題する個人的著作であり、宗族を挙げて組織的に編纂された族譜ではない。雲漢自身は、象泉祖七房に属しており、象泉以外の房の族人については全面的に掌握してはいなかつた——従つて「世次」の族人名には遗漏がある——ということも考えられる。

35 道光『縣志』卷九、人物下の莫象年の条に、乾隆『縣志』の莫象年の伝をそのまま引いた後、

案莫氏自前明已隸恩平龍驤衛籍、代有科目最為顯著。雖正德時卜居岡州、並未入籍。迨後人於乾隆年間、始以貢舉著籍新会、不能因其裔而奉混其祖也。（後略）

という按語を附している。これに対し、同治『縣志』卷十、訂議は、

莫姓自前明正德五年始遷新会、此時已入新会籍。邑志所載方歷崇禎間以至國朝順治乾隆間、皆有歲貢可考。蓋莫姓應試有三

籍。恩平者原籍也。龍驤衛者伊先世官錦衣衛陰龍驤衛、籍在北京也。至新会籍、向山各府州縣通考不拘定某県人、各姓皆然也。後世居恩平者考恩平籍、居順天者考龍驤衛籍、居新会者考新会籍。今莫象年伝後按云、莫氏前明已隸恩平龍驤衛籍、又云雖正徳時卜居岡州、並未入籍、迨後人于乾隆間始以貢舉著籍新会云云。豈有遷居三百年而未入籍之理。邑志所載歲貢豈偽耶。此考之未確也。至龍驤衛籍、係万歴間先世莫英官錦衣衛、方有此籍。

と、その誤まりを正している。即ち莫氏の応試には、恩平籍・北京龍驤衛籍・新会籍の三つの籍があり、夫々定住地の籍で受験している。原籍は恩平だが、応試の際の籍貫はそれほど厳格ではなく、新会に居住する者は新会籍で受験することができ、「各姓皆然」だというのである。龍驤衛籍については、⑥英の廢で、子孫のうち順天府に居住する者は、この籍で受験することができるようになった、という。しかし、『莫氏族譜』に載せている清順治・康熙年間の五貢（雍正年間には五貢は出でていない）は、琪・上卿の二名が『県志』に載せられていないほか、他はすべて『県志』では「恩平学」と注が付されている（莫奇のみ廉州府学）。乾隆以後は一名が『県志』に載つていないのを除き、すべて『県志』に載つており、新会学出身とみてよい。

36 嘉慶『廣東省新会県外海郷陳氏族譜稿』は、廣東省中山図書館蔵、民国『新校正陳氏族譜』は、東京大学東洋文化研究所蔵のもの。ほかに、道光二六年（一八四六）に、前出『新会龍溪志略』と同じ編者陳矩墀によつて編纂されたと見られる『陳氏正派族譜』の残簡一〇葉ほどが、廣東省中山図書館に所蔵されている。

37 民国『新譜』中華民国本郷人物志略。

38 民国『新譜』重刻外海陳氏族譜序。

39 民国『新譜』事略

40 『農業志』(一)、八〇頁にも「犁頭咀（外海東寧一帯）・黃欄沙（少吉圍、中樂一帯）等の坦は、宋代の惠陽の官吏陳莘隱の妻の奮田であった」と記されている。

41 「囑書」はまた、「倘有無嗣者、論親承繼、不許与女隨畜。如有帶來奩飾、与女從之、願留者聽之」と記している。

42 祖業と母梁氏の奮田など二頃がありながら逼迫していた、というのは修辞であろうか？

43 陳炬輝『新会龍溪志略』卷下、雜志。道光二六年（一八四六）の、編者の序を附す。

44 『農業志』（九四頁では、「外海では明中葉、陳姓の大官僚地主が権勢を借りて、牛牯脣・睦州・大鰲一帯の沙田を霸占した」と述べている。牛牯脣・睦州・大鰲は、外海郷の南方に広がった沙田である。

45 順徳県の李文田（咸豐九年、一八五九、進士、探花）に總校を請い、新会县城に北園を建てて藏板の所とし、「陳家版」と称した。

46 趙沅英「紅兵紀事」（冉至香山）、（重勒三江）（『近代史資料』一九五五年三月、に収録）。趙沅英は後述三江趙氏の族人で生員。本史料は、広東省中山図書館所蔵の「趙沅英手稿」のうち、正文II天地会反乱について記述した部分に、編者が「紅兵紀事」の題名を付したものである。編者の按文に「略刪其贅語」とある通り、省略箇所がかなりある。

47 同右「紅兵紀事」（賊劫外海）。史料中に「前六十年遭族人陳文江戮辱」とある件については、前掲注43『新会龍溪志略』卷下、事紀、に「洋匪劫村（嘉慶九年甲子二月二日）鄉匪陳明綱勾引洋賊鄭一劫村、擄去男女六十五人、傷命者六人、被劫者一百一十八戸」とある。嘉慶九年（一八〇四）は、咸豐四年から数えて五〇年前である。

48 譚祖恩『新会靖変識略』（咸豐五年刊）

49 注11参照。

50 潮連は、道光『縣志』卷二、輿地、都里には、

華萼都在城東北方、村二十八（採訪冊）大山嘴・山頭坊・麥園・湯村・河塘・三丫・三馬（以上華萼）高辺・良村（以上華萼）潮連・右坂寨尾（以上華萼）三園大嶺（華萼）蠅步・禾岡（以上華萼）篠灣・隔嶺・石頭坊（以上華萼）簪辺・霞村・岡頭・深沖・龍田（以上華萼）

とあり、華萼都に属する二八カ村中の一つに入っているが、——なお、華萼六岡はその理由は不明であるが欠如している。

### ——『潮連郷志』卷一、輿地略、坊里では、

蘆鞭水亭坊  
西槐里  
田邊巷  
海田坊  
以下略……

蘆鞭前坊  
昌沢里  
超龍里  
珠鏡里  
……以下略……

五図(直街  
南中  
雙龍里  
南薰里  
富榮巷  
打鐵巷  
以上屬西廟  
西安里  
中略)  
……以下略……

というように記されており、潮連郷の内部が、蘆鞭・巷頭・五図等、計一七の区域に分かれ、さらに各区域内に多くの坊、巷、里、街、社などを含んでいる。五図は郷内で最も広い区域らしく、南廟・西廟・東廟・北廟に区割され、それぞれの廟内に多くの里・巷が含まれている。一七の区域のうち、道光『県志』都里の中には村名として挙っているのは、潮連・坦辺・芝山のみである。即ち『県志』では、潮連を村として扱っているが、実態は、蘆鞭・巷頭など一七の区域のそれぞれが「村」に相当し、「村」の内部に、さらに坊・巷・里などの区割があり、蘆鞭・巷頭など一七の「村」を総称して潮連郷と称している。

『県志』で進士・举人などの籍貫を表示する際は、この一七カ「村」の総称である「潮連」で表示している。

51 『潮連郷志』には、道光年間に梁姓の進士・举人の名が多数挙っているが、梁姓は番禺県に移住している。

52 片山剛氏は、前掲注1の論文で、柔蘭開問題の処理主体が、乾隆末以降、從来の総戸11里排から紳士に移行したこと及び同族や郷の旧來の指導層と紳士との相違を指摘している。

53 百頃は外海の南、大鰐の北にあり、上横から粉洲までは、さらにその南、現斗門県の北部にある。大沙・横山・粉洲は、道光『県志』卷一、図説の絵図では、潮居都界内にある。

54 俗傳派の尚龍(慶雲公)についても、

國初經商於肇慶 積貿頗厚、時号為盧十万。既以商業所在、遂卜居於府城東門之火攻營。火攻營一名泥闌、泥闌以内、皆盧氏第宅。故泥闌為一時著姓。

とある。しかし、尚龍は「誣告」に因つて座を傾けた、といふ。

55 驥の三兄と四兄は、「均久客越南。各遺妻子多人、贍養屢欠」と、成功者ばかりではなかつたことも記している。

56 三名のうちの盧元標は、「盧氏族譜」卷二十二、恩采譜、武舉では、「咸豐元年辛亥恩科鄉試中式第名」となつてゐるが

『県志』『潮連鄉志』いずれにも、選舉表中に盧元標の名はない。

57 ほかに一九六八年、香港で刊行された趙仲光・仲蒼編『新会三江鄉趙氏家譜』がある。全文一三〇頁の簡略なものではあるが、末尾に「其休公自伝」（其休は編者仲蒼の字）及び「紀実」を取めており、三江が「民間抗日之先例」を開いたことを記している。即ち、其休は、初めジャワで商売をついてマカオで運輸業を営んでいたが、抗日戰争が始まると、「三江鄉民、抗日之意志堅強、拒受偽命、咸主備戰、惟辭竟無首、負責何人？」という情況の中で、其休が「納耆」等の要請を受けて「抗日自衛隊」を組織、指揮をとつた。日本軍が新会県城・江門を占領した後も、一族挙げて三江を死守したが、ついに占領され、三江は焦土と化した。其休は一九五〇年、香港に遷居している。

58 『趙氏族譜』によれば、良韶の父必迎公が廣東に入ったとき、僕一〇〇余人が従つたが、皆、附近の村郷——東郷・陸州・大涌・梅涌などに散居、「純然不雜、至今猶存閩語」とある。

59 宗支岡では、長子・次子・三子は「早卒」、四子が友寿、五子が友賢となつてゐるが、伝では友寿が長子、友賢が次子となつてゐる。

60 『趙氏族譜』卷二、宋高王十三世孫の条に兄弟の伝を記した後に、それぞれ「潮居三岡十甲排年列」「潮居一岡十甲排年列」を掲げてゐる。

61 原文はつきの通り。

及長兄接帰宗祖父良韶公經分田四十余頃、父嫁二女捨官沖等廻田十二頃為食、兄嫁二女又捨官田五頃余、兄又被入告派虛耗二十二頃。後因姑丈湯心麟・李貴穎・李循礼・姪婿翁烟波等、以捨舊田為名、侵佔為美、遂告係伸撫・伸立、所給浮生泥垣抵補

虛稅、尚未成業、後將泥垣散売。至正統四年己未六月十四日、被賈田人湯斯讓奪死。（卷二、宋商王十三世孫の条）

62 ㉙ 沈英が同治元年に記した『三江村圖記』（『趙氏族譜』卷二）に、  
子孫今五千余人此乃道光咸豐時約數也。至民國初年則一万余人。、族綱頗嚴肅、遠近賴安。

とある。割注は民国譜の編者の注であろう。族人數に関しては、「士端公房枝系」（同書、同巻）に、「三江族姓、乾隆初年不満二千、道光咸豐數逾半万、亦云盛矣」とあり、乾隆初年には一〇〇〇人に満たなかつた族人數が、道元・咸豐年間には五〇〇〇人に増えたことがわかる。このうち、四〇〇〇人が大進房、一〇〇〇余人が連城房で、連城房のうち三房（汝鶴房）が七八割を占め、四房は數十人、二房は二・三人にすぎないという。同族内でも優勢な房と劣勢な房との差が大きい。大進房と連城房はそれぞれ地域を分けて住んでおり、祠堂は大小合わせて四〇余カ所ある。

63 『沙沖劉貽燕堂族譜』では、「沙沖」としているが、各時期の『県志』・『郷土志』にはいづれも「沙涌」となつてるので、以下沙涌と記す。

64 「劉氏族譜」上巻、譜系、沙涌房世次列後に、

（一世祖景和）洪武二四年立籍遼名都二國一甲、戶首劉起元、輸弁稅糧。

とあり、また、同譜系、岡州官橋村歷伝世次には、

（三世祖富公）迨洪武年間隨田立籍于遼名都二國一甲里役。一子鎮。按洪武二十四年開立戶籍景祖也。閩源溪房亦於是年開立源清戶籍。 略無此高壽、元季亦不聞有開立戶籍事。核其年譜、時已五十有二。茲云立自富公、公為景祖之高曾、此時庶百有余歲矣。元季亦不聞有開立戶籍事。と記している。「顯溪房亦於是年開立源清戶籍」の源清あるのは、顯溪房が定住した県城五顯浦が源清都に屬していたことによる。

65 • 66 • 67 「劉氏族譜」下巻、十六世の条。

68 ⑯ 学煒について記した中に「鄉族素貧瘠、以故子弟多失學、遇凶歲菜色不免且辱焉。」ともある。

69 光緒『郷土志』卷十五、商務。

70 同前、卷九、寒業。江門が「洋埠」として開港されたのは光緒三十〇年である。

71 興和市については、『劉氏族譜』上巻、祠宇の条に、

興和市 在三帝廟後、坐癸向丁兼子午。創建于光緒三十三年丁未，是年八月初二日開市。如善堂銀五千兩、以作太始祖貽燕堂建立市場墟廊並建舖五間之費。另建大埗頭及猪乸架橋，該銀三千余両，亦由如善堂捐資。所有市中內外地方，皆貽燕堂與各業主永遠承批，照現時租佃加五，計每年由貽燕堂自行分納各業主地租，各業主永不得向各舖各地索討租項。至市中各舖地租與及內外地方埗頭河邊所有收益，尽歸貽燕堂自有之利權，與各地業主無干，亦與如善堂無涉。

とある。

72 「囑書」の最初では、「富居瀧水豪山、承祖父產業共有租穀一万二千余石」と述べているが、ここでは「統而計之、約一万千二百余石」と述べている。列記している租額を合計すると、一二〇九八七石となり、「東莞之處有祖貴采翁墳祠在焉。其租宜撥与劉德遠、以為看守墳祠春秋奉祀之需」とあるから、その分の一七五石を差し引いても一二〇八一二石となり、最初に述べている「一万二千余石」の方が数字が合っている。なお、「囑書」は租額のみを記し、畝數を記していないが、前述外海陳氏④湘の囑書（明永樂年間）中に、「大步瀧田四十頃、歲收租谷九千六百石」とあったから、田の種目等を無視して大雑把に比較すると、張氏の祖業は、四十余頃あつたことになる。

73 ほかに新会始祖譽及び①富の父⑩安の囑書を收めている。

74 『清河族譜』卷五、各房紀述。

75 誙を始祖とする張氏の、沙富房を除いたその他の支派に属する人物については、卷末に別に「歴代清河人物記」として、唐宋以来の進士・舉人・武舉・五貢の名を載せて いる。その中で最も多いのは、凌沖人（開平に遷居した昌派の子孫）、ついで棠下人、石頭人、沙崗人、小范人、豪山人、黃連人などとなつて いる。（黃連を除き、すべて新会県内）。彼らは、それぞれの

代に祖先が各地に遷居し、そこに定住して、「凌沖人」、「棠下人」などとなつたのである、彼らは、一人の遠い祖先を共有することによって一つの宗族を構成し、共有する祖先の宗祠を建設したり、その下での族譜を編んだり、祭祀を行なつたりする際には共同するが、日常的な社会生活の場では、ほとんど共同することはなく、各地域ごとの分派、即ち、凌沖派（房）、沙富派（房）などが、社会活動の単位として機能しているものと考えられる。なお、凌沖派も、沙富派も、その一部は県城に定住しているが、彼らはあくまで、凌沖派の県城在住者、沙富派の県城在住者なのである。

76 『清河族譜』卷二、長長房心一祖十七世以下図。

77 『清河族譜』卷五、各房戸籍、に

瀧水都二団五甲張賢戸 係明祖・榮祖両房。道光年間、榮祖房新開戸曰張栄昌。

とあり、⑯祖堯・⑰雅材を祖父・父とする⑯燐奎ら兄弟は、④光明＝明祖の系列に属するから、納糧戸籍は、新会県瀧水都にあつたものと推測される。即ち、応試の際の籍貫＝科挙戸籍は、納糧戸籍とは別に、日常的に生活を営んでいる土地に置いたようである。

78 江門北街の張氏については、民国二十四年（一九三五）重修『（張氏）瑞雲祖房家譜』があり、これによると、北街張氏は、

⑨循を第一世とし、循の曾孫堯卿を「開族始祖」としている。

79 ④応庚の長子⑤廉夫から④応時の三子⑤元夫まで名前に夫を共有する十二人を十二夫と称している。このうち廉夫と定夫はその後子孫が絶えている。

『李氏宗譜』列伝譜、五世祖重裕公十二夫列公伝。

80 雲歩李氏の全体は膨大な宗族であり、本稿では扱い切れないで、以下、裕派＝七堡李氏を中心に敍述を進めることとする。

81 光緒『郷土志』卷六、戸口、河村男女口調査数に、「石歩李姓一万八千」とある。

82 河村については、光緒『郷土志』卷十、地理に、「石碑都統称河村、村凡四十五」とあり、光緒期には石碑都全体を河村と

称し、内に四五カ村を含んでいたようである。なお、道光『県志』卷二、輿地、都里、では、石碑都所屬の村は三一カ村である。

84 光緒『郷土志』卷七、氏族。

85 「列伝譜」で見る限り、裕派以外からは、日ぼしい人物はほとんど出ていない。

86 この族譜は族人の生歿年を記載していない。同じ裕派の一九世孫變班・英選(芳若珠)・惠元がそれぞれ乾隆一九年・二四年・四八年に、進士、舉人に合格していることから、乾隆期と推定した。

87 この部分の原文はつぎの通り。

逾歲又作駱越之行。自是僑業愈操奇贏、迺広行方便、提倡善院及掩骼會等義舉、口碑載道、既而以商業委諸弟復柵載帰里。

88 雲歩李氏には、ほかに、怡(号道全)の子孫が、民国期に編んだ『道全李公祠族譜』、及び、怡の六世孫潛江の子孫のうち、七堡鄉邦頭里に居住している族人が、民国二四年に編んだ『李潛江公譜書』がある。後者によると、潛江の父仕聖が元代に七堡邦頭里に遷居した。元明時代、七堡邦頭里に居住していた氏族は頗る多く、「各姓雜處」であったが、清代になって李族が繁衍し、他姓はしだいに消えてゆき、「清中葉後、不見有外姓雜處、同時侃祖子孫、在七堡者人數突增」とある。「侃祖子孫在七堡者」、即ち裕派II七堡李族が、清中葉以後激増し、優勢となつたことがわかる。

89 文書a～hは、『岡州公牘』(不分卷)に、iは『岡州再牘』卷二に、jは同書卷四に収録。また、cは、滋賀秀三『清代中國の法と裁判』、創文社、昭和五九年十二月、一七四一七五頁に、その一部が紹介されている。

90 注16 参照。

91 文書cの原文はつぎの通り。

今按馬鞍山為該處極北之地、山下有數石森立、因名石牌。其下有田數十頃。皆已成熟、向係何・陳・李・謝諸姓之產、環築一圍。此外並無生坦可承、無所庸其報墾也。圍之下有何玉・馮張合・莫若智三姓之田。馮田居中、何東莫西、井然不紊。而此三

田之中、復隔一河、河寬八九丈、名曰大沙。舟楫常通、迺非溝洫之比。居是地者、皆名之曰大沙沖。固不得以石牌沙名之矣。河以南仍為馮・何・莫三姓之田、略無隙地、又其南始為莫廷沢等祖嘗之田。是為仙人灣・太廟下・南沖口等土名、即余姓所佔莫姓之坦、而趙姓所稱買自余姓之坦。

92 陳殿蘭「公覆省垣三山長論清丈沙田書」によると、乾隆二九年以前は、沙坦の「報承」（開墾完成の届出か）には、藩墾、県墾、県契、學單、が給され、同二九年以後は、藩照が給されることになった、とあり、また、「夫照也、契也、糧串也、固皆鈐有官印、而為有田者之左券」と述べる一方で、しかし、

照者業戶初承沙坦時請領之一紙耳。既已給照升科、便是民田民管、國家無民田不許分壳之禁、功令又無分一契即請一照之例、譬諸一坯之田、祇得一紙之照、而父分諸子、子分諸孫、甲壳諸乙、乙壳諸丙、豈人事之所能禁者。夫田可以分可以壳、而照必不可以裂。迨至輾転既久、有田者但以稅賦為憑、有照者留此故紙何用、拉雜摧燒而已、遺失不知何往而已。至於兵燹竊盜之不虞、水火蟲蛀之不慎、更人事之不能免者。是照固不能遍給、即契亦豈能尽存。

と述べ、照は田についてまわるものではなく、契も失われ易いから、結局、「於此則惟有按稅問田、吊驗糧串之法、庶幾一矣。」と、糧串（納稅領取書）を調べるのが、いちばん確かだが、しかし、これも、その田の有無がわかるだけで、田と税とが符合しているかどうかは、調べようがない、と言つてゐる。

93 大沙の沙目羅成輝は、「該田土名太廟下・南沖口・仙人灣、向係莫姓耕薄」と証言しており、聶知縣は「沙目知之最稔、此一詞足為本案之確証」と記している。問題の田を含む大沙全体の看守を請負う沙目＝沙夫頭の、この田は莫姓の田である、といふ証言ひとことで「本案之確証」となる、というほど、沙目、沙夫は沙田の事情に精通した者とみなされていてることがわかる。

94 何卓堅「新会當押業簡史」「新会文史資料選輯」第十二輯によると、押店には、当、按、押の三種があり、当店は入質期限三年、按店は二年、押店は一年だという。

95・96 翻異、翻控については、注89に挙げた滋賀秀三書、二八・三三・七〇・一八三の各頁、具結については、同書、一七五  
一七六頁参照。

97 莫芝雲は後に『子青詩鈔』(同治一一年刻)を刊行しており、その中の巻四、水石吟草、紀遇の初めに割注を付して、つぎ  
のように記している。

予祖田為邑三江郷趙氏踞、訴之有司者二十有三年矣。趙愈耽虎視、予乃以此田捐帰紫水義學。趙懾公議恐不勝、遂於丁巳歲  
誣予父子兄弟殺人事釁、被逮將置、不測適衡陽懾公來宰吾邑、深憫予冤鑄書發覆、事幾白、而趙富甲一邑、簞鼓主者仍不免連  
年羈執、……以下略。

98 個人名の捐銀者九一名中四〇番目。捐銀額は両、円二通りで記載されているが、末尾に「以上毎円七錢兌」とあるから、六  
円を換算すると四両二錢となる。捐銀総額は一六〇〇兩余、個人の捐銀者で金額が最も多いのは一四〇円(一名)、ついで三  
〇両(二名)、最も少いのは一円(一三名)である。

99 以上の兄弟、父子、伯(叔)姪の関係は羈知県の報告書に基いたものであり、『族譜』から知り得るのは、莫廷沢が莫大培  
(字宗立)の孫である、という一点のみである。即ち、『族譜』「世次」によれば、(14)莫大培には、(15)淮・澄・宏謨の三子があ  
り、第三子(15)宏謨には(16)廷沢・毓琳・毓惠の三子がある。抗争当事者の莫廷沢は、この(15)宏謨の長子(16)廷沢であろう。廷沢の  
弟は毓琳・毓惠となっていて、廷蕙の名はみえないが、或いは毓惠が廷蕙と改名したのであろうか。

100 道光『県志』卷三、建置上、学校。

101 同治『県志』卷六、列伝人物の陳燮元及び陳殿桂の各条。

△付 記▽

本稿で利用した族譜の多くは、中国の図書館所蔵のもの及びユタ系図協会所蔵のもの(マイクロフィルム)である。記して感  
謝の意を表したい。